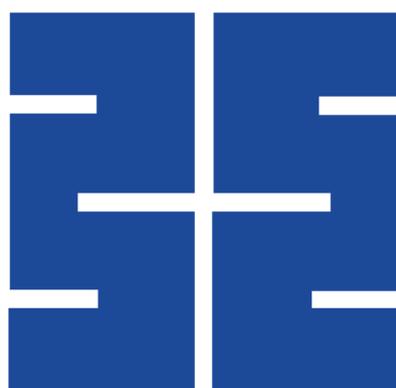


第4次

黒石市地域福祉計画

黒石市成年後見制度利用促進基本計画



令和3年3月

黒石市

黒石市民憲章

黒石市は、えぞ地であった昔から、水清く人情のあついで、あずましの里として栄え、「米とりんごといで湯」を誇り、「よされ、ねぶた」を愛してきたまちです。

わたくしたちは、これまでつちかわれてきた郷土の文化をさらに高め、豊かで活気にみなぎる黒石市の実現を願って、ここに市民憲章をかかげます。

わたくしたちは

- 一、ふるさとを愛し、水と緑を生かす
さわやかなまちをつくります。
- 一、心のぬくもりをひろげ、未来をはぐくむ
ふれあいのまちをつくります。
- 一、からだをきたえ、働くことに喜びをもつ
すこやかなまちをつくります。
- 一、歴史をあたため、かおり高い文化を築く
学びあうまちをつくります。
- 一、豊かな郷土をめざし、創意と活力に満ちた
のびゆくまちをつくります。



みんなで支え合い 共につくる 安心して暮らせる福祉のまちを めざして

近年、我が国では、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化などによる人と人との関係性の希薄化の進行等、日々変化する社会情勢により、地域・家庭・職場など、人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。また、被保護世帯の増加、自殺、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待等、地域住民の抱える課題が多様化・複雑化しており、生活上の困難を抱えた人が包括的に必要な支援を受けられるようなくみや、地域での課題解決力の向上が求められています。

本市におきましては、「第6次黒石市総合計画」に基づき、市民のコミュニティ力「黒石力」を結集した、持続可能な強いまちづくりを目指して施策を展開しているところです。今般策定いたしました黒石市地域福祉計画においても、この理念に基づき、「黒石型地域包括ケアシステム」の実現をはじめとした、市内10地区のコミュニティ力をいかした施策の展開により、地域をとりまく環境が厳しくなる中においても、年齢や性別、障がいの有無、国籍に関わりなく、すべての人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける社会を目指してまいります。

今後とも、「みんなで支え合い 共につくる 安心して暮らせる福祉のまち」の基本理念のもと、市民をはじめ関係者が一体となって「誇れるふるさと黒石市」の実現を目指してまいりたいと考えますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご意見、ご提言をいただきました黒石市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた多くの市民の皆様に衷心より感謝申し上げます。

令和3年3月

黒石市長 高 樋 憲

目次

第4次黒石市地域福祉計画

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 他計画との関係.....	2
5 計画の策定体制.....	2
第2章 地域福祉を取り巻く現状.....	3
1 人口・世帯の状況.....	3
2 各種団体等の状況.....	13
3 地域福祉をめぐる国の動向.....	15
第3章 計画の基本的な考え方.....	17
1 計画の基本理念.....	17
2 計画の基本目標.....	18
3 施策の体系.....	19
4 「自助」「互助」「共助」「公助」について.....	20
5 計画の重点的な視点.....	20
第4章 施策の展開.....	21
基本目標1 住民の心が通い合う地域づくり.....	21
施策1 地域活動の推進.....	21
施策2 コミュニティを基礎とした地域福祉の推進.....	22
施策3 安全・安心の地域づくり.....	24
施策4 災害時における支援活動の推進.....	25
基本目標2 安心できる未来に向けての人づくり.....	28
施策1 地域福祉の考え方や活動の周知・啓発.....	28
施策2 福祉教育の推進.....	29
施策3 福祉の人材育成とボランティア活動の推進.....	30
基本目標3 自分らしく生きるためのしくみづくり.....	32
施策1 包括的な支援体制の構築.....	32
施策2 生活困窮者対策の推進.....	33
施策3 自殺対策の推進.....	34
施策4 権利擁護の推進.....	35
施策5 再犯防止対策の推進.....	37
施策6 関係機関・団体や地域住民との連携.....	38
施策7 相談体制の充実.....	40
施策8 サービスを利用しやすい環境づくり.....	42

第5章 計画の推進	45
1 計画の推進体制	45
2 計画の進行管理	45

黒石市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の策定にあたって	47
（1）計画策定の背景と目的	47
（2）計画の位置づけ	48
（3）計画期間	48
（4）計画の進行管理及び評価	48
（5）周辺自治体との協力	48
2 成年後見制度利用に関する現状	48
（1）首長申立	48
（2）成年後見制度利用支援事業	49
（3）弘前圏域権利擁護支援事業	49
3 成年後見制度利用促進にあたっての課題	50
4 計画の策定によりめざす姿	50
基本目標1 利用者がメリットを実感できる制度の運用	50
（1）成年後見制度の周知及び啓発	50
（2）ニーズの把握と早期発見	50
（3）成年後見制度の利用ありきでない他の福祉サービス等の一体的提供	51
（4）利用支援事業のあり方	51
基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	51
（1）中核機関の設置	51
（2）地域連携ネットワークの構築	51
（3）市民後見人の育成と担い手の確保	52
基本目標3 制度理解と不正防止の徹底	52
（1）成年後見制度の周知及び啓発（再掲）	52
（2）不正防止のための関係機関との連携	52

資 料

1 黒石市地域福祉計画策定委員会	53
2 黒石市地域福祉計画検討委員会	56
3 計画の策定経過	59
4 黒石市地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果	60

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では現在、少子化により総人口が減少する一方、平均寿命の伸長により高齢者が増加の一途をたどっています。加えて、価値観や生活様式の変化・多様化により、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家族を含む他者とのかかわり方が変わり、孤独死や自殺、虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、生活課題・福祉課題が多様化・複雑化しています。

このように、「支え手」の減少と「受け手」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支え手」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支え手」「受け手」の関係を越えて、すべての主体が支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障がい者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる体制づくりを目指し、「地域共生社会」の実現を掲げました。さらに、「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置づけるなど、地域福祉の重要性を改めて示したところです。

本市では、平成27年度に第3次黒石市地域福祉計画を策定し、市民と行政との協働のもと、共に支え合い、助け合い、社会福祉活動に積極的に参加できる地域づくりの実現を目標とした施策を展開してきました。本市をとりまく現状をふまえつつ、引き続き地域と行政の協働による福祉のまちづくりを推進するため、第4次黒石市地域福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画です。

平成30年4月施行の改正社会福祉法では、福祉の各分野の上位計画として位置づけられるとともに、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載することとされ、より一層、分野横断的な施策に取り組むことが必要となっています。

3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、社会情勢や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

4 他計画との関係

本計画は、黒石市総合計画を上位計画とし、子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者支援計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、健康くろいし21（健康増進計画）、その他福祉に関連する計画との整合・連携を図ります。

5 計画の策定体制

本計画は、福祉関係者、学識経験者などから構成される黒石市地域福祉計画策定委員会の委員から意見、提言を受けるとともに、市の関係部署や関係団体と検討・調整しながら策定しました。

また、令和2年9月に、市民を対象にアンケート調査を実施し、現状と課題の把握を行いました。

調査名	黒石市地域福祉計画策定に係る アンケート調査
調査対象者	20歳以上の市民
配布数	1,000票
回答数	514票(51.4%)
抽出方法	無作為
調査方法	郵送法
調査期間	令和2年9月1日～9月25日

「障害」と「障がい」の表記について

この計画では、法律や他の機関・団体、サービスの名称等の固有名詞を用いる場合などを除き、“障害”を「障がい」という表記で統一しています。

第2章

地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口・世帯の状況

(1)人口の推移

本市の人口は減少傾向にあり、平成17年から令和2年で5,772人減少しています。年齢3区分人口では、14歳以下の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向が続いています。

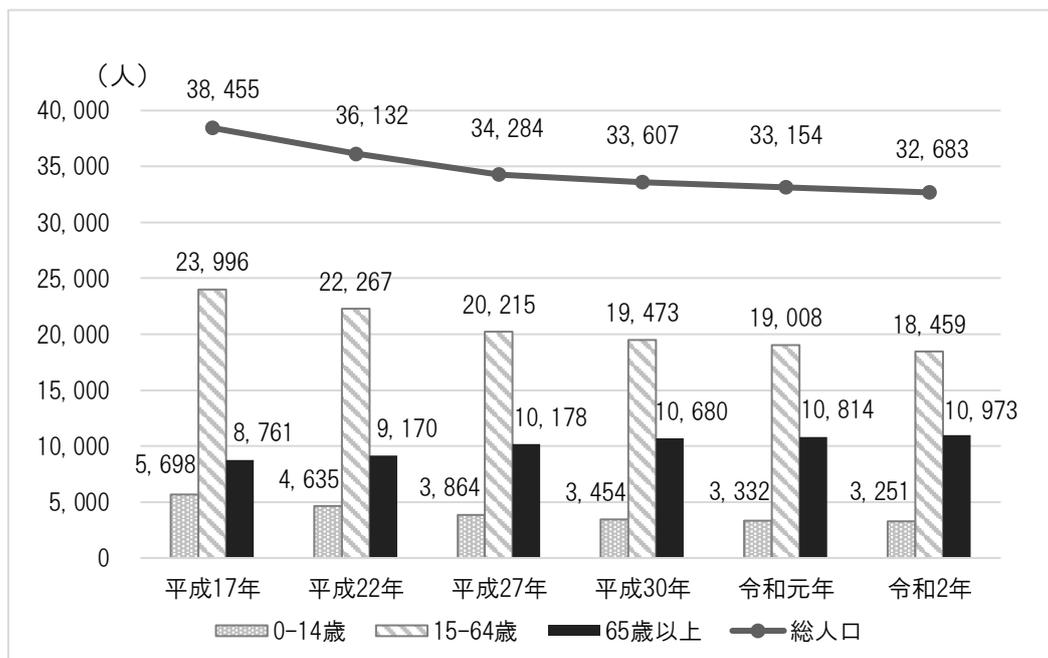
また、年齢3区分人口構成も同様に、14歳以下の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少し、65歳以上の高齢者人口割合は増加傾向で推移しています。

●人口の推移

(人)

区分	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	38,455	36,132	34,284	33,607	33,154	32,683
0-14歳	5,698	4,635	3,864	3,454	3,332	3,251
15-64歳	23,996	22,267	20,215	19,473	19,008	18,459
65歳以上	8,761	9,170	10,178	10,680	10,814	10,973

資料：国勢調査、住民基本台帳（各年10月1日現在）

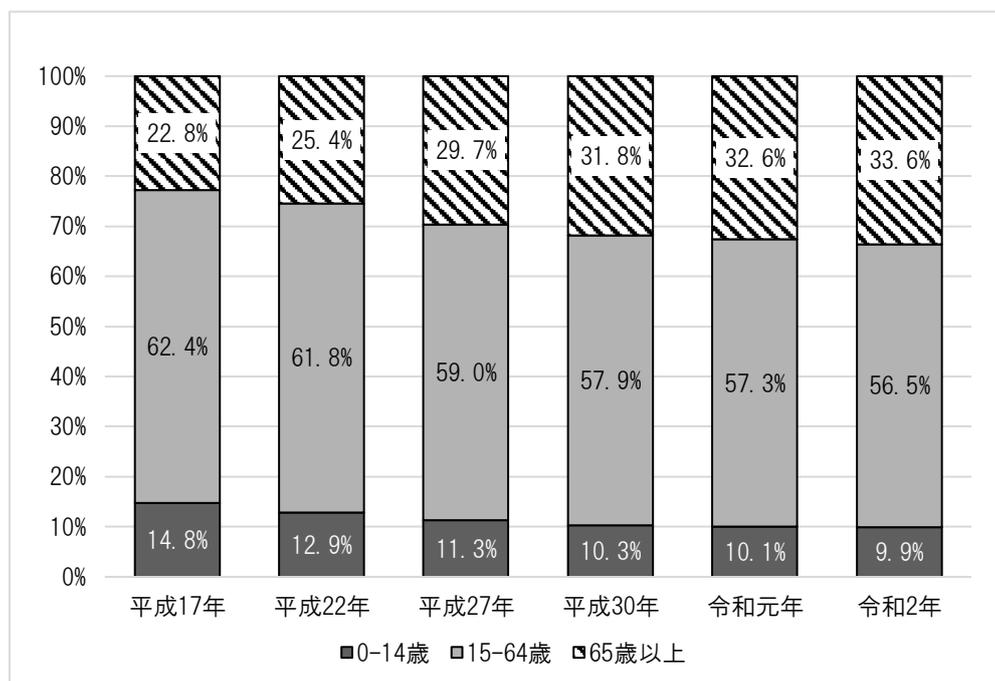


資料：国勢調査、住民基本台帳（各年10月1日現在）

●年齢3区分別人口比率の推移

区分	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年	令和元年	令和2年
0-14歳	14.8%	12.9%	11.3%	10.3%	10.1%	9.9%
15-64歳	62.4%	61.8%	59.0%	57.9%	57.3%	56.5%
65歳以上	22.8%	25.4%	29.7%	31.8%	32.6%	33.6%

資料：国勢調査、住民基本台帳（各年10月1日現在）



資料：国勢調査、住民基本台帳（各年10月1日現在）

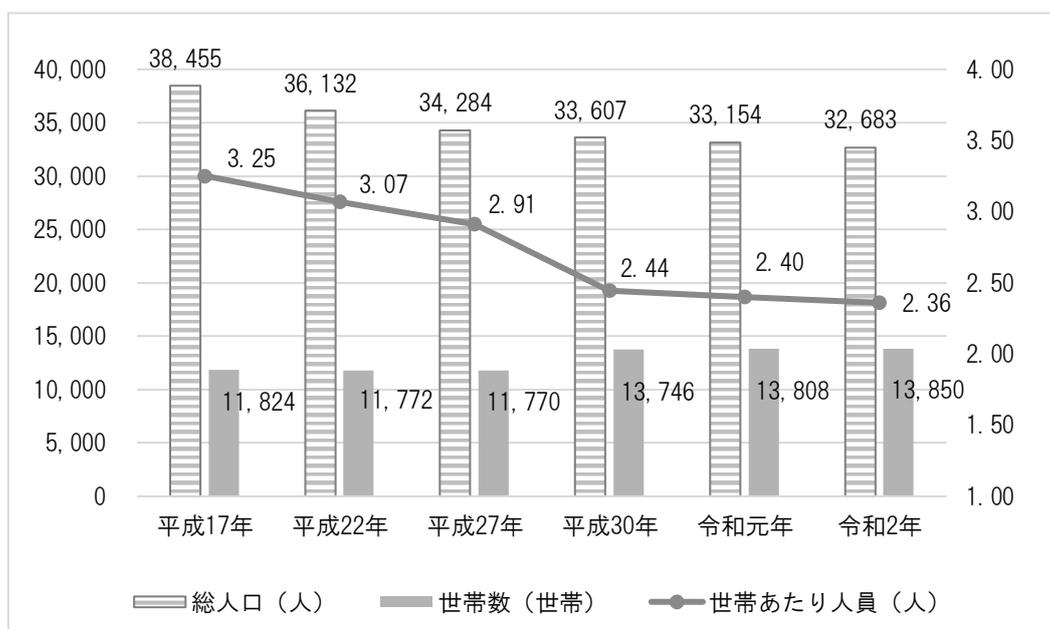
(2)世帯の推移

世帯数は増加傾向で推移していますが、人口は減少傾向となっています。令和2年では13,850世帯となっています。世帯あたり人員も減少傾向で推移し、令和2年では2.36人となっています。

●総人口と世帯の推移

区分	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口（人）	38,455	36,132	34,284	33,607	33,154	32,683
世帯数（世帯）	11,824	11,772	11,770	13,746	13,808	13,850
世帯あたり人員（人）	3.25	3.07	2.91	2.44	2.40	2.36

資料：国勢調査、住民基本台帳（各年10月1日現在）



資料：国勢調査、住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 出生数の推移

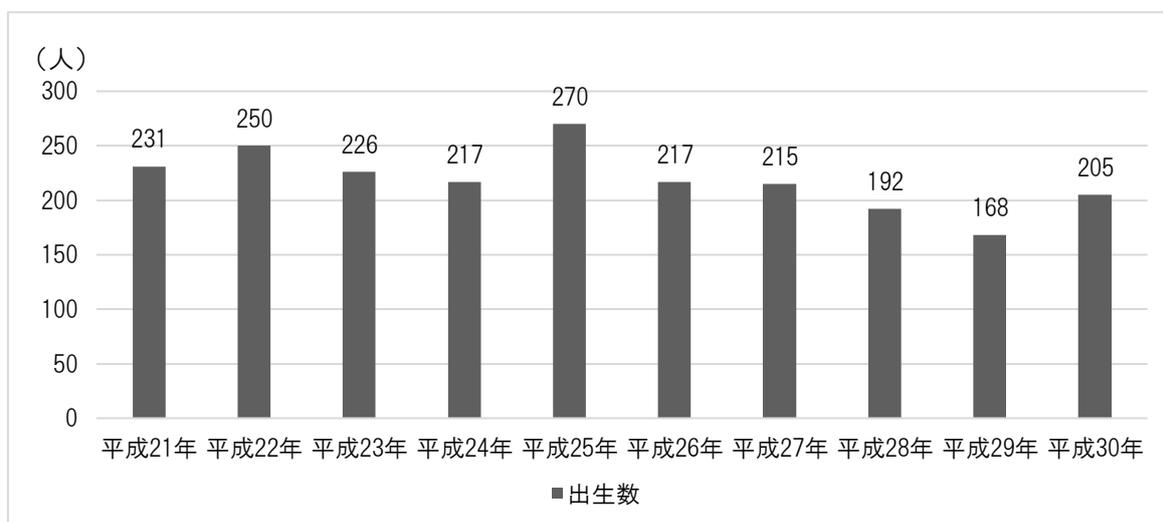
本市の出生数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、平成30年は205人、人口1,000人あたり出生率は6.3となっています。

● 出生数、出生率の推移

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数	231	250	226	217	270	217	215	192	168	205
出生率	6.3	6.9	6.3	6.2	7.8	6.4	6.3	5.7	5.1	6.3

資料：青森県保健統計年報（各年1月～12月）

（注）率は人口1,000対



資料：青森県保健統計年報（各年1月～12月）

(4) ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯の父母等数は、過去5年においては減少傾向にあり、令和元年度末では496人となっています。また、児童数も同様に減少傾向にあり、令和元年度末では718人となっています。

● ひとり親世帯の父母等数・児童数の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
父母等数	586	559	531	519	496
児童数	881	841	795	764	718

資料：福祉総務課（各年度末現在）

（注）児童は0～18歳

(5)障がい者数の推移

障害者手帳所持者数をみると、過去5年では減少傾向にあり、令和2年では2,155人となっています。

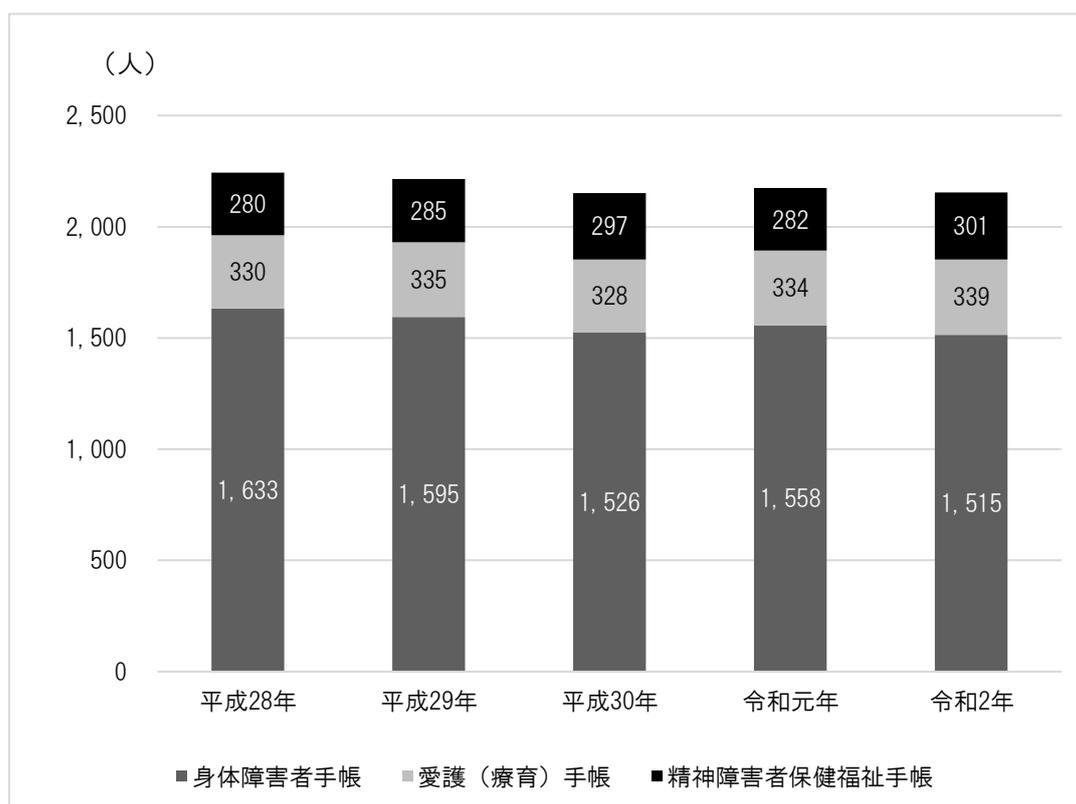
障がい別では、身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移し、愛護手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者はほぼ横ばいです。

●障害者手帳所持者数

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳	1,633	1,595	1,526	1,558	1,515
愛護（療育）手帳	330	335	328	334	339
精神障害者保健福祉手帳	280	285	297	282	301
合計	2,243	2,215	2,151	2,174	2,155

(人)

資料：福祉総務課（各年4月1日現在）



資料：福祉総務課（各年4月1日現在）

(6) 高齢者の推移

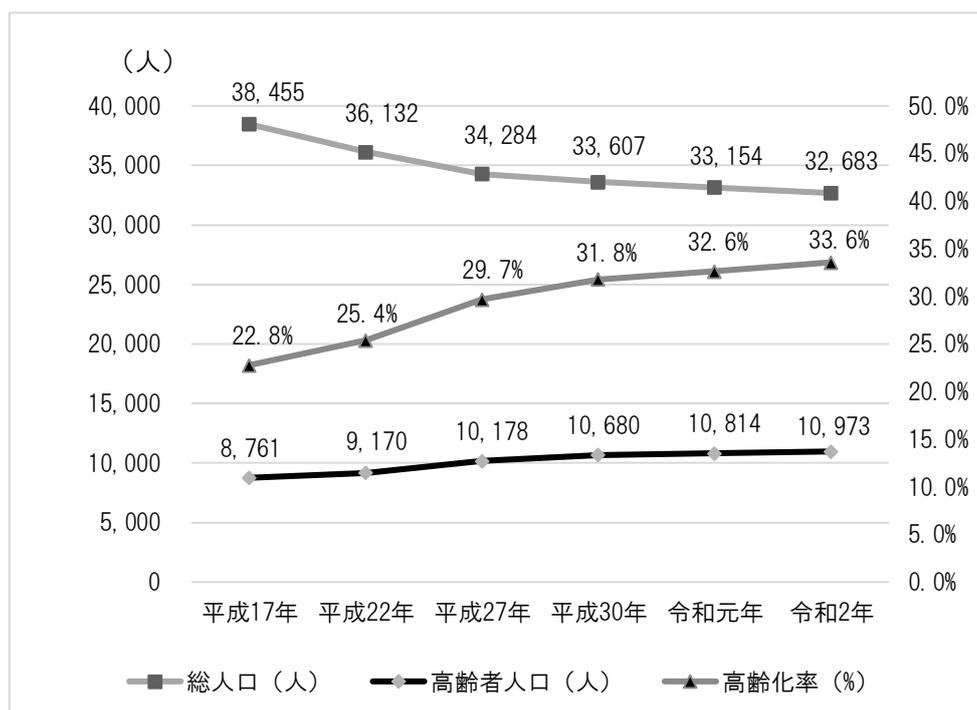
本市の総人口は減少傾向にある一方、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にあり、令和2年には10,973人、高齢化率は33.6%となっています。

高齢者人口の推移を区分ごとにみても、「65～74歳(前期高齢者)」、「75歳以上(後期高齢者)」いずれも増加傾向にあります。2025年には団塊の世代が後期高齢者となることが見込まれており、今後、後期高齢者人口がさらに増加することが予想されます。

●総人口と高齢者人口、高齢化率の推移

区分	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口(人)	38,455	36,132	34,284	33,607	33,154	32,683
高齢者人口(人)	8,761	9,170	10,178	10,680	10,814	10,973
高齢化率(%)	22.8%	25.4%	29.7%	31.8%	32.6%	33.6%

資料：国勢調査、住民基本台帳（各年10月1日現在）



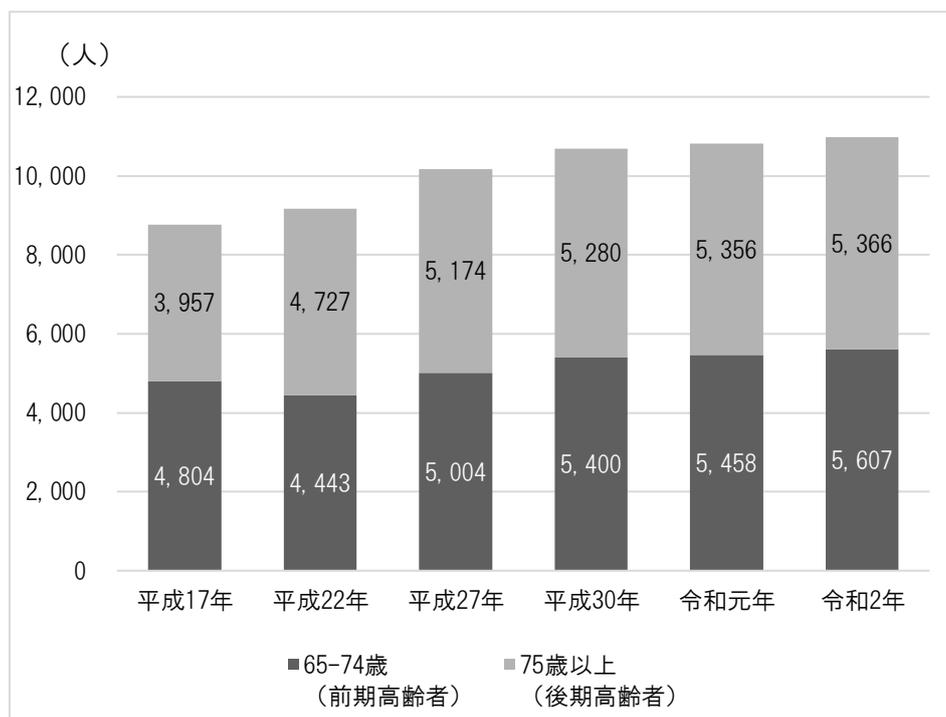
資料：国勢調査、住民基本台帳（各年10月1日現在）

●高齢者人口の区分ごとの推移

(人)

区分	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年	令和元年	令和2年
65-74歳 (前期高齢者)	4,804	4,443	5,004	5,400	5,458	5,607
75歳以上 (後期高齢者)	3,957	4,727	5,174	5,280	5,356	5,366

資料：国勢調査、住民基本台帳（各年10月1日現在）



資料：国勢調査、住民基本台帳（各年10月1日現在）

●高齢者のいる世帯数の推移

区分	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数 (人)	11,824	11,772	11,770
高齢者単身世帯 (世帯)	951	1,151	1,414
高齢者夫婦世帯 (世帯)	879	1,007	1,148

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(7)要介護(要支援)認定者数の推移

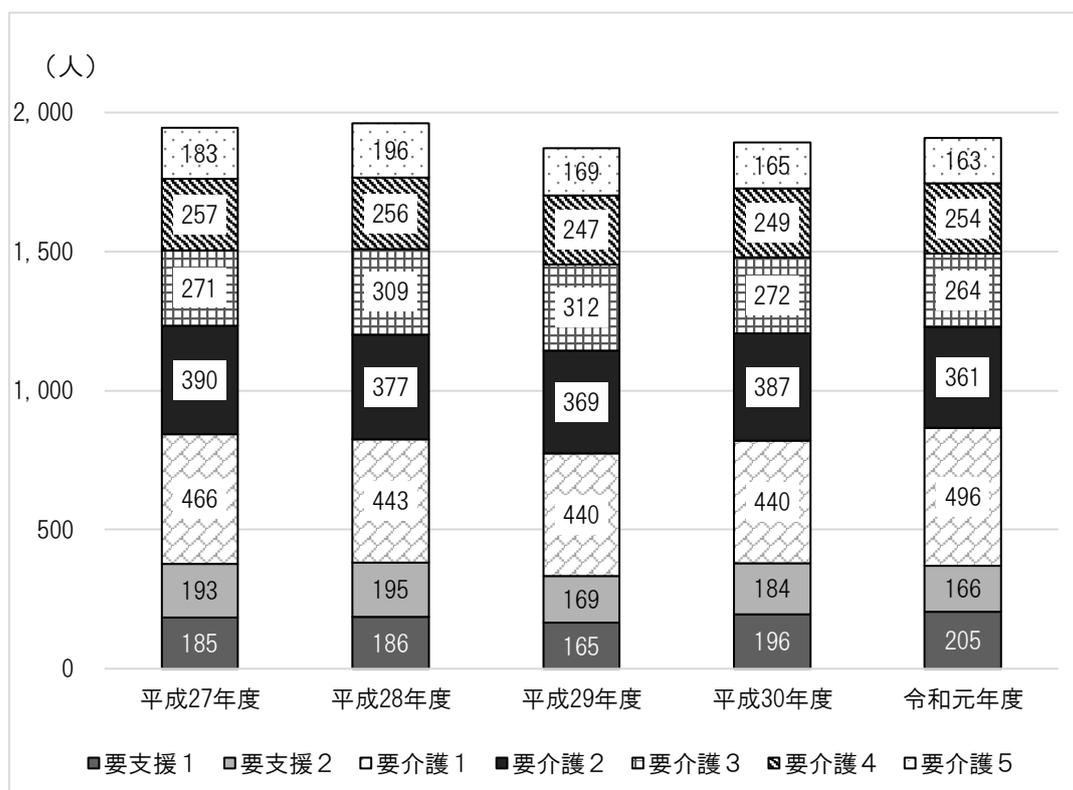
過去5年の要介護認定者数をみると、平成29年度には減少したものの、以降は再び増加傾向にあります。

●要介護（要支援）認定者数の推移

(人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要支援1	185	186	165	196	205
要支援2	193	195	169	184	166
要介護1	466	443	440	440	496
要介護2	390	377	369	387	361
要介護3	271	309	312	272	264
要介護4	257	256	247	249	254
要介護5	183	196	169	165	163
合計	1,945	1,962	1,871	1,893	1,909

資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）



資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

(8)生活保護の状況

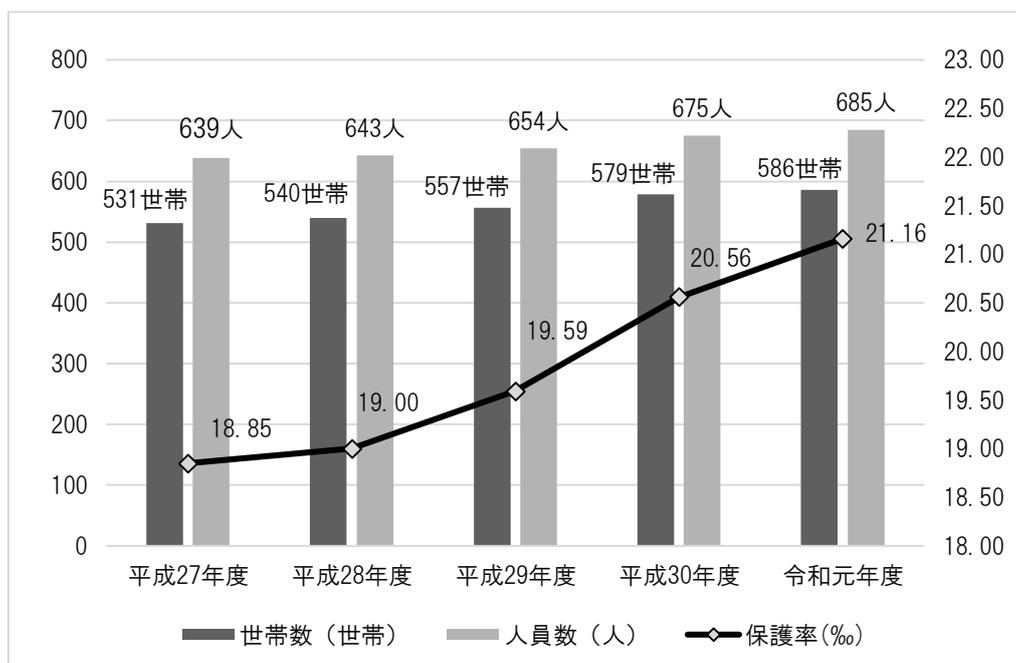
過去5年の生活保護の状況は、被保護世帯数、被保護人員数、保護率いずれも増加傾向にあり、令和元年度は世帯数 586 世帯、人員数 685 人で、保護率は 21.16 パーセントとなっています。

●被保護世帯数、被保護人員数、保護率の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世帯数（世帯）	531	540	557	579	586
人員数（人）	639	643	654	675	685
保護率（%）	18.85	19.00	19.59	20.56	21.16

資料：生活福祉課（各年月平均）

（注）率は人口1,000対



資料：生活福祉課（各年月平均）

(9) 自殺者の推移

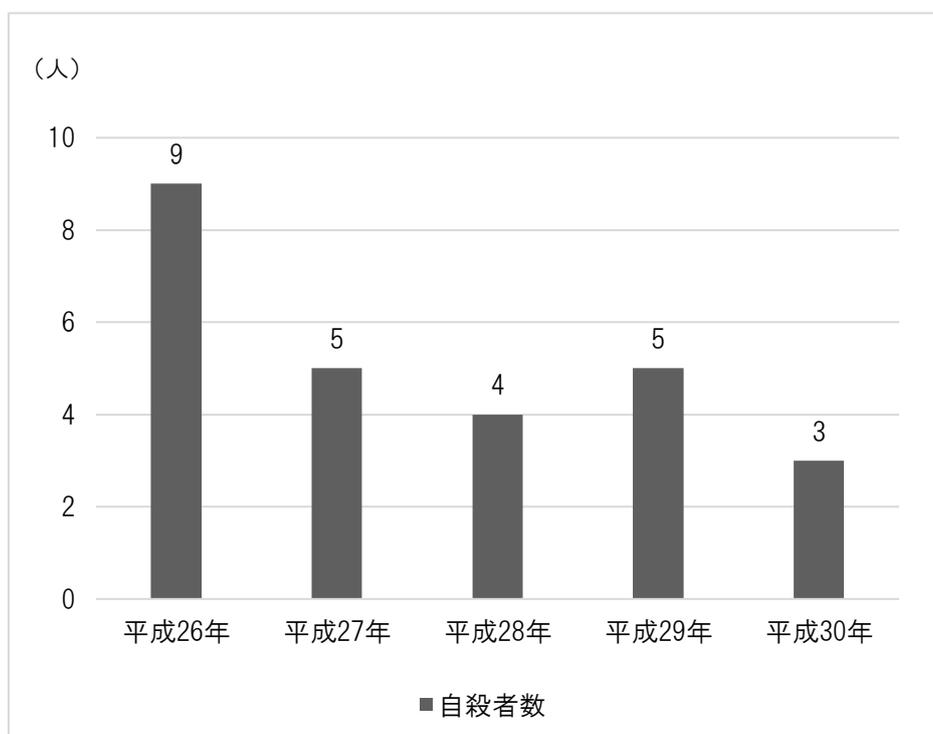
本市の自殺者数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、平成30年では3人となっています。

●自殺者数、自殺率の推移

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
自殺者数	9	5	4	5	3
自殺率	26.4	14.6	11.8	15	9.2

資料：青森県保健統計年報（各年1月～12月）

（注）率は人口10万対



資料：青森県保健統計年報（各年1月～12月）

2 各種団体等の状況

(1) 町内会

町内会は地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助け合って協力をしていくことで、快適で住みよいまちをつくるための、一定の地域内に住む人々の最も身近な自治組織です。

本市では126団体が、安心・安全で快適な地域づくりのため、側溝の泥上げ、ごみ集積所や街路灯の管理、見守りなどの日常的な活動のほか、災害時の助け合いなどを行っています。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、都道府県、市区町村を単位に一つずつ設置されています。市社会福祉協議会は、地域住民やボランティア、福祉関係者・行政機関などと連携しながら地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しています。また、本市では10の地区社会福祉協議会が組織されており、市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会との連携・協働を基本として、それぞれの地域性や住民ニーズに応じた小地域の福祉活動に取り組んでいます。

(3) 民生委員・児童委員、主任児童委員

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。行政などへのつなぎ役として、訪問などによる見守りをはじめ、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・支援活動を行っています。また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、地域の子どもの見守りをはじめ、子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を行っています。

「主任児童委員」は、子どもや子育て家庭への支援を専門とし、行政や学校、児童関係機関との連絡・調整や、地域を担当する児童委員と連携した活動を行っています。

現在、本市では民生委員・児童委員が82人、主任児童委員が10人の計92人が活動しています。

●民生委員・児童委員、主任児童委員数

(人)

地区	民生委員・児童委員	主任児童委員
1区（山形・牡丹平地区）	12	2
2区（浅瀬石・追子野木地区）	11	2
3区（東地区）	14	1
4区（西部地区）	13	1
5区（中部・北地区）	21	2
6区（六郷・上十川地区）	11	2
合計	82	10

資料：福祉総務課（令和2年12月1日現在）

(4)ボランティア団体

市社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターでは、ボランティアに関する情報提供や相談、登録、活動のあっせんなどを行っています。また、黒石市ボランティア連絡協議会と協働してボランティア活動の普及と推進をしています。現在は、16 団体、1,711 人がボランティアとして登録し、活動を行っています。

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
団体数（団体）	17	15	16	16	16
人数（人）	2,183	2,101	1,712	1,768	1,711
（うち個人登録数）	(23)	(22)	(22)	(22)	(20)

資料：黒石市社会福祉協議会（各年6月30日現在）

3 地域福祉をめぐる国の動向

(1)「地域共生社会」の実現

国が少子高齢化・人口減少社会への対応策を示した「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月閣議決定)において「地域共生社会」の実現が掲げられました。

地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会」とされています。

(2)改正社会福祉法(平成 30 年 4 月施行)

国は、地域福祉推進の新しい理念としての「地域共生社会」を実現するため、社会福祉法を改正しました。これは支援を必要とする住民・世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握および関係機関との連携などによる解決が図られることを目指すものです。

この改正により、市町村の地域福祉計画の策定が努力義務化されました。このほか、包括的な支援体制づくりや高齢、障がい、子ども・子育てなど、福祉の各分野で共通して取り組むべき内容について、計画に盛り込むことが規定されました。

(3)成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年 5 月施行)

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理または日常生活などに支障がある人を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないのが現状です。これを踏まえて、国はノーマライゼーション*、自己決定権の尊重、身上保護*の重視に向けた成年後見制度の理念の尊重を図ることを目指し、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)を施行しました。

この法律に基づき、市町村には利用促進基本計画策定が努力義務化されました。さらに、国の基本計画に基づき、利用者がメリットを実感できる制度運用、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和等の取り組みが求められています。

*ノーマライゼーションとは、障がいや病気のある人もない人も共に住み慣れた社会の中で普通の生活が送られるような条件を整え、共にいきいきと活動できる社会を目指すという考え方です。

*身上保護とは、成年後見人等が行う、被後見人の生活、療養看護に関する事務のことです。具体例として、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、施設の入退所等の手続きを行うなどがあります。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市は、「第6次黒石市総合計画」において、「いくつになっても住みよいまち 次世代につなぐ故郷 くろいし」をキャッチフレーズに、市民の黒石力*を結集して、市や地域コミュニティを始めとする様々な団体が活性化し、子どもから高齢者まですべての市民が安心して暮らすことができる、持続可能な一体感のある強いまちづくりを目指しています。本計画においてもこの将来像を共有し、基本理念を「みんなであい 共につくる 安心して暮らせる福祉のまち」とします。

みんなであい 共につくる
安心して暮らせる福祉のまち

少子高齢化や人口減少、価値観の多様化など、社会の急激な変化によって、地域コミュニティにおける人と人とのつながりの希薄化が進み、地域ではさまざまな問題が発生しています。また、分野ごとに整備されてきた公的支援は、複数分野の課題を抱えた人などの支援において、対応が困難になる場面が多くみられています。

地域をとりまく環境が厳しくなる中において、年齢や性別、障がいの有無、国籍に関わりなく、すべての人々が地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた地域や家庭の中で、お互いに思いやりの心を持ち、共に助け合い、支え合うことがますます重要となっています。

地域住民をはじめ、町内会、地区協議会、企業、学校、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体、NPO、社会福祉協議会、行政など、地域で共に生きるすべての人々の協働のもと、市民の黒石力を結集して福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

*黒石力とは、市民をはじめ地区協議会、行政、その他黒石市と関係のある個人・団体が、地域の価値を高めたり、課題を解決したりするなど、地域の活力を高めていく総合的な住民の力のことです。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を設定します。

基本目標1 住民の心が通い合う地域づくり

地域における住民同士の交流や見守り体制の充実を図り、お互いに思いやりの心を持ち、共に助け合い支え合う、住民の心が通い合う地域づくりを進めます。

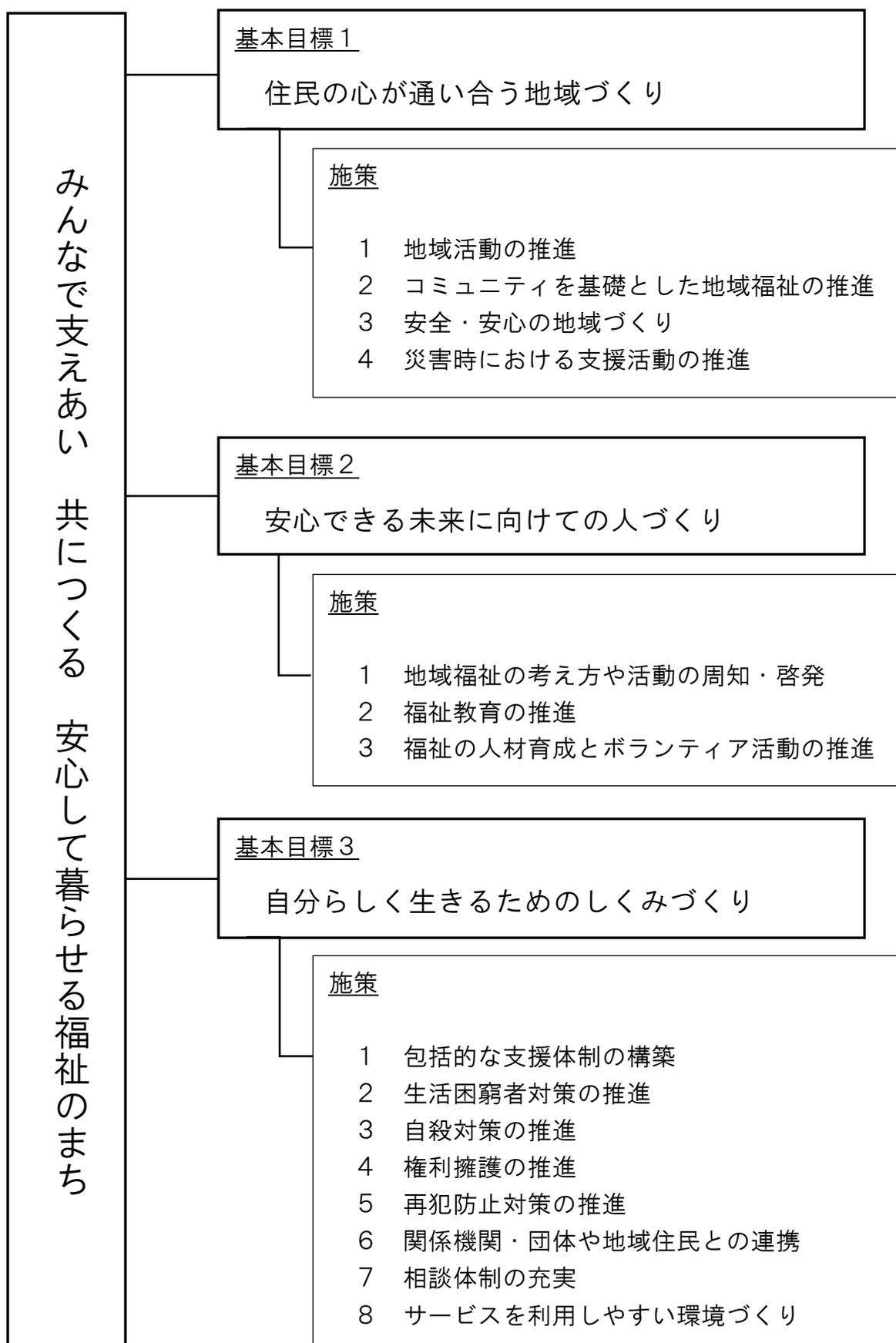
基本目標2 安心できる未来に向けての人づくり

市民一人ひとりが福祉への理解と関心を高め、地域福祉の担い手であるという意識をはぐくむ、安心できる未来に向けての人づくりを進めます。

基本目標3 自分らしく生きるためのしくみづくり

地域で共に生きるすべての人々が協働し支え合い、住み慣れた地域で暮らし続けられる、自分らしく生きるためのしくみづくりを進めます。

3 施策の体系



4 「自助」「互助」「共助」「公助」について

地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすい場所となるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの活動（自助）や、隣近所の住民同士などがお互いに支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。同時に、地域住民や地域活動を行う人たち、福祉サービス事業者などによる地域で組織化された活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などにより自助や互助の力が低下する中、その重要度がますます高まっています。

これからの地域社会では、地域住民一人ひとりが地域社会を構成する大切な一員であることを認識し、個人情報取り扱いに配慮した上で、様々な立場の人々が協力しながら地域福祉を進めていくことが求められます。

5 計画の重点的な視点

本市では、1小学校区1コミュニティを推進してきた歴史から、市内10地区にコミュニティ組織である地区協議会が組織されており、運動会や芸能祭、環境保全活動、交通安全・防犯対策活動など、様々な事業を展開しています。

地域福祉においても、10地区に地区社会福祉協議会が組織され、町内会や民生委員・児童委員、地区協議会などが連携、協働しながら、それぞれ地域の实情に即した福祉活動を展開しています。

地区協議会を中心とした地域づくりによって培われたコミュニティ力「黒石力」を基盤として、次の施策に重点的に取り組みます。

(1) 黒石力をいかした「黒石型地域包括ケアシステム」の構築

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」において、10地区それぞれの特徴ある活動をいかした「黒石型地域包括ケアシステム」の構築を進めます。地域での支え合い活動や、地域住民、団体、関係機関などが地域生活課題を共有し解決を試みる取組を通して、地域における人と人とのつながりを強くし、黒石力をさらに高めていきます。

(2) 「地域包括ケア」の理念を基礎とした包括的な支援体制の整備

地域包括ケアにおける「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者だけでなく、障がい者、子ども、子育て世帯、生活困窮者など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制の整備を目指し、他人事ではなく「我が事」と考える地域づくり、課題を「丸ごと」受け止める体制づくりを進めます。

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 住民の心が通い合う地域づくり

施策1 地域活動の推進

【現状と課題】

個人の価値観や生活様式の変化・多様化により、核家族化が進行し、地域のつながりは希薄化しているといわれています。

また、地域を取り巻く環境の変化により、孤立死や虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、地域における生活課題・福祉課題は多様化・複雑化しています。

身近な地域の住民が顔見知りとなり、支え合うことは、地域での生活をよりよいものにしていく活動の出発点です。地域での支え合いの基盤となる人間関係が希薄にならないよう、ご近所や地域のつながりを意識できるような機会の確保が重要となってきます。

(アンケート結果から)

- 日頃の近所の人との付き合い方について、「あいさつをする程度」が58.9%と最も高く、「暮らしのことで話し合ったり助け合ったりしている」が35.0%、「ほとんど付き合いがない」が5.3%と続いています。
- 地域における助け合い、支えあい活動を活発にするために重要なことについて、「町内会など地域組織を活性化する・参加を促す」が36.6%と最も高く、「地域内に誰もが気軽に立ち寄れる場や人とつながりを持てる場などの居場所をつくる」が35.6%、「近所の子どもや高齢者の見守り・声掛け活動を進める」が32.5%、「居住者同士の交流活動やイベントなど、触れ合う・知り合う機会を増やす」が25.7%と続いています。

【施策の方向性】

地域での支え合いを推進するうえでは、ご近所や地域の人たちとの人間関係が基盤となることから、あいさつや会話などの基本的なコミュニケーションを大切にします。町内や地区の行事・イベント、地域活動への参加を通して、地域内交流の活性化を図ります。

①地域拠点化の推進

10地区の公民館・地区センターを拠点とした、各種講座や講習会、コミュニティ活動を通して、その地区に合った特色ある地域づくりを支援します。

②地域コミュニティ活動の支援

町内会や地区協議会などが、町内会館や公民館等での行事・イベントなど、世代を超えて地域住民が交流できる環境づくりのため、組織運営に対する相談、支援の充実に努め、地域コミュニティにおける住民同士の絆を深める活動を促進します。

③地域内交流の促進

地域社会で孤立することなく、住み慣れた地域で生きがいを持ち暮らしていけるよう、高齢者や障がい者、子ども、子育て世代など、地域のあらゆる人が、世代間交流をはじめ、知識や経験をいかした多様な活躍ができる場や機会の創出に努めます。

施策2 コミュニティを基礎とした地域福祉の推進

【現状と課題】

地域福祉を進めていくためには、高齢者、障がい者、子ども・子育てなど分野ごとに整備された施策の実施にとどまらず、地域の様々な関係機関、各種団体などが連携し、地域コミュニティに根を下ろした福祉施策の展開を図っていく必要があります。

本市では、1小学校区1コミュニティを推進してきた歴史から、10地区に地区協議会及び地区社会福祉協議会が組織され、各地区の特色を活かした住民主体の地域づくりが行われています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の強みを活かした、住民相互が支え合い、助け合うまちづくりと事業のあり方が求められます。

(アンケート結果から)

●地域での助け合いを進めていくことについて、「地域の団体が中心となって取り組むほうがよい」が57.4%と最も高く、「市民一人ひとりが協力できることをするほうがよい」の27.2%と合わせ、84.6%の人が地域での助け合いの必要性を感じています。

【施策の方向性】

市内10地区の社会福祉協議会を中心に、町内会、民生委員・児童委員、地区協議会などが連携した、それぞれの地域の実情に即した地域福祉活動を推進し、活動の周知を通じた啓発と参加の促進を図ります。また、地域住民と地域の関係団体などが地域課題について話し合い、解決を試みる取組を支援します。

①地区社会福祉協議会主体による地域福祉事業の推進

市社会福祉協議会の支援のもと、地域福祉推進の自主組織である地区社会福祉協議会を中心とした、各地区の特色をいかした地域福祉事業を推進します。

②各地区における地域福祉活動の連携

地区社会福祉協議会をはじめ、町内会、地区協議会、地区老人クラブなどの関係団体及び民生委員・児童委員と、公民館・地区センター、学校などが連携し、地域福祉活動の推進を図ります。

③地域福祉活動への参加促進

地域における活動を広報紙やホームページ、SNS*などに掲載することで、活動に対する理解を広げ、参加の促進と活動のさらなる広がりを図ります。

④住民主体の課題解決に向けた支援

地域住民や地域の関係団体等が、地域の生活課題や福祉課題について話し合う場をつくとともに、地域と行政の協力のもと、住民が主体的に課題解決につなげる取組を支援します。

*SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネットを利用して人と人とのつながりを支援するサービスのことです。

施策3 安全・安心の地域づくり

【現状と課題】

高齢化の進行などにより、見守りや支援を必要とする人が増加していることから、家庭内や地域での問題解決力の強化及び地域での見守りや相談など、地域内の支え合い機能をより充実させていく必要があります。

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯や子育て世帯、障がい者などの孤立防止や、虐待の早期発見や防止など、安全安心な暮らしを支える体制づくりが求められています。また、地域の生活課題には、既存の福祉サービスでは対応が行き届いていないものもあり、このような課題を解決するためには、制度的な福祉サービスや支援に加え、地域住民の理解と協力を求めながら、地域ぐるみで課題解決に取り組む必要があります。

地域ではカバーできない問題は、相談窓口へ適切につなぐしくみをつくる必要があります。特に民生委員・児童委員などを中心に地域で相談支援に携わる人たちが、地域住民にとって身近な相談・支援者として十分に力を発揮できる活動環境の整備が必要です。

(アンケート結果から)

- 民生委員・児童委員について、「活動内容を知っている」「存在は知っている」を合わせて81.7%の回答結果である一方、毎日の暮らしの中で困ったときの相談先としては概ね5%以下の回答結果であり、さらなる活動の周知が求められます。
- 困っている家庭に対し手助けができることは、「安否確認の声掛け」が60.1%と最も高く、「災害など緊急時の手助け」が47.9%、「雪かき」が37.2%、「話し相手や相談相手」が34.0%と続いています。
- 困ったときに手助けしてほしいことは、「雪かき」が62.3%と最も高く、「災害など緊急時の手助け」が52.9%、「安否確認の声掛け」が41.6%、「外出の手助け」が29.6%、「家事の手伝い」が24.7%、「話し相手や相談相手」が23.2%と続いています。

【施策の方向性】

地域での支え合い、助け合いを促進するとともに、地域における見守り体制の充実を図り、各世帯の生活課題・福祉課題の早期発見に努めます。また、民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人たちが、地域住民の身近な相談相手になるよう、地域における活動を支援します。加えて、「黒石型地域包括ケアシステム」の実現に向けて、地域で行う支え合い活動との連携について、地区や町内会などと共に研究します。

①地域における共助の基盤づくりの推進

町内ごとに配置された、地域の高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯などを見守るボランティアである「ほのぼの交流協力員」の活動を支援するとともに、地区協議会等が行う高齢者の地域見守り事業や民生委員・児童委員の活動との連携により、地域における住民主体による支えあい体制の構築を図ります。また、地域事業者が業務の遂行の中で行う見守りを含めた、重層的な見守り体制の推進を図ります。

②身近な相談支援の充実

地域における身近な相談役でもある民生委員・児童委員の活動が円滑に行われるよう、民生委員・児童委員の活動等について周知を図ります。また、活動に必要とされる知識や技術の習得を目的とした研修会や委員相互の連絡調整を行う民生委員児童委員協議会の運営を支援します。

③黒石型地域包括ケアシステムの実現

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」において、町内や地区で行われている支え合い活動との連携による「黒石型地域包括ケアシステム」の実現に向け、地区社会福祉協議会や地区協議会、町内会などと共に研究します。

施策4 災害時における支援活動の推進

【現状と課題】

近年、地震をはじめ、台風や集中豪雨等の自然災害が多発し、各地で大きな被害が発生しています。大規模な災害が発生した場合に、自力あるいは家族の支援のみでは避難の実施や避難生活を送ることが困難な人に対し、地域や関係機関が連携した対策を講じる必要性が高まっています。

災害時の支援活動を円滑に進めるためには、平時における備えの充実を図ることが大切です。特に一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者や乳幼児のいる世帯など、支援が必要な人たちに対する見守りや声かけなど、日ごろから地域内のつながりを持つことが大切です。

(アンケート結果から)

- 防災に関する取り組みについて知っているものを尋ねたところ、「避難場所」が61.7%、「防災マップ」が37.5%、「緊急速報メール」が24.3%と比較的高い割合である一方、「災害時要援護者登録制度」は3.1%にとどまっており、制度のさらなる周知が求められます。
- 災害時要援護者の支援を進めるうえで、優先すべき地域の取り組みについて、「特にない・わからない」が26.5%と最も高く、「避難支援者の確保」が21.0%、「日常的な災害時要援護者と避難支援者の交流」が20.6%と続いています。
- 災害時要援護者を支援するための行政の取り組みについて、「災害時要援護者登録制度の周知」が36.2%と最も高く、「特にない・わからない」が23.7%、「身近な地域で防災講座の実施」が20.6%と続いています。

【施策の方向性】

災害時における要援護者への支援を円滑に進めるために、災害時要援護者登録制度の周知及び登録への働きかけを進めるとともに、地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるなど、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

①災害時要援護者登録制度の利用促進

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者等、災害時の避難行動に支援が必要となる人（避難行動要支援者）への支援を円滑に進めるために、災害時要援護者登録制度の周知を図ることで、地域支援者の確保に努めるとともに、要援護者台帳への登録を促進します。また、民生委員・児童委員などと連携し、避難行動要支援者の把握に努めます。

②地域での避難支援体制の構築

町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者及び関係機関などと連携しながら、避難行動要支援者名簿等の情報を共有し、災害時における支援体制の構築に努めます。

③福祉避難所協定施設等との連携

災害発生時に、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする要援護者について、地域防災計画に基づく福祉避難所の設置及び運営が円滑に進められるよう、協定締結施設などとの連携体制の構築に努めます。

④防災意識の普及啓発

防災に関する情報提供に努めるとともに、防災訓練や炊き出し訓練を実施することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。

基本目標2 安心できる未来に向けての人づくり

施策1 地域福祉の考え方や活動の周知・啓発

【現状と課題】

市はこれまで、すべての市民が安心して暮らし、積極的に社会参加できる福祉のまちづくりを推進するため、心のバリアフリー*の促進を図ってきました。また、子ども、高齢者、障がいのある児・者を含めたすべての市民が、安全に暮らせる環境づくりに向け、ユニバーサルデザイン*のまちづくりに取り組んでいます。

年齢や性別、障がいの有無や国籍に関わりなく、誰もが安心して地域で暮らし、社会に参加できる環境をつくるためには、施設や設備のハード面の取組とあわせ、相手を思いやり、支え合うソフト面の取組が求められ、地域福祉の考え方や地域で実践されている事例を広く周知し、やさしいまちづくりの取組を広げていくことが必要となります。

【施策の方向性】

市民への福祉に関する理解を促進するために、広報などを通じた情報提供の充実を図るとともに、イベントなどでの普及啓発を推進します。

①地域福祉の意識啓発

学校や地域の関係機関、社会福祉協議会をはじめとした各種団体と連携し、多くの福祉体験や各種講座等により福祉に対する意識を養うとともに、誰もが参加しやすい学習機会の提供や交流の機会を通じて、市民の福祉意識の向上を図ります。

②福祉に関する情報提供の充実

市社会福祉協議会と協力し、広報紙やホームページなどを通じた、福祉に関する情報提供の充実を図ります。

*バリアフリーとは、多様な人が社会に参加するうえでの障壁（バリア）をなくすことです。道路や建築物の段差など物理的なバリアの除去にとどまらず、障がい者や高齢者をはじめ、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリアの除去という意味で用いられています。

*ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、身体など、個々の人の特性や能力に関係なく、できるだけ多くの人が利用しやすいように設計した、まちや建物、製品、環境、サービスなどのことです。

③イベント等での普及啓発

市社会福祉協議会及び市民生委員児童委員協議会との共催により、市民福祉大会を開催し、市民の福祉意識の啓発と福祉に関する理解の促進を図ります。また、市が主催するイベントなどにおいて、福祉に関する普及啓発に取り組みます。

施策2 福祉教育の推進

【現状と課題】

地域福祉を推進していくためには、その担い手である地域住民一人ひとりが、自らの問題として福祉への理解と関心を高めていくことが大切です。そのためには、子どもの時から高齢期に至るまで生涯にわたり、多様な実践を交えた教育や学習の機会の充実を図ることが重要です。

福祉教育は、社会の中で支え合い、共に生きるための力をはぐくむものであり、人格的な発達の基礎となるものであることから、学校における教育活動のみならず、家庭や地域においても日常生活を通じて積極的に取り組んでいく必要があります。

(アンケート結果から)

●福祉教育を効果的に行うための取組について、「学校教育の充実により、福祉に対する理解を深める」が45.9%と最も高く、「年齢や障がいなどに関わらず、地域の皆が交流・学習できる機会づくり」が36.8%、「支援の必要な人から直接話を聞いたり、交流できる機会づくり」が25.7%と続いています。

【施策の方向性】

地域での支え合いを推進し、地域共生社会の実現に向けて、市民一人ひとりが地域福祉を担っていくという意識をはぐくむために、学校や地域での福祉教育を推進します。

①学校教育における福祉教育の推進

学校等において、実際の体験を取り入れた福祉教育の取組を行います。また、市社会福祉協議会が小中学校等との協働で行う、ボランティア推進校事業や福祉体験講座等の取組を支援します。

②地域における福祉教育の推進

市が行う「出前講座」をはじめ、地域で行う講座などにおいて、福祉に関するメニューや体験学習などの充実を図ります。

③多様な交流の促進

高齢者や障がい者などに対する基礎的理解や介護・福祉などの課題に関する理解を深めるため、地区協議会や学校、市社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、世代間交流や支援を必要とする人との交流など、多様な交流の促進を図ります。

施策3 福祉の人材育成とボランティア活動の推進

【現状と課題】

地域福祉を推進していくには、地域の課題を自分たちで考え、共に支え合うという観点から、地域住民の自発的な取組が重要です。特に、ボランティア団体やNPO*法人等の役割は、サービスの担い手の確保や、公的サービスでは十分に対応できない、「制度の狭間」を埋めるきめ細かいサービス提供などにおいて、今後ますます大きくなることが予想されます。

一方で、少子高齢化の影響から子ども会や育成会活動の停滞や、ボランティア登録者の高齢化等、後継者や協力者が不足しているなどの課題もあり、人材の育成やボランティア活動などに取り組みやすい環境づくりが求められています。

(アンケート結果から)

●地域活動やボランティア活動に参加するための条件について、「気軽に参加できる」が33.0%と最も高く、「活動時間や曜日が自由に決められる」が30.2%、「身近なところで活動できる」が28.9%と続き、活動に参加するうえでの気軽さを求める声が多い結果となっています。

【施策の方向性】

市社会福祉協議会と協力し、市民のニーズに合ったボランティア講座の開催や活動の場づくりに取り組みます。また、福祉分野に限定されない多分野のボランティアを推進します。

*NPOとは、Nonprofit Organization（ノンプロフィットオーガナイゼーション）の略で、様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない民間の組織・団体のことです。

①福祉に関する講座や生涯学習の充実

市社会福祉協議会と連携し、福祉に関する各種講座や、生涯学習プログラムの充実と参加の促進を図り、福祉やボランティアに関わる人材の育成及び確保に努めます。

②ボランティア活動の普及・推進

市社会福祉協議会及び市ボランティア連絡協議会の協働のもと、ボランティアメニューの作成や情報発信の充実により、ボランティアの啓発と普及を図ります。また、防災、環境、教育、文化など、福祉分野に限定されない多分野のボランティアを推進するため、情報の収集及び発信に努めます。

基本目標3 自分らしく生きるためのしくみづくり

施策1 包括的な支援体制の構築

【現状と課題】

地域福祉を取り巻く環境の変化により、孤立死や自殺、高齢者・障がい者・子どもへの虐待、家庭内暴力、引きこもり、子育て不安など、地域における生活課題・福祉課題が多様化しています。また、子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居など、複数の課題を同時に抱えるケースも出てきています。

このような課題を適切かつ確実な支援につなげるためには、いわゆる「縦割り」ではなく、地域、関係団体、行政等が連携し、地域で起こる課題を「丸ごと」受け止め、支えていくことが必要となります。

また、高齢者・障がい者・子どもなどの権利擁護*や生活困窮者の自立支援のように多様な側面からの支援が必要な課題についても、地域、関係団体、行政等の連携が重要になります。

【施策の方向性】

地域福祉を取り巻く環境の変化により多様化・複雑化、複合化した課題に対して、適切かつ確実な支援につなげるため、地域、関係団体、行政機関等による包括的な支援体制を研究・検討します。

①包括的な支援体制の構築

多様化・複雑化した課題を適切かつ確実な支援につなげるため、地域住民・関係団体・専門職・行政機関等が連携して必要な支援を一体的、包括的に提供する支援体制について、「地域包括ケアシステム」などを参考に研究し、本計画の計画期間中に稼働できるよう、関係機関と検討を進めます。

*権利擁護とは、個人の権利や利益が侵害されないように、すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援するものです。

施策2 生活困窮者対策の推進

【現状と課題】

本市では、平成 27 年度に施行された生活困窮者自立支援制度において、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員などとの連携を密にして支援の対象となる生活困窮者の把握に努めるとともに、市社会福祉協議会に自立相談支援窓口*を設置し、関係機関と連携した包括的な支援を進めてきました。

今後も、収入や健康状態の悪化など、支援を必要とする人を確実に相談支援に結びつける取組を推進するとともに、関係機関との連携強化等、効果的な取り組みを進める必要があります。

【施策の方向性】

生活困窮者の早期発見に努めるとともに、経済的・社会的に自立した生活を送れるよう、支援の充実を図ります。また、分野横断的に相談・支援できる体制づくりを進めます。

①生活困窮者の把握

民生委員・児童委員や市社会福祉協議会など関係者・関係機関と連携し、生活困窮者の早期発見と情報把握に努めます。

②生活困窮者の自立支援

自立相談支援事業により、対象者の課題を整理しながら、一人ひとりに合った支援プランに基づき、自立した生活の実現に向け、本人の状況に応じた継続的な支援を行います。

③相談支援体制の充実

市社会福祉協議会に設置する自立相談支援窓口をはじめとした相談機能の充実を図るとともに、庁内をはじめ関係機関のネットワーク構築により、分野横断的に相談・支援できる体制づくりを進めます。

*生活困窮者自立相談支援窓口とは、就労、住居、経済的に困っているなどの問題や悩みを抱えている人の生活全般について相談を受け、相談者の自立した生活を目指して、必要な機関と連携して継続的に支援する相談機関です。

施策3 自殺対策の推進

【現状と課題】

本市における自殺死亡率は、増減を繰り返しながらも中長期的には減少傾向にあります。自殺者は依然として後を絶たない状況です。

本市では、すべての人がかけがえのない個人として尊重される、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的に推進しています。

今後も、こころの健康づくりに関する普及啓発とともに、相談体制の充実及び生活困窮者自立相談支援窓口など関係機関と連携強化を図り、地域の中にある様々な資源を活用しながら取組を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

自殺の要因となり得る背景には生活困窮、健康問題、いじめ・暴力、ひきこもりなど様々な問題があることから、医療・福祉・保健、教育など様々な関連分野と連携し予防に取り組めます。

①相談体制の充実

こころの相談窓口の開設及び周知を図るとともに、市内すべての窓口や各分野・機関において、相談から早期に関係機関へつなげるよう、自殺の主な要因とされている健康問題、離職、経済問題、人間関係に対する悩みなどを抱える人に対する相談支援体制の充実を図ります。

②自殺予防のための啓発と周知

家庭・職場・学校・地域などで自殺の予兆に気づき、早期に関係機関へつなぐ体制づくりを目指すとともに、自殺に追い込まれる危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが必要であるという認識を普及するため、自殺予防のための啓発と周知に取り組めます。

施策4 権利擁護の推進

【現状と課題】

認知症高齢者や障がい者など、判断能力が十分でない人が地域の中で安心して暮らすためには、必要な支援が受けられるとともに、その人の人権が守られることが重要です。

また、子どもや高齢者、障がい者など、社会的な弱者への虐待が深刻な問題となっており、人権侵害が起こらない社会の構築や、虐待を受けた人の保護が求められています。

今後も、高齢化の進行により、判断能力が十分でない人の増加が予想されることから、権利擁護に関する事業や制度について、より一層の周知・啓発を図る必要があります。さらに、権利擁護に関する理解を深め、その人の意思決定の支援や人権を守るために、関係機関と連携を図り、支援体制を充実させていく必要があります。

(アンケート結果から)

- 権利擁護に関する取り組みの認知状況について、「成年後見制度*」が38.9%と最も高く、「民生委員・児童委員の活動」が35.4%と続いています。「日常生活自立支援事業*」、「市民後見人の育成」、「消費者被害防止」、「高齢者、障がい者虐待に対する取組」などは概ね10%以下であり、さらなる周知が求められます。
- 虐待に関する対応の際に不安に感じることについて、「自分が通報したことが分かり責められる」が34.8%と最も高く、「虐待が余計にひどくなる」が34.2%、「虐待ではなく、指導やしつけの範囲の可能性がある」が32.9%と続いています。

【施策の方向性】

住民それぞれがお互いの人権を認め合い尊重し、誰もが平等で明るく幸せに暮らせる社会を築いていくために、住民への人権教育・啓発を行うとともに、権利擁護のための制度の周知と利用援助を進めます。また、虐待を含む権利擁護を必要とする人の早期発見のしくみや、早期に適切な対応が取れる体制づくりを進めます。

*成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人について、本人の権利の援助者（成年後見人等）を選び、財産管理、施設の入退所等の契約、遺産分割などの法律行為等を支援する制度です。

*日常生活自立支援事業とは、判断能力に不安がある高齢者や障がい者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送られるよう、社会福祉協議会が本人との契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などを行う事業のことです。

①権利擁護支援の充実

成年後見制度の周知・啓発や、関係機関との連携及び地域の見守り等によるニーズの早期把握など、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく事業の実施により、権利擁護支援の充実に努めます。また、市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業や、他の福祉サービスをはじめとした公的サービスの活用を含め、権利擁護に関する支援の必要性に応じた、適切な制度利用を促進します。

②虐待等の防止に関する普及啓発

高齢者・障がい者・子どもなどに対する、虐待・差別・いじめなどを防止するとともに、地域における見守りを促進するため、市民への人権意識の普及啓発に努めます。

③虐待等への対策の充実

虐待等の防止・早期発見・早期対応を図るため、相談窓口を周知するとともに、相談・通報を受けた際は、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。

施策5 再犯防止対策の推進

【現状と課題】

全国的に再犯者率が上昇していることを背景に、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進により、国民が犯罪により被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に施行されました。就労していないことや住居がない、経済的に困窮しているなどの不安定な生活環境が再犯に結びつきやすいと言われており、矯正施設退所者には福祉の支援が必要な人が多く見受けられることから、矯正施設退所者に対する、地域福祉の視点を踏まえた分野横断的な相談支援が求められています。

地域においては、犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域の中で支えていく取組として、保護司会を中心に、更生保護女性会、協力雇用主会など様々なボランティアが協力して、更生保護*に関する取り組みを進めています。

【施策の方向性】

立ち直りの機会の醸成を図るため「更生保護」活動を周知するとともに、関係機関と連携した分野横断的な相談支援を推進します。

①更生保護活動の周知

立ち直りの機会の醸成には市民からの更生保護活動に対する理解と協力が必要となることから、過去に罪を犯した人たちの立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐ更生保護活動を周知し、啓発に努めます。

②分野横断的な相談支援の推進

矯正施設退所者には福祉の支援が必要な人が多く見受けられることから、保護司会も含めた関係機関と連携し、就労や居住の確保など、地域福祉の視点を踏まえた分野横断的な相談支援を推進します。

*更生保護とは、罪を犯した人や非行のある人を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のことです。

施策6 関係機関・団体や地域住民との連携

【現状と課題】

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての市民が住み慣れた地域で自分らしい自立した生活を送るためには、行政によるサービス提供に加えて、地域住民自らが、より住みやすい地域をつくっていかうとする自主的・主体的な活動が重要です。

支援される側として捉えられがちな高齢者や障がい者などの持つ能力、知識や経験を生かして、自ら社会活動に参加するなど、地域住民すべてが「支え合う」という観点に立った取り組みが重要になります。また、社会全体で子育てを支援する地域社会づくりや一人暮らしの高齢者ばかりでなく、何らかの課題を抱えているものの既存の制度の対象にならない人をはじめ、支援を要する人々が孤立することなく、地域とつながりを持ちながら暮らしていくことが必要です。

福祉のまちづくりを推進するために、必要な行政サービスや保健・医療・福祉・介護等のサービスを総合的に提供していくとともに、市と地域住民や関係機関・団体、地域住民の協働による効果的なサービス提供や地域福祉活動の推進が求められます。

(アンケート結果から)

- 福祉サービスに対する考え方について、「行政と地域住民（住民組織）すべてが協力し合いながら行うべきだと思う」が53.7%と最も高く、「行政(国や地方自治体)の責任で行うべきだと思う」が17.9%、「わからない」が15.8%と続いています。

【施策の方向性】

「支え手」「受け手」の関係を超えたすべての主体が支え合う地域福祉を推進するため、地域住民と関係機関・団体、行政相互の交流、連携、協働を推進します。また、多様化・複雑化した生活課題・福祉課題の解決に向け、多機関の連携を強化するとともに、多機関・多職種との交流の場づくりを進めます。

①地域住民や地域団体との連携・協働

地区協議会をはじめ、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、老人クラブ、婦人会などとの連携・協働により、地域の特性をいかした福祉活動が推進できるよう、地域団体との情報交換や連携を強化します。

②市社会福祉協議会との連携・協働

黒石市社会福祉協議会を地域福祉推進の中核的な役割を担う団体として位置づけ、その基盤強化と体制づくりを支援するとともに、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携により、施策の実現を図ります。

③多機関・多職種連携の強化

高齢者の地域包括ケアにおける「地域ケア会議」や、生活困窮者支援における「支援調整会議」、要保護児童等の支援における「要保護児童対策協議会」など、各分野において多機関・多職種の構成員により行われている各種会議や支援を確実に実施し、多機関・多職種による連携の強化に努めます。

④多機関協働のためのネットワークづくり

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題や、制度の狭間にある課題などへの包括的な支援体制の構築に向け、多機関・多職種の支援者同士の交流等、多機関協働のためのネットワークづくりについて検討します。

施策7 相談体制の充実

【現状と課題】

市では、市役所の各課窓口や地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターが相談窓口として、また、市社会福祉協議会では民生委員・児童委員と協働し「ふれあい相談所」を開設するとともに、生活困窮者自立相談支援窓口として、相談機能を有する関係機関と情報共有し、連携を図ってきました。

一方で、福祉課題の多様化、複雑化により、高齢者、障がい者、子ども等、既存の制度の対応では複合的な課題を抱える人が適切な支援を受けられないという問題も指摘されています。

住民が福祉サービスを利用するにあたってはいつでも気軽に相談ができ、複雑な問題を整理できるように、それぞれの役割分担や横の連携を密にした対応ができるような体制が必要です。

(アンケート結果から)

- 市内の各相談窓口を知っている人の割合として、生活の困りごとの相談窓口（生活困窮者自立相談支援窓口）の46.9%が最も高く、自殺対策、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）*、女性相談の各相談窓口は5割以上の方が「知らない」と回答していることから、相談窓口のさらなる周知が求められます。
- 福祉政策のために市が優先的に取り組むべき施策として、「相談しやすい窓口の充実」が42.6%、「必要な人へ支援をつなげるしくみづくり」が30.0%と高い割合になっています。

【施策の方向性】

複数の課題を同時に抱えているケースや福祉サービスにつながらない制度の狭間にある問題を解決していくことができるよう、課題を丸ごと受け止め、高齢者、障がい者、子ども等の分野を超えて一体的にサービスを提供できる相談支援体制づくりに向け、市における部局間の連携強化及び関係機関との連携により、相談窓口の機能充実を図ります。

*DV（ドメスティックバイオレンス）とは、夫婦、恋人などパートナーからの暴力のことです。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、脅す、大声でののしる、無視するなど、精神的苦痛を与える行為もDVに含まれます。

①利用しやすい相談窓口の開設

高齢者・障がい者・子育て支援をはじめ、福祉に関わるあらゆる分野について、市民の視点から相談しやすくわかりやすい、市民のニーズに合った相談窓口の開設に努めるとともに、広報、ホームページなどにより窓口の周知に努めます。

②相談窓口の連携強化

相談内容に応じて、適切な担当窓口にスムーズにつなげるよう、部局間の連携体制を強化するとともに、窓口担当職員の知識拡充に努めます。

③各相談機関の連携強化

地域包括支援センター*、子育て世代包括支援センター*、市社会福祉協議会、障がい者相談支援事業所*等、相談支援機関の連携の強化を図ります。

④包括的相談支援体制の整備

包括的支援体制の検討と併せ、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯が地域で埋もれることなく支援に結び付けられるよう、課題を丸ごと受け止める相談体制について検討します。

*地域包括支援センターとは、高齢者への総合的な生活支援の窓口として、高齢者本人や家族からの相談に応じ、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるよう、包括的に支援することを目的とした機関です。

*子育て世代包括支援センターとは、妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による包括的・継続的な支援を行う機関です。

*障がい者相談支援事業所とは、障がい者や家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービス利用に関する計画を作成し、関係機関との連携、調整を行う機関です。

施策8 サービスを利用しやすい環境づくり

【現状と課題】

高齢者、障がい者、子育て世帯やひとり親世帯等、福祉サービスの利用者は、それぞれ心身の状況、生活環境などの違いにより必要とされるサービスも異なるため、生活上の課題を解決するためには、どのようなサービスを受けることができるのかという情報を入手したうえで、サービスを的確に選択、利用することが重要です。

利用者のニーズを十分把握し、利用者にとって最適な福祉サービスを自由に選択できる環境を整えることが必要であり、そのためには福祉サービスの量の確保はもちろんのこと、利用者のニーズに適切に対応して相談や利用援助を行うとともに、多種多様な情報をわかりやすく提供していく必要があります。

(アンケート結果から)

- 福祉政策のために市が優先的に取り組むべき施策として、「わかりやすい福祉情報の提供」が44.9%と最も高い割合になっています。
- 福祉や健康について知りたい情報について、「高齢者や障がい者が利用できる福祉サービスの情報」が46.9%、「福祉や健康についてのサービス利用方法の情報」が37.4%、「介護保険や福祉のサービス提供業者のサービス内容の情報」が35.4%と高い割合になっています。

【施策の方向性】

福祉各分野にかかる個別計画を推進することにより、サービスの質の向上と量の確保を図るとともに、福祉サービスが多様化する中で、支援が必要な人に必要な情報が伝わり、適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報の充実を図ります。

①福祉各分野の個別計画の推進

福祉各分野にかかる個別計画を推進することにより、サービスの質の向上と量の確保を図ります。また、サービス利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、福祉や介護のサービス事業者などが連携し、それぞれの特性を生かした事業を展開することにより、サービスの質的向上を図ります。

②情報提供の充実

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供の充実に努めます。また、利用者の権利擁護のための制度について周知に努めます。

③苦情解決への適切な対応

福祉サービス提供について、利用者からの苦情があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。また、苦情解決制度について周知に努めます。

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療にとどまらず、教育、就労、住居、交通、環境、まちづくりなど広範囲にわたっています。計画の着実な推進を図るため、庁内の横断的な連携を進め、計画推進に係る情報等の共有を図ります。

また、関係機関・団体、福祉事業者、市社会福祉協議会等との連携を通じて情報共有を図るとともに、市民に広く情報提供を行い、地域における連携・協働体制の充実を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理は、福祉各分野の個別計画の進捗状況を定期的に点検・把握するとともに、アンケート調査等により市民の意見等を把握したうえで、施策の評価・検証を行います。また、社会情勢の変化や制度改正等に対応するため、必要に応じて各種施策を見直します。

黒石市成年後見制度利用促進基本計画

黒石市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が、経済的な不利益や生活上不自由にならないために、「成年後見人」など、その人の権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援する制度です。

全国的に少子高齢化は急速に進んでおり、本市においても2025年には65歳以上が全体の36.2%という推計がなされております。高齢化が進み地域コミュニティの希薄化による地域の支え合いの低下が懸念され、認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の親亡き後に関する対応も求められています。地域コミュニティを維持し、こうした方々が地域から孤立することなく住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度を含む権利擁護*支援の必要性が高まっています。

このような中、国においては平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）が施行され、ノーマライゼーション*、自己決定権の尊重、身上の保護*の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとしたところです。

また、平成29年3月には、促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国計画」という。）が閣議決定され、促進法や国計画において、市町村における施策の実施や成年後見制度利用の促進に関する施策の実施や基本計画策定等、市の役割が明記されました。

これらの動向を踏まえ、本市では、支援を必要とする人がその人に合った制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策に取り組むため、黒石市成年後見制度利用促進基本計画を策定するものです。

*権利擁護とは、個人の権利や利益が侵害されないように、すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援するものです。

*ノーマライゼーションとは、障がいや病気のある人もない人も共に住み慣れた社会の中で普通の生活が送られるような条件を整え、共にいきいきと活動できる社会を目指すという考え方です。

*身上保護とは、成年後見人等が行う、被後見人の生活、療養看護に関する事務のことです。具体例として、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、施設の入退所等の手続きを行うなどがあります。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、促進法第 14 条に規定する市町村の講ずる措置となる基本的な計画として策定するものです。

本市の最上位計画である黒石市総合計画と調和し、福祉分野の上位計画である黒石市地域福祉計画、関連計画である高齢者福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画との整合を図ります。

(3) 計画期間

計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。また、社会情勢や、関連計画との整合性を図るため必要に応じて見直しを図ることとします。

(4) 計画の進行管理及び評価

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、高齢者福祉計画及び、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に示す関連事業の実施状況及び進捗状況を点検し、評価したうえで今後の対策を講じていきます。

(5) 周辺自治体との協力

弘前圏域 8 市町村（弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村）では、国計画に基づき、どの地域に住んでいても成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるような地域体制を構築するため、令和 2 年度より「弘前圏域権利擁護支援事業」に取り組んでおり、圏域 8 市町村において、めざす姿を共有し、協力していきます。

2 成年後見制度利用に関する現状

(1) 首長申立

成年後見制度は、制度利用者である本人、配偶者、四親等以内の親族が申し立てることができますが、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立てを行うことが難しい場合で、特に必要があるときは市長が申し立てることができます。認知症高齢者の利用が多く、知的・精神障がい者の利用が少ない状況であり、制度の周知や理解が十分ではないことがうかがえます。

首長申立（上段は高齢者、下段は障がい者）

単位：件

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合計		0	4	2	3	2
内 訳	後見	0	2	1	2	2
		0	2	1	0	0
	保佐	0	0	0	1	0
		0	0	0	0	0
	補助	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

資料：福祉総務課、黒石市地域包括支援センター

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、申立てに必要な経費（収入印紙代、登記印紙代、郵便切手、診断書料、鑑定費用など）及び家庭裁判所の審判に基づく成年後見人等の報酬の全部または一部を助成しています。

成年後見制度利用支援事業（上段は高齢者、下段は障がい者）

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合計	1	6	4	5	10
費用助成	0	3	1	3	5
	0	2	1	0	0
報酬助成	0	0	2	2	5
	1	1	0	0	0

資料：福祉総務課、黒石市地域包括支援センター

(3) 弘前圏域権利擁護支援事業

令和 2 年 4 月に弘前圏域 8 市町村による「弘前圏域権利擁護支援センター」を中核機関として設置し、共同で運営しています。センターは地域連携のネットワークを構築し、次の業務を行います。

- ①権利擁護に関する相談支援
- ②成年後見制度に関する広報及び啓発
- ③成年後見制度利用促進
- ④後見人等の活動支援
- ⑤その他成年後見制度利用促進に関すること

また、医師、弁護士等で構成する弘前圏域権利擁護支援連絡会において、広域的な観点から重層的な成年後見制度利用の支援体制を構築していきます。

3 成年後見制度利用促進にあたっての課題

本市における高齢者を取り巻く状況は、平成27年において総世帯数11,770世帯のうち高齢者のいる世帯は6,637世帯で56.3%、このうち高齢者単身世帯は1,414世帯で21.3%、同じく高齢者夫婦世帯は1,148世帯で17.3%であり、高齢者のみで構成される世帯は増加傾向にあります。また、要介護認定者で認知症の症状が見受けられる方や認知症に関する相談件数も年々増加傾向にあります。

知的障がい者、精神障がい者の人数については横ばいの状況ですが本人やその支援者の高齢化によりいわゆる「親なき後問題」が懸念されており、権利擁護に関する相談は近年増え始めていることから、障がい者の自己決定権等を尊重する意識の高まりが認められています。

このような状況から成年後見制度利用の必要性は今後ますます増えていくことが考えられますが、計画作成にあたり実施した市民アンケートでも成年後見制度等の認知度は低く、支援を必要とする人に制度利用が行き届いていない可能性が考えられます。

成年後見制度利用促進にあたっての課題として、必要とする人が利用するための制度の周知と利用拡大に向けた支援、次に、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制の整備、最後に制度理解と不正防止の徹底があげられます。

4 計画の策定によりめざす姿

基本目標1 利用者がメリットを実感できる制度の運用

地域住民が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整えます。また、権利擁護支援を必要とする人に対し、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけることができるよう相談体制の構築を目指します。

(1) 成年後見制度の周知及び啓発

地域住民が成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから備えることができるよう、弘前圏域権利擁護支援センターと連携し、地域住民や関係機関に対し研修会等を開催し周知啓発に努めます。

(2) ニーズの把握と早期発見

医療や介護・障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携や地域見守りにより、支援を要する人を早期に把握し支援につなげるよう努めます。

(3) 成年後見制度の利用ありきでない他の福祉サービス等の一体的提供

密接な身上保護を行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に寄り添った支援をしていくうえで、権利擁護に関する支援の必要性を検討し、適切な制度利用につなげるため、「日常生活自立支援事業*」や他の福祉サービス等と連動したサービスの提供を行います。

(4) 利用支援事業のあり方

費用負担能力や身寄りのない人、長期支援が必要な人であっても、成年後見制度利用支援事業による申立て費用の助成や報酬助成を行うことで、誰もが安心して制度利用できるよう支援します。また、持続可能な支援体制のため本人の資力の判断基準など利用支援事業のあり方を検討します。

基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援を行う地域全体の仕組みの構築を目指し、どこに住んでいても同様の権利擁護支援が届くような体制を整えます。

(1) 中核機関の設置

地域連携ネットワークの中核となり、地域の権利擁護の機能（広報、相談、制度利用促進（受任者マッチング）、後見人支援）を果たすよう主導する役割を担う中核機関として、弘前圏域権利擁護支援センターを、弘前圏域定住自立圏8市町村共同で、令和2年4月1日に開設しました。

地域の相談支援機関（地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、社会福祉協議会等）を一次相談窓口、弘前圏域権利擁護支援センターを二次相談窓口として、それぞれに役割を担い、相互に連携しながら、アセスメントや支援方針の決定を行うなど、地域連携ネットワーク全体のコーディネートを行います。

(2) 地域連携ネットワークの構築

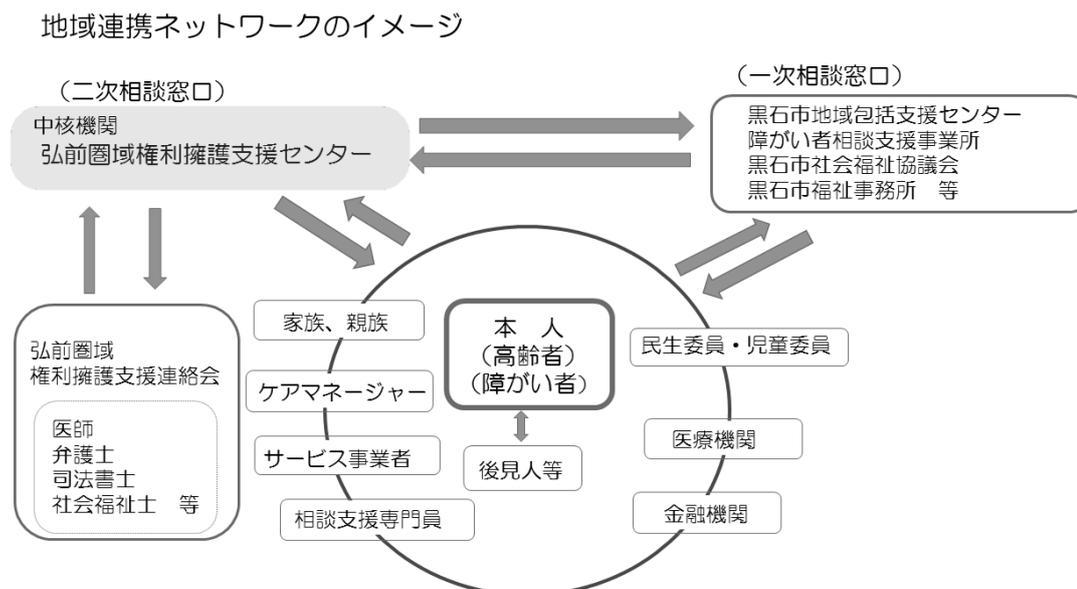
地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチ*を図り、日常的に支援を必要とする人の必要な支援へ結びつけるとともに、当人の意思や状況を継続的に把握します。また、弘前圏域権利擁護支援連絡会において、関係団体の連携強化や自発的に協力する体制づくりを進めます。

*日常生活自立支援事業とは、判断能力に不安がある高齢者や障がい者等の権利を擁護し、できる限り地域で自立した生活が送られるよう、社会福祉協議会が本人との契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などを行う事業のことです。

*アウトリーチとは、支援が必要であるにもかかわらず、自ら申し出ない人たちに対して、公共機関などが積極的に働きかけて、情報や支援を届けることです。

(3) 市民後見人の育成と担い手の確保

弘前圏域権利擁護支援センターと連携し、圏域住民への支援の意思を持つ地域住民が、市民後見人*として活動するための市民後見人養成研修を実施します。市民後見人養成研修修了者が、市民後見人としての活動のほか、日常生活自立支援事業の支援員としての活動や、法人後見を実施する団体の協力員としての活動をできるようにするなど、成年後見制度以外の権利擁護支援の担い手を確保するための環境を整備します。



基本目標3 制度理解と不正防止の徹底

成年後見制度における不正事案は、成年後見制度に対する理解や知識不足から生じるケースが多くなっていることから、広く制度理解を促し、普及していくことで不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

(1) 成年後見制度の周知及び啓発(再掲)

地域住民が成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから備えることができるよう、弘前圏域権利擁護支援センターと連携し、地域住民や関係機関に対し研修会等を開催し周知啓発に努めます。

(2) 不正防止のための関係機関との連携

成年後見人等とのチームによる被後見人等のサポートや弘前圏域権利擁護支援連絡会で不正を未然に防ぐための体制整備を検討します。

*市民後見人とは、弁護士、社会福祉士などの専門職による後見人以外の、市民を含めた後見人のことです。

資 料

1 黒石市地域福祉計画策定委員会

任 期 令和2年12月23日から令和3年3月31日まで

委員長 鳴海 勝文 副委員長 山田 俱子

○委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職
社会福祉関係団体の 代表者	鳴海 勝文	社会福祉法人黒石市社会福祉協議会 会長
	廣瀬 弘美	黒石市民生委員児童委員協議会 会長
	棟方 義光	黒石市老人クラブ連合会 会長
障害者関係団体の 代表者	工藤 茂人	特定非営利活動法人あおぞら作業所 所長
福祉施設の代表者	工藤 悟	黒石市保育連合会 会長
	成田 秀範	障害者支援施設山郷館くろいし 総合施設長
	中村 公生	黒石特別養護老人ホーム 施設長
医療・保健・教育関係 の代表者	村上 照幸	黒石市連合PTA 副会長
	玉井 佳孝	黒石市国民健康保険黒石病院 地域医療支援センター 主任社会福祉士
ボランティア団体の 代表者	田中 昭一	黒石市ボランティア連絡協議会 会長
女性団体の代表者	山田 俱子	黒石市連合婦人会 会計
地域住民の代表者	石澤 秀徳	黒石市地区協議会連絡会 事務局長
	佐藤 文男	黒石市社会福祉協議会 地区社協推進部会 副部会長
学識経験者	水上 慶吾	人権擁護委員
関係行政機関の職員	鳴海 淳造	黒石市企画財政部長
	須藤 勝美	黒石市教育委員会教育部長
	木村 誠	黒石市健康福祉部長

黒石市地域福祉計画策定委員会規則

(平成 14 年 3 月 29 日規則第 37 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、黒石市附属機関の設置に関する条例(平成 9 年黒石市条例第 1 号)第 3 条の規定に基づき、黒石市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 関連分野を包括した黒石市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他委員会の目的達成のために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係団体の代表者
- (2) 障害者関係団体の代表者
- (3) 福祉施設の代表者
- (4) 医療・保健・教育関係の代表者
- (5) ボランティア団体の代表者
- (6) 女性団体の代表者
- (7) 地域住民の代表者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 議長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(答申)

第 7 条 委員長は、黒石市地域福祉計画を策定したときは、速やかに市長に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月17日規則第28号)

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日規則第25号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 黒石市地域福祉計画検討委員会

委員長 佐々木 順子 副委員長 鳴海 朱美

○委員名簿

課・機関	職名	氏名
福祉総務課	課長	佐々木 順子
	参事	鳴海 朱美
	課長補佐	中田 智子
	主幹兼福祉総務係長	石澤 勝利
	こども未来係長	齋藤 早苗
	障がい福祉係長	山谷 敬
介護保険課	介護保険係長	池田 美奈子
黒石市地域包括支援センター	所長補佐兼高齢者福祉係長	佐藤 千枝子
健康推進課	課長補佐兼成人保健係長	須藤 留美子
生活福祉課	主幹兼保護係長	津川 大志
企画課	課長補佐	徳田 智樹
社会教育課	主幹兼地域支援係長	村上 直嗣
社会福祉法人 黒石市社会福祉協議会	事務局次長	工藤 和仁
	主査	工藤 俊輔

黒石市地域福祉計画検討委員会要綱

(平成 14 年 3 月 29 日黒石市訓令第 41 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、福祉サービスを必要とする地域住民が自立した生活や社会参加ができるよう総合的な支援計画の素案を検討するため、黒石市地域福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置するものである。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 黒石市地域福祉計画の素案作成に関する事項
- (2) その他委員会の目的達成のために必要な事項

(委員)

第 3 条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる課の職員及び黒石市社会福祉協議会の職員をもって充てる。

- (1) 企画課
- (2) 健康推進課
- (3) 福祉総務課
- (4) 介護保険課
- (5) 黒石市地域包括支援センター
- (6) 生活福祉課
- (7) 社会教育課

2 委員は、前条に規定する素案の検討が終了した時、任期が満了したものとする。

(組織)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となり、会務を総理する。

4 会議は、委員長が招集する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、福祉総務課において処理する。

附 則

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 17 日黒石市訓令第 25 号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の黒石市地域福祉計画検討委員会要綱の規定は、平成 15 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日黒石市訓令第 16 号)
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日訓令第 24 号)
この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 17 日訓令第 16 号)
この訓令は、発令の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日訓令第 7 号)
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

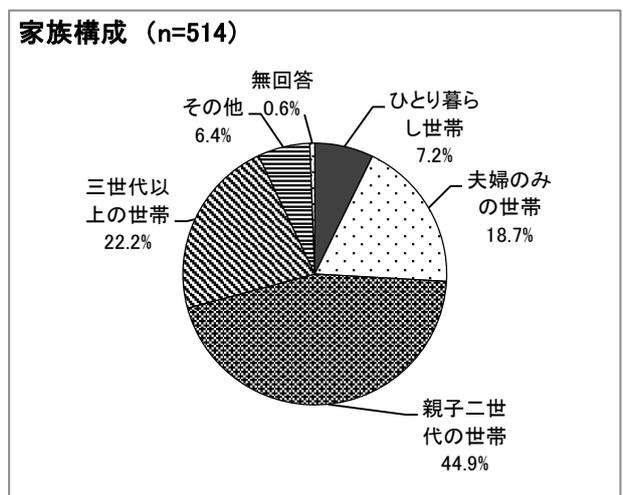
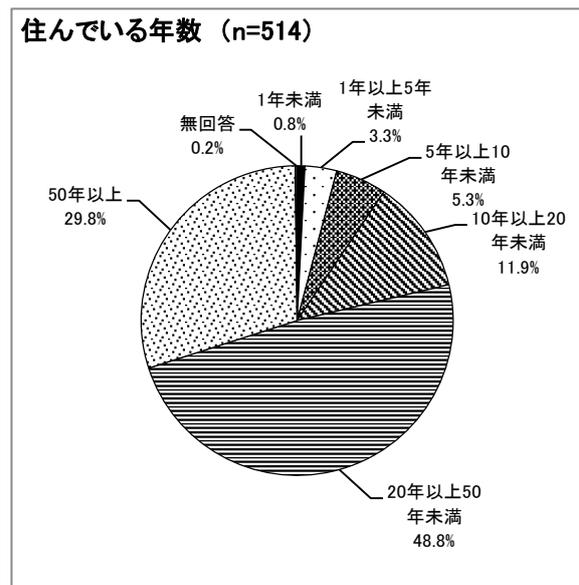
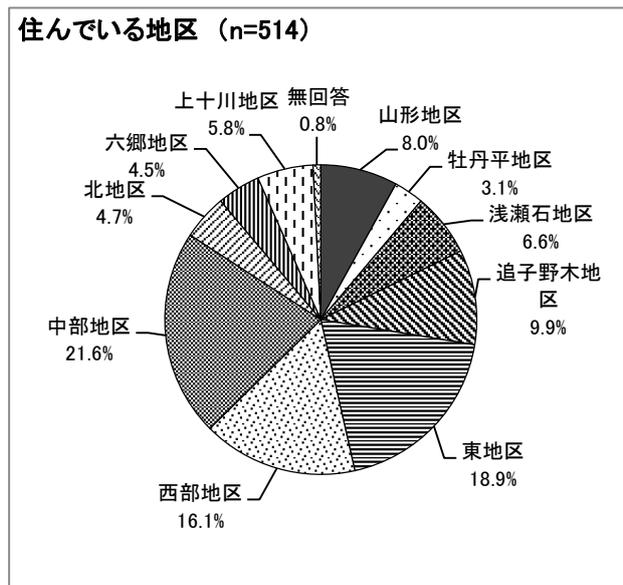
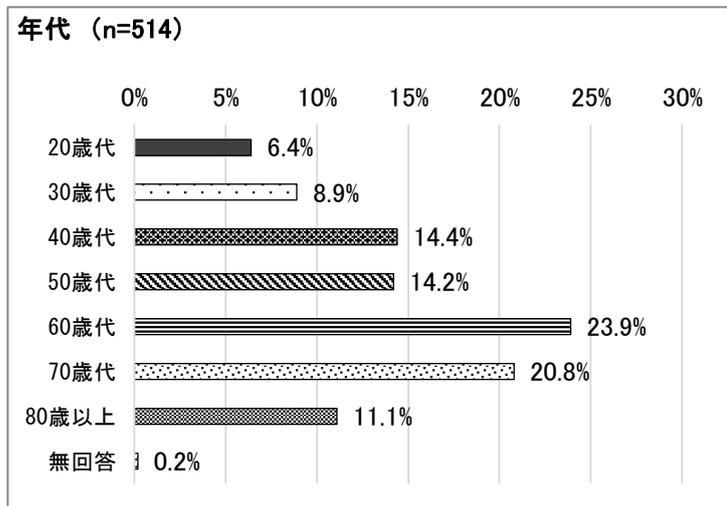
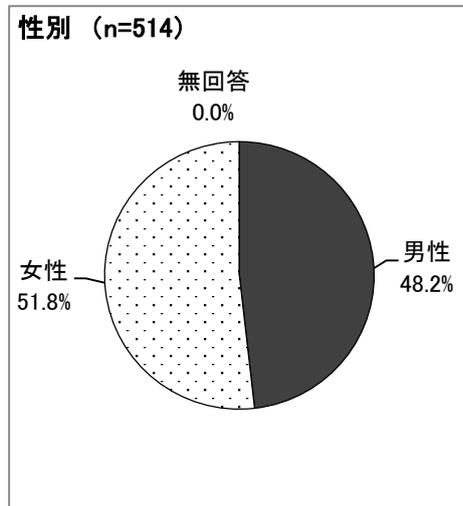
3 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和2年7月29日	検討委員会委員の推薦について、庁内関係課・機関及び黒石市社会福祉協議会へ依頼
令和2年9月1日	「黒石市地域福祉計画策定に係るアンケート調査」調査票送付
令和2年11月12日	第1回検討委員会 ・第4次計画の策定方針及び骨子案について
令和2年11月27日	策定委員会委員の選任について、関係機関・団体へ依頼
令和2年12月23日	第1回策定委員会 ・辞令交付 ・地域福祉計画概要及び第4次計画の策定方針について
令和3年1月5日	第2回検討委員会 ・第4次計画の素案について
令和3年1月21日	第2回策定委員会 ・第4次計画（素案）の審議
令和3年2月9日	第3回策定委員会 ・第4次計画（素案）修正案の審議
令和3年2月18日	第4次計画（案）パブリックコメント実施（～3月10日）
令和3年3月17日	第3回検討委員会 ・第4次計画の原案について
令和3年3月23日	第4回策定委員会 ・第4次計画の原案について
令和3年3月25日	第4次計画（原案）答申

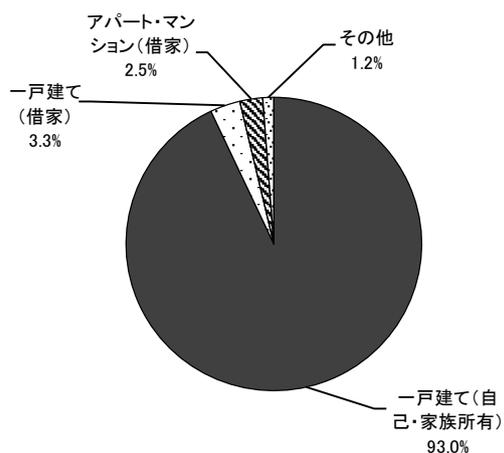
4 黒石市地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果

対 象 20歳以上の市民1,000人（無作為抽出）

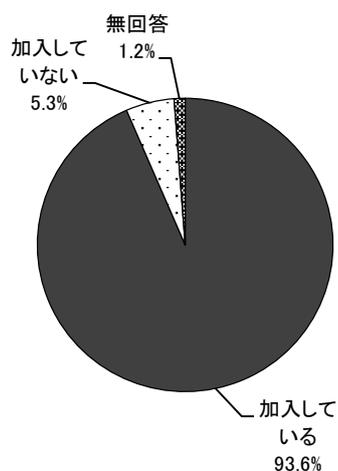
回答数 514票（回答率51.4%）



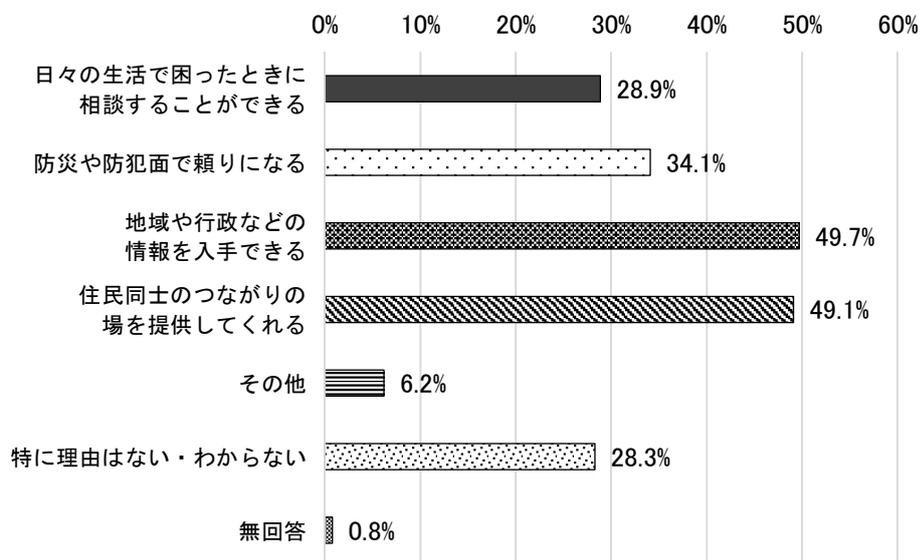
住まいの状況 (n=514)



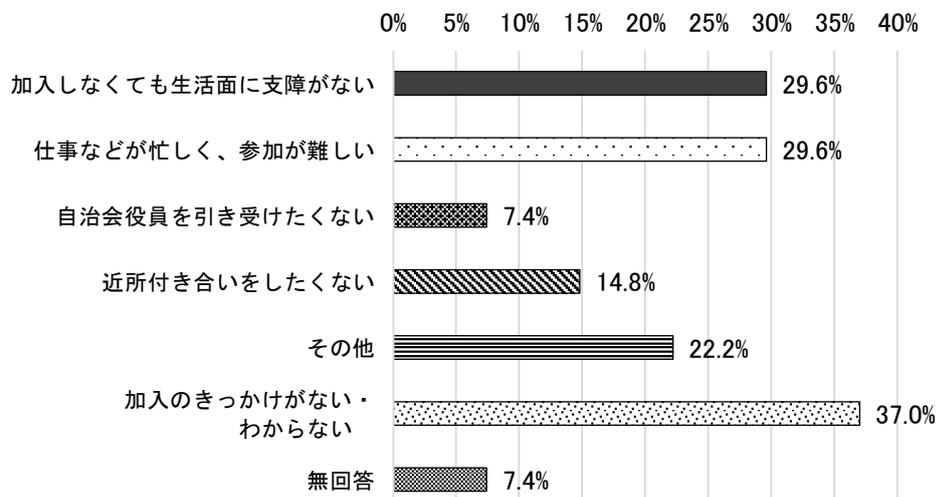
町内会への加入状況 (n=514)



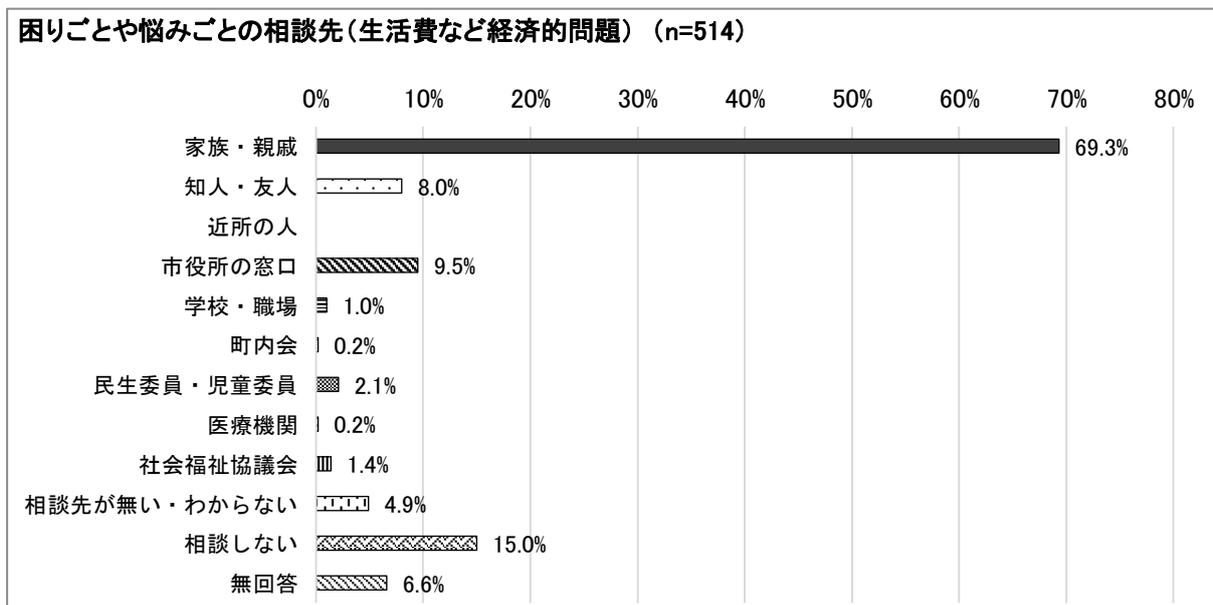
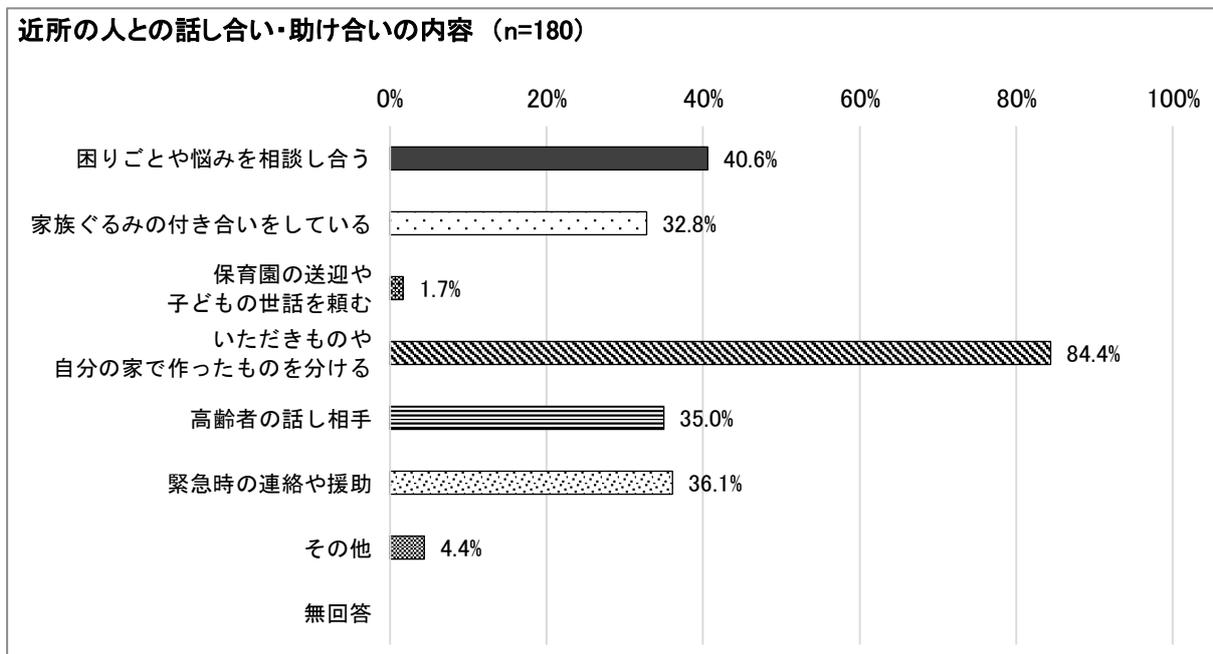
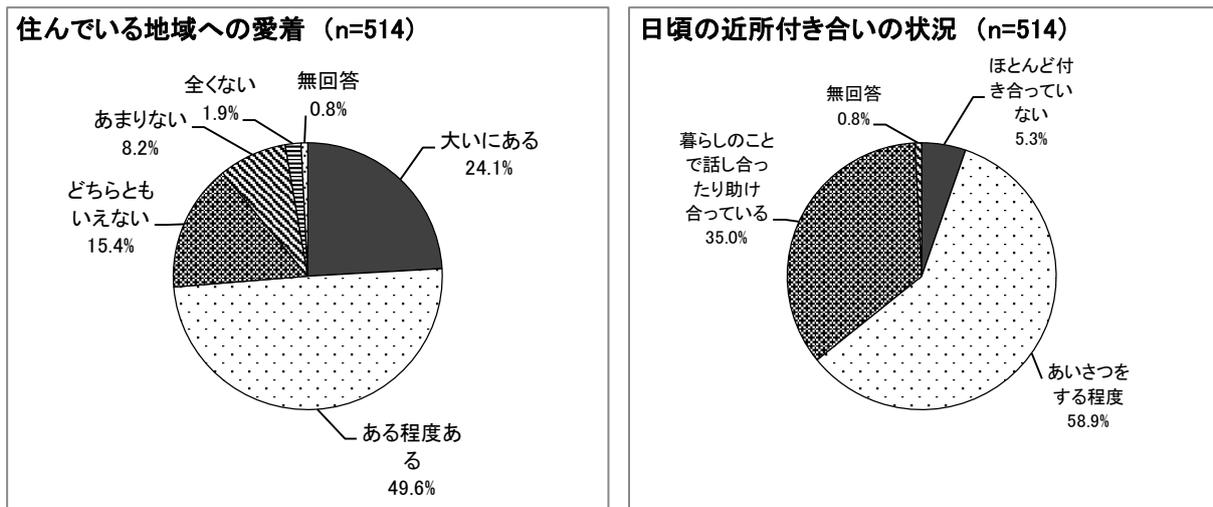
町内会に加入している理由 (n=481)



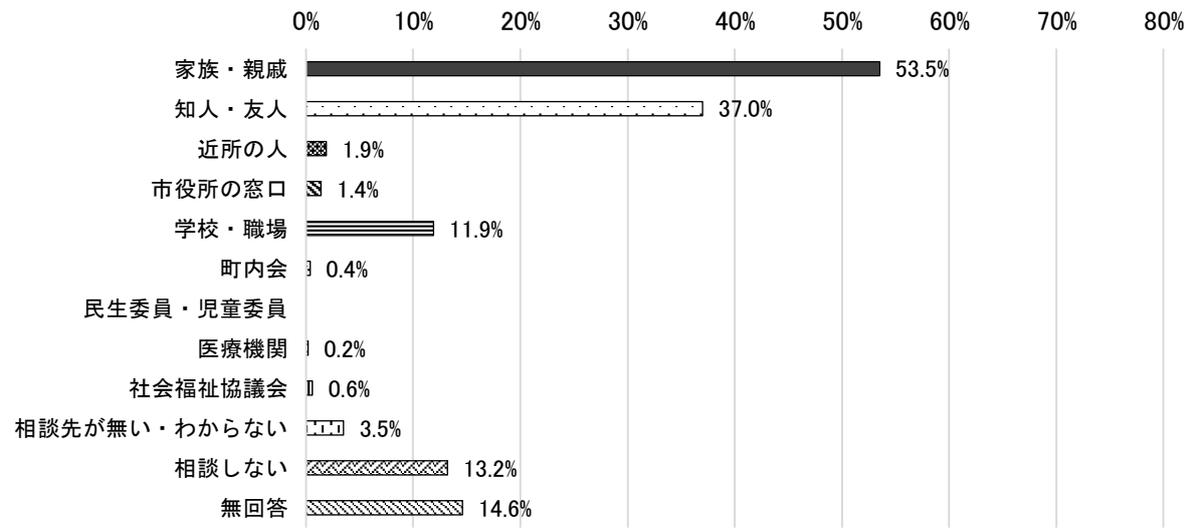
町内会に加入していない理由 (n=27)



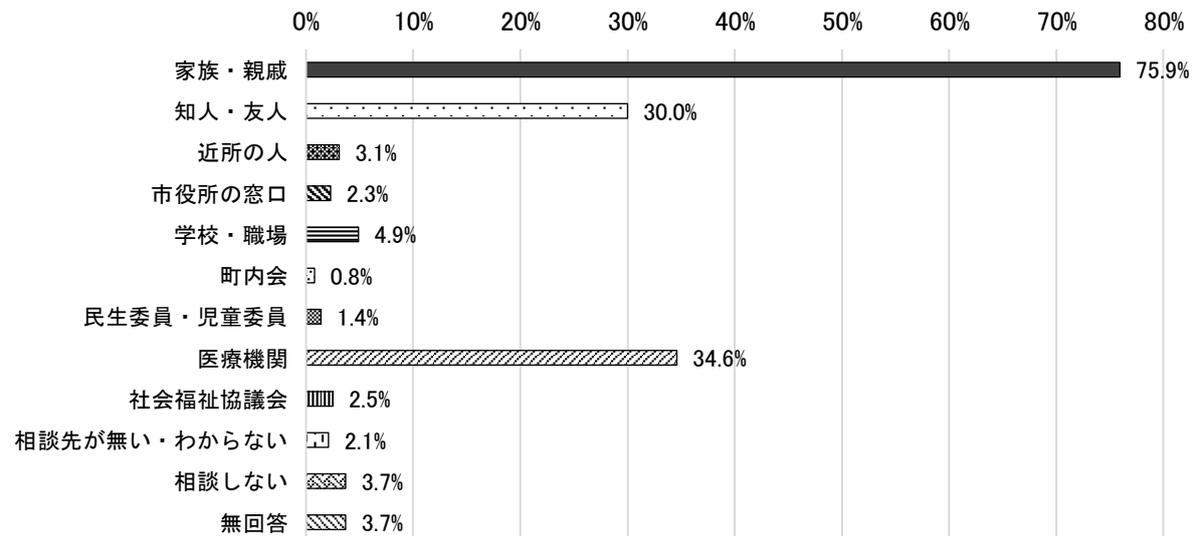
● 近隣・地域との関わりについて



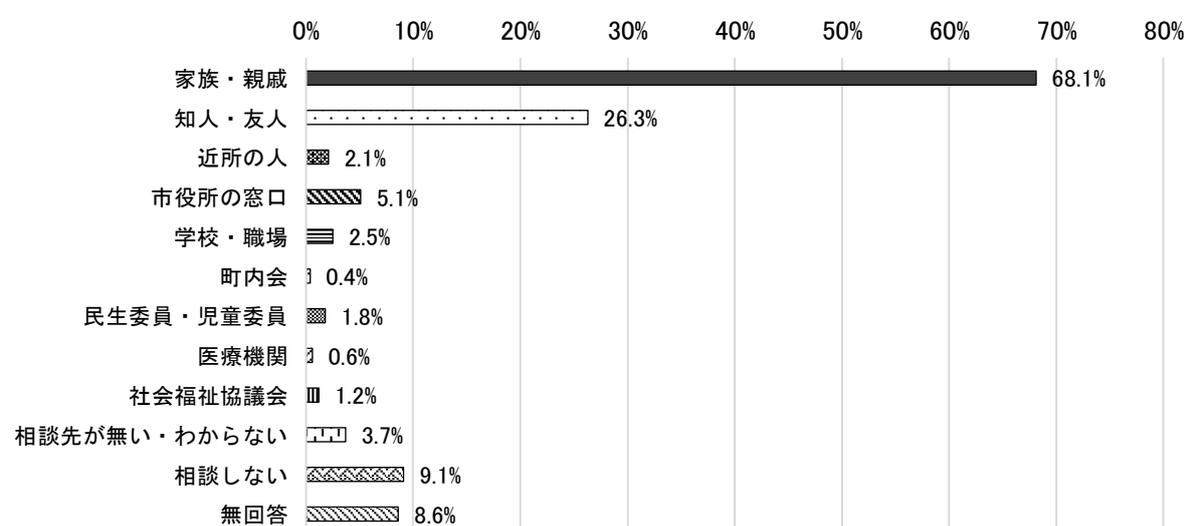
困りごとや悩みごとの相談先(仕事に関すること) (n=514)



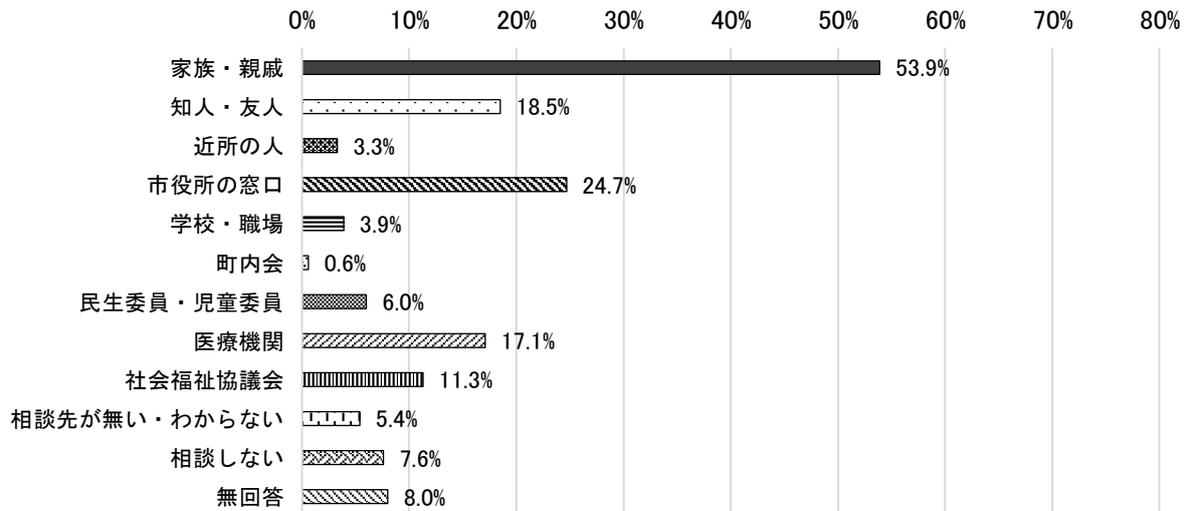
困りごとや悩みごとの相談先(自分や家族の健康に関すること) (n=514)



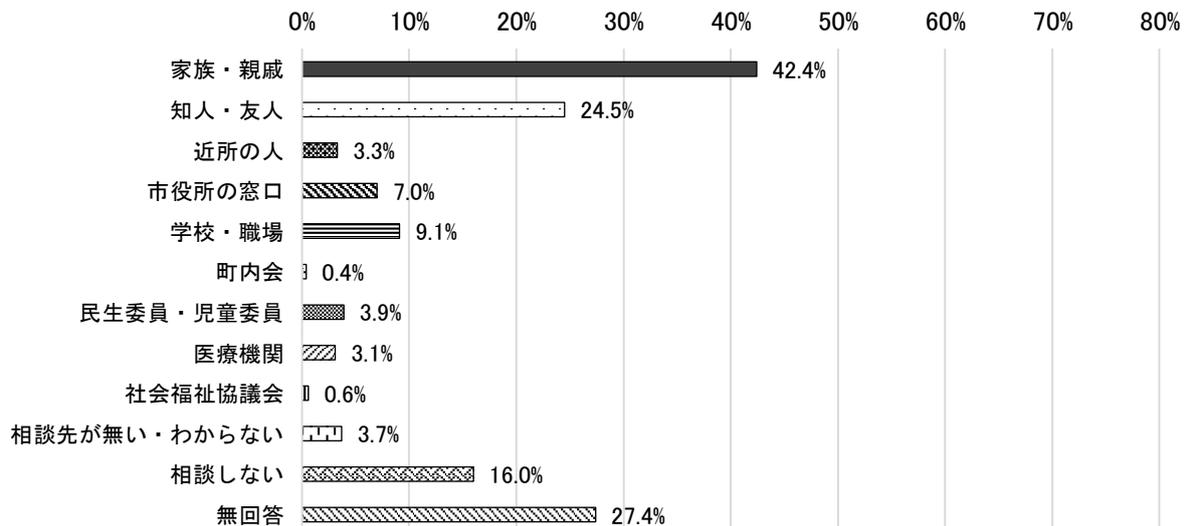
困りごとや悩みごとの相談先(自分や家族の生活に関すること) (n=514)



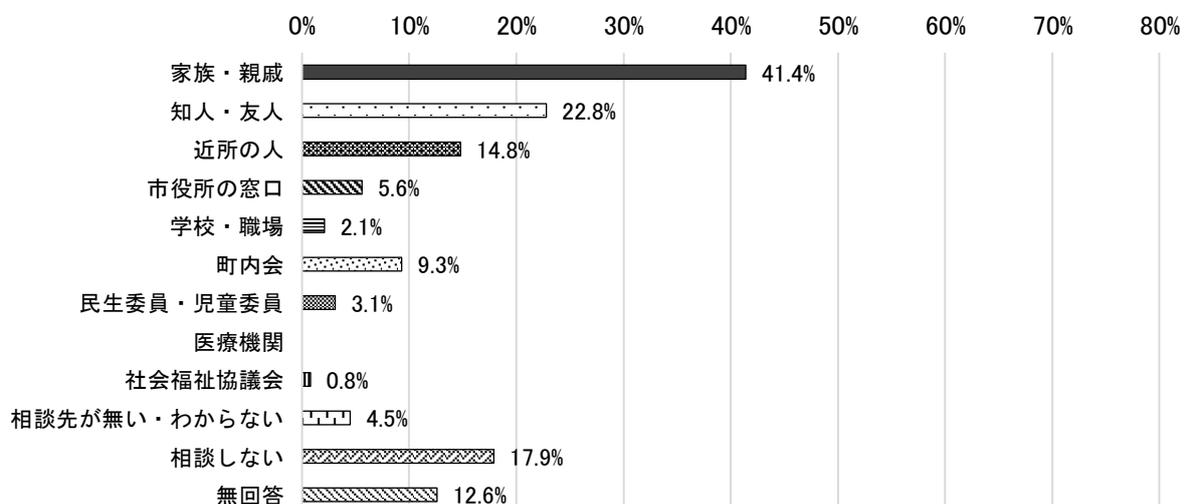
困りごとや悩みごとの相談先(介護に関すること) (n=514)



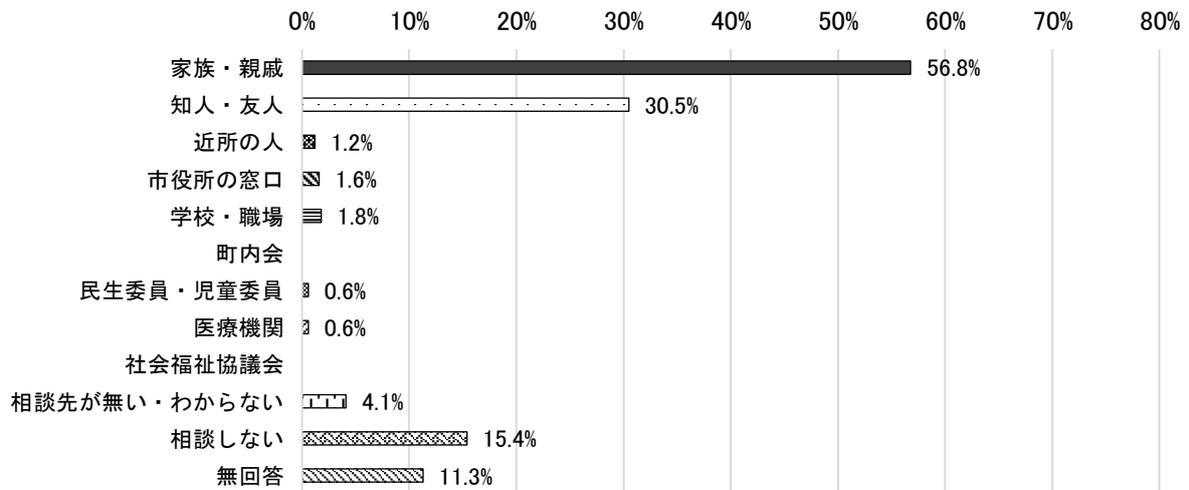
困りごとや悩みごとの相談先(育児・子育てに関すること) (n=514)



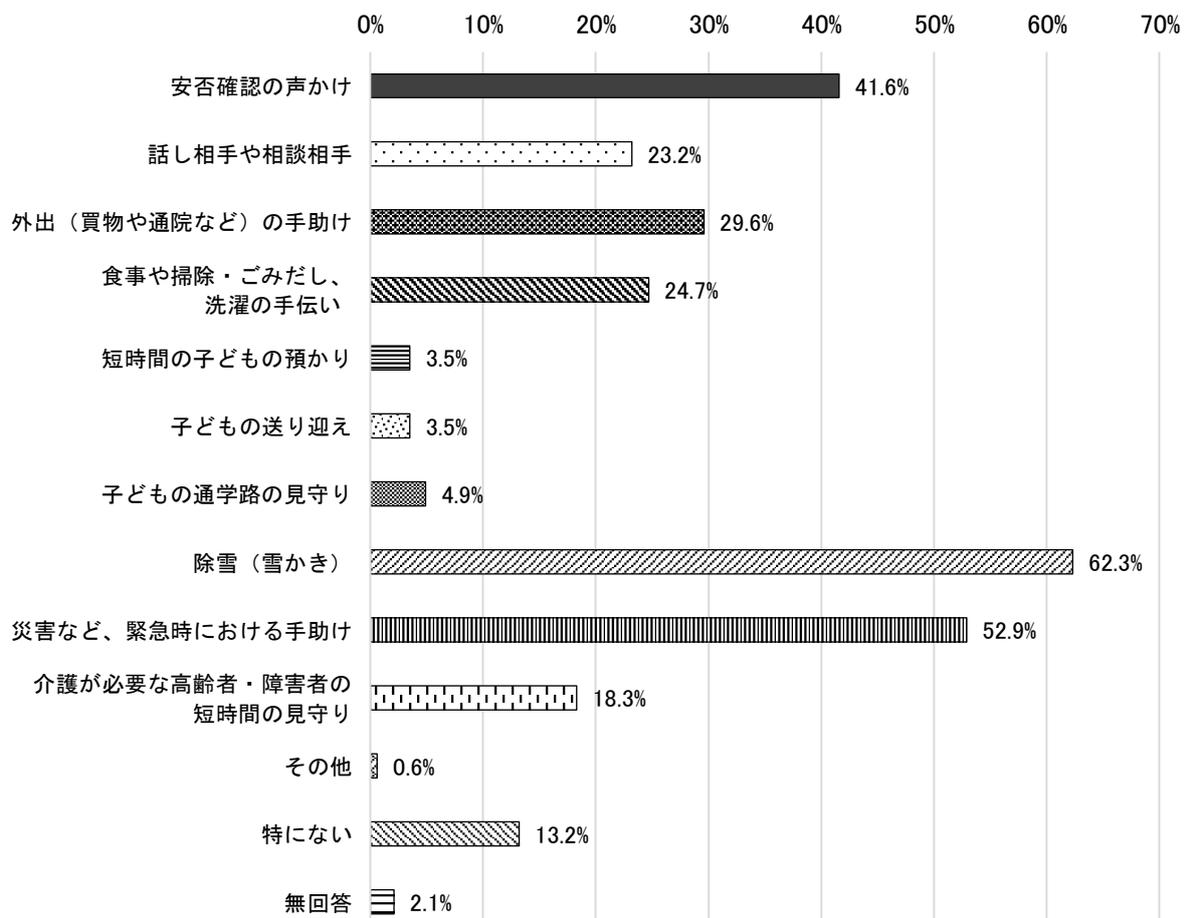
困りごとや悩みごとの相談先(近所との関係) (n=514)



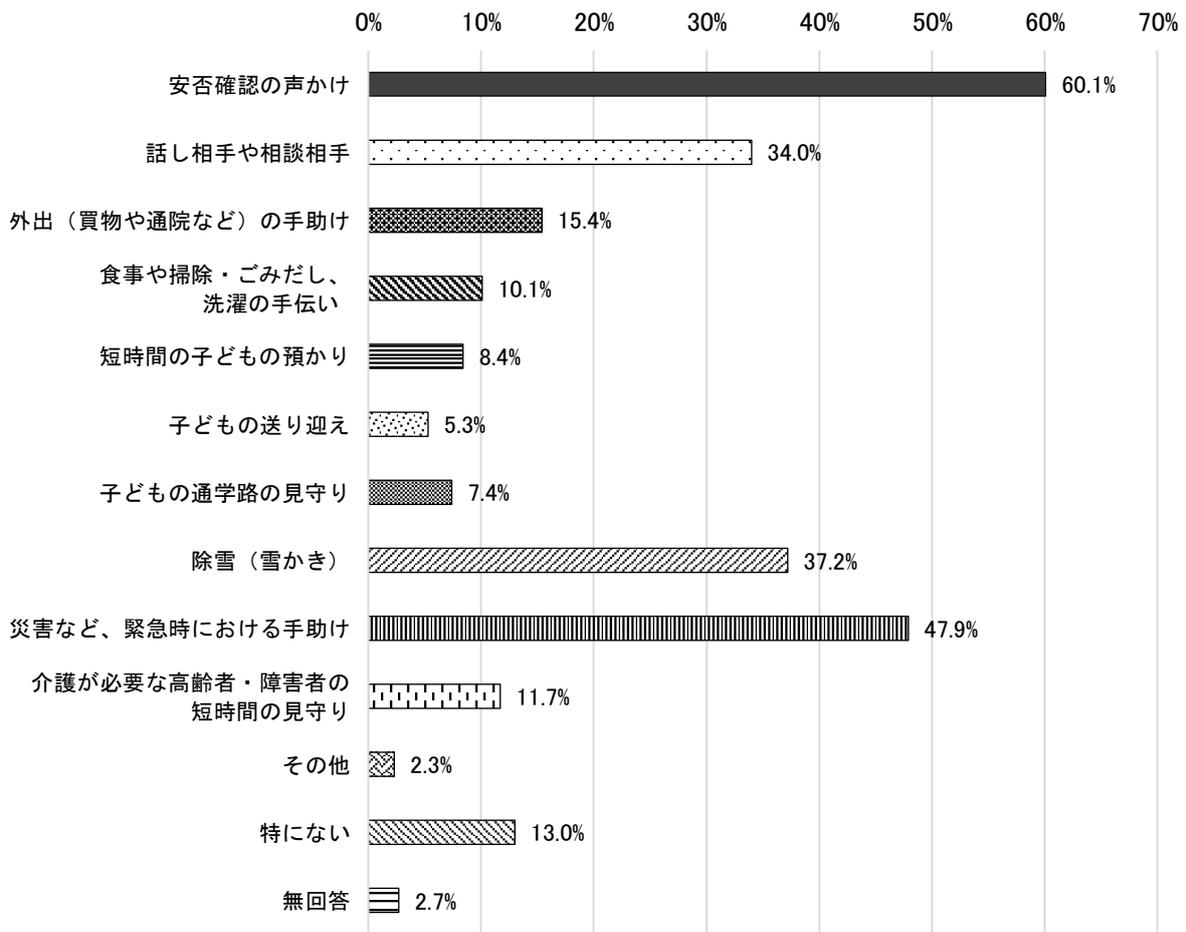
困りごとや悩みごとの相談先(家族間の問題) (n=514)



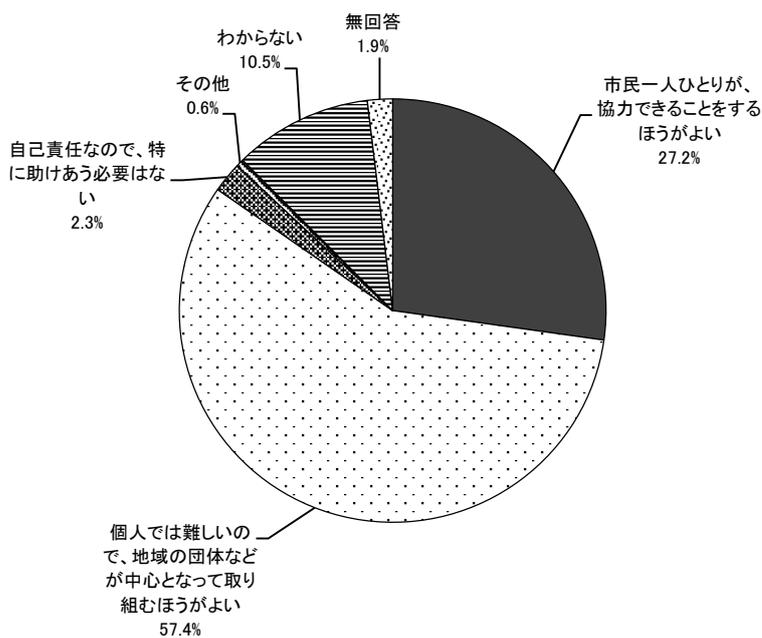
日常生活が不自由になったときに手助けしてほしいこと (n=514)



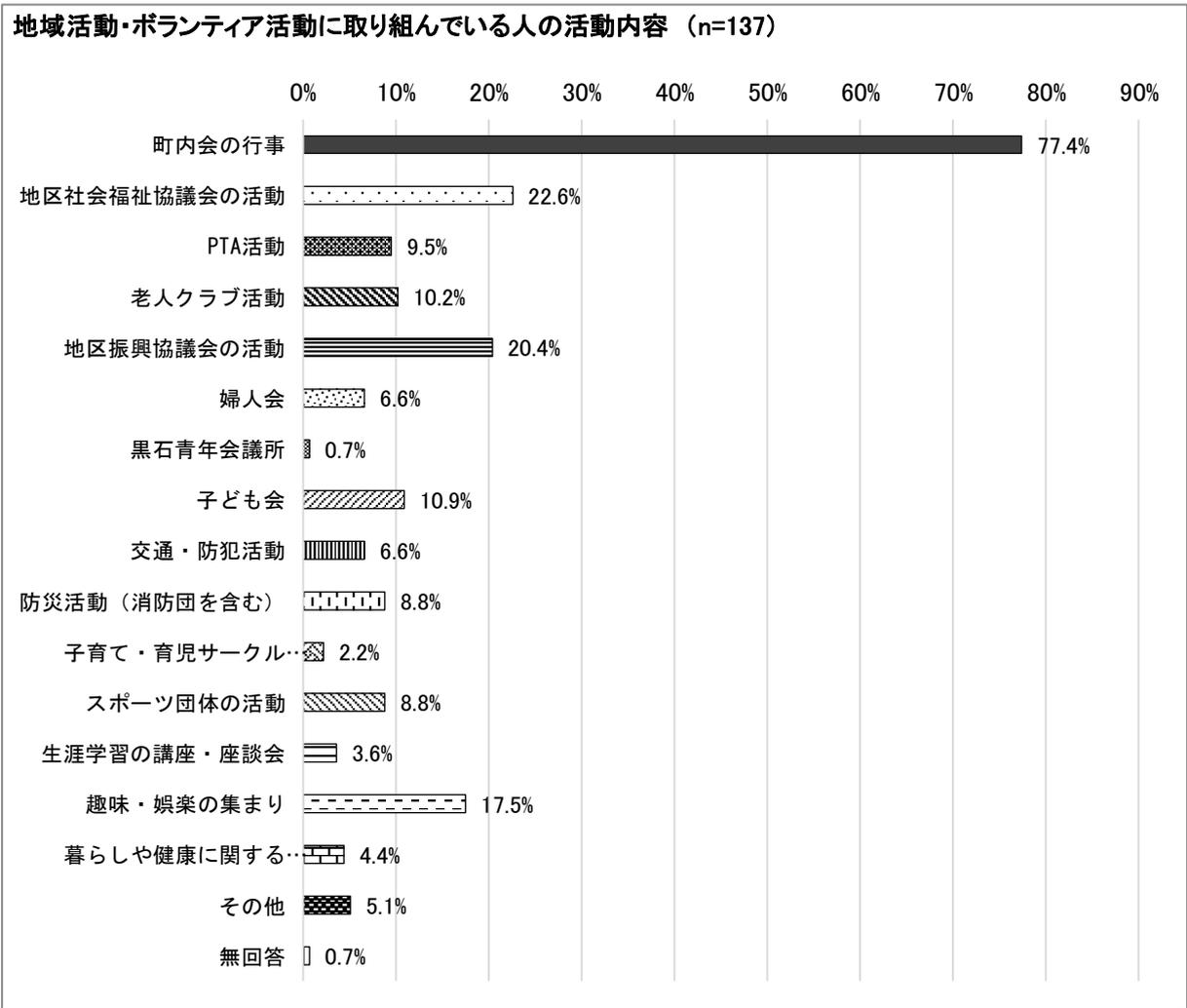
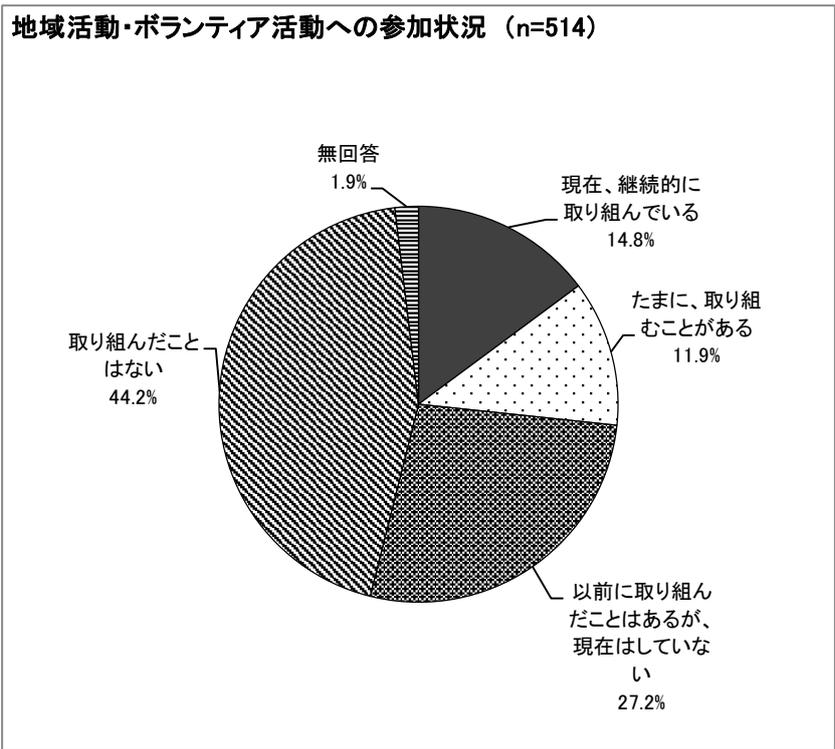
困りごとがある家庭に手助けできること (n=514)



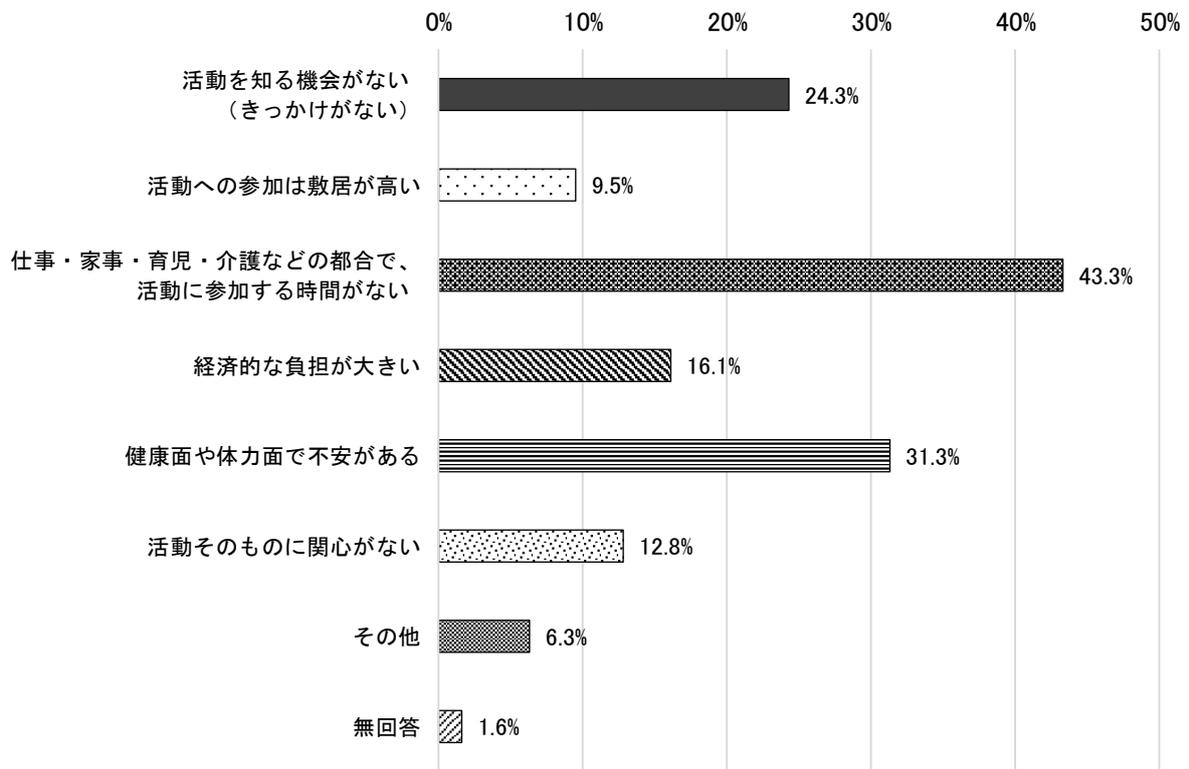
地域での助け合いを進めることについて (n=514)



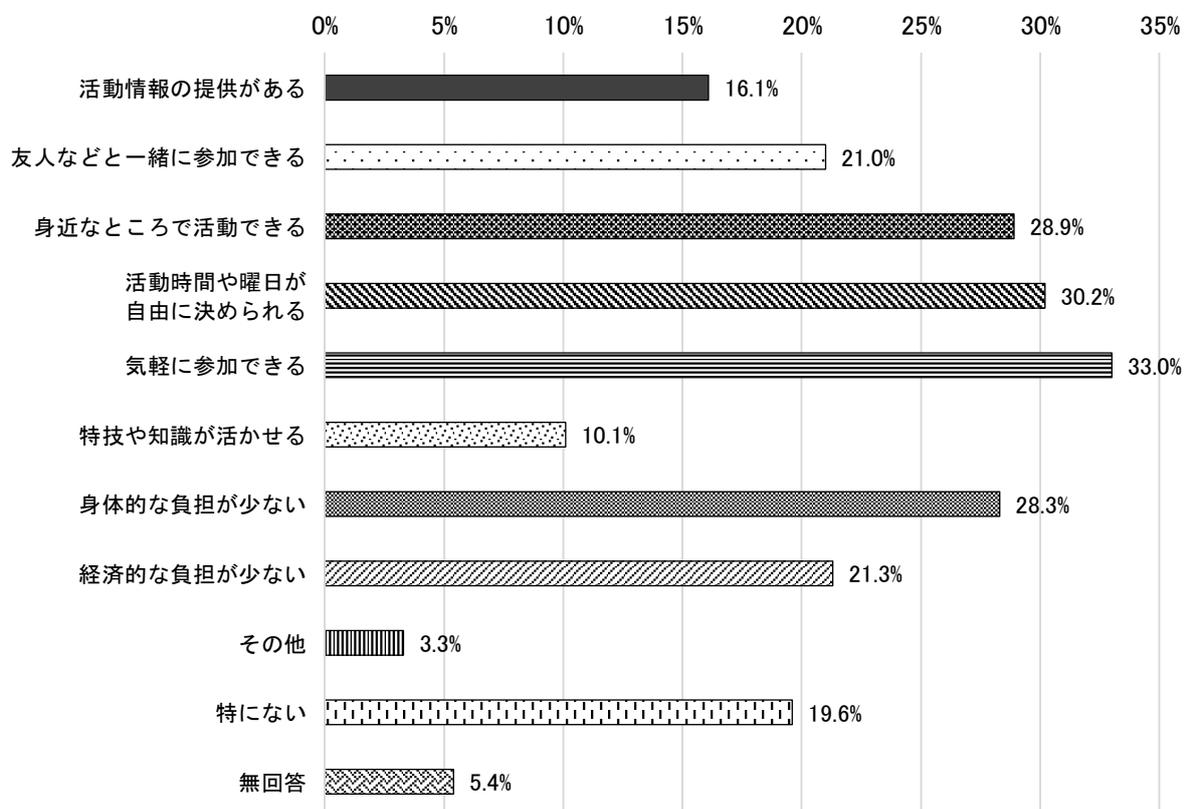
● 地域活動・ボランティア活動について



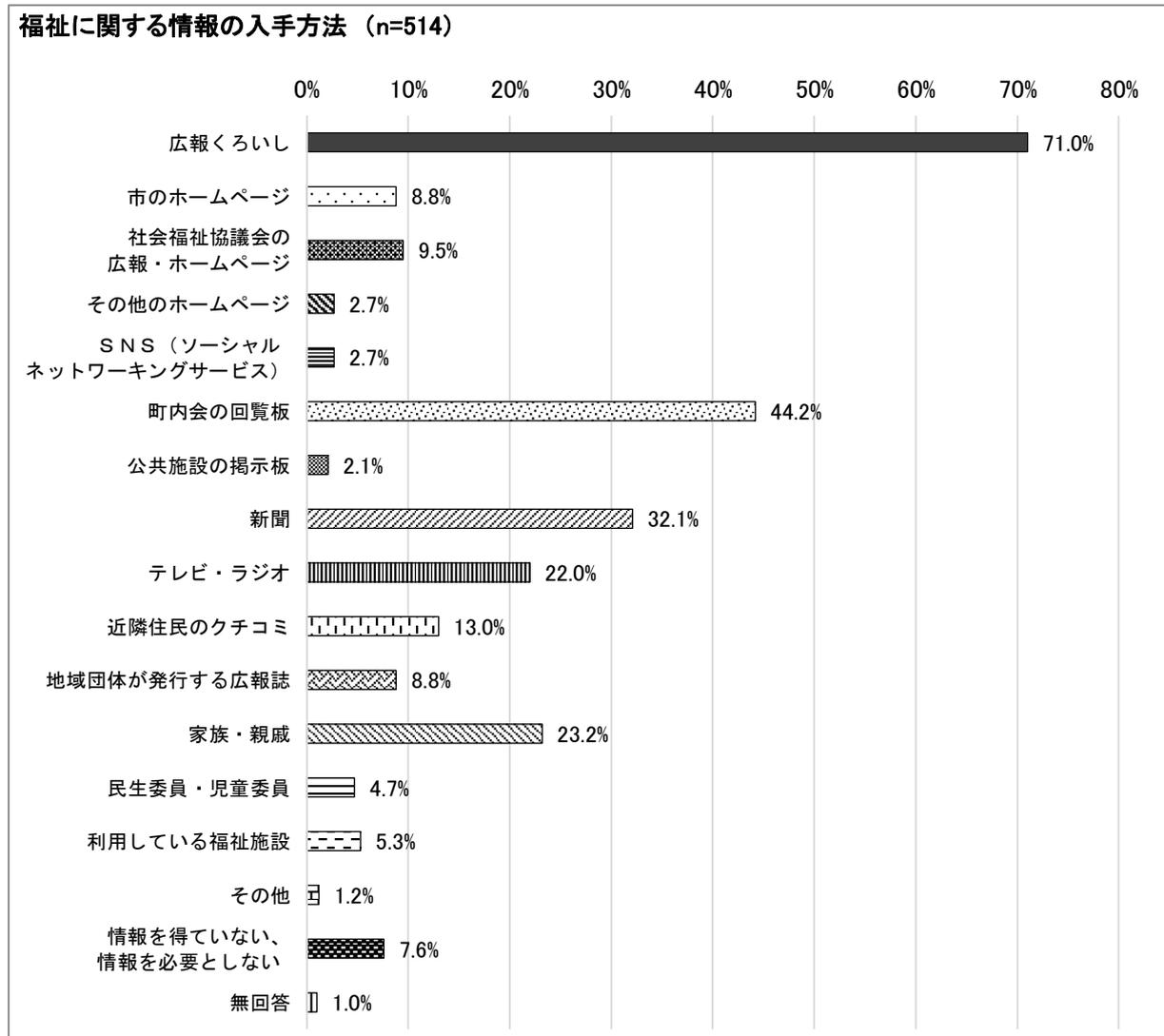
地域活動・ボランティア活動に取り組んでいない理由 (n=367)



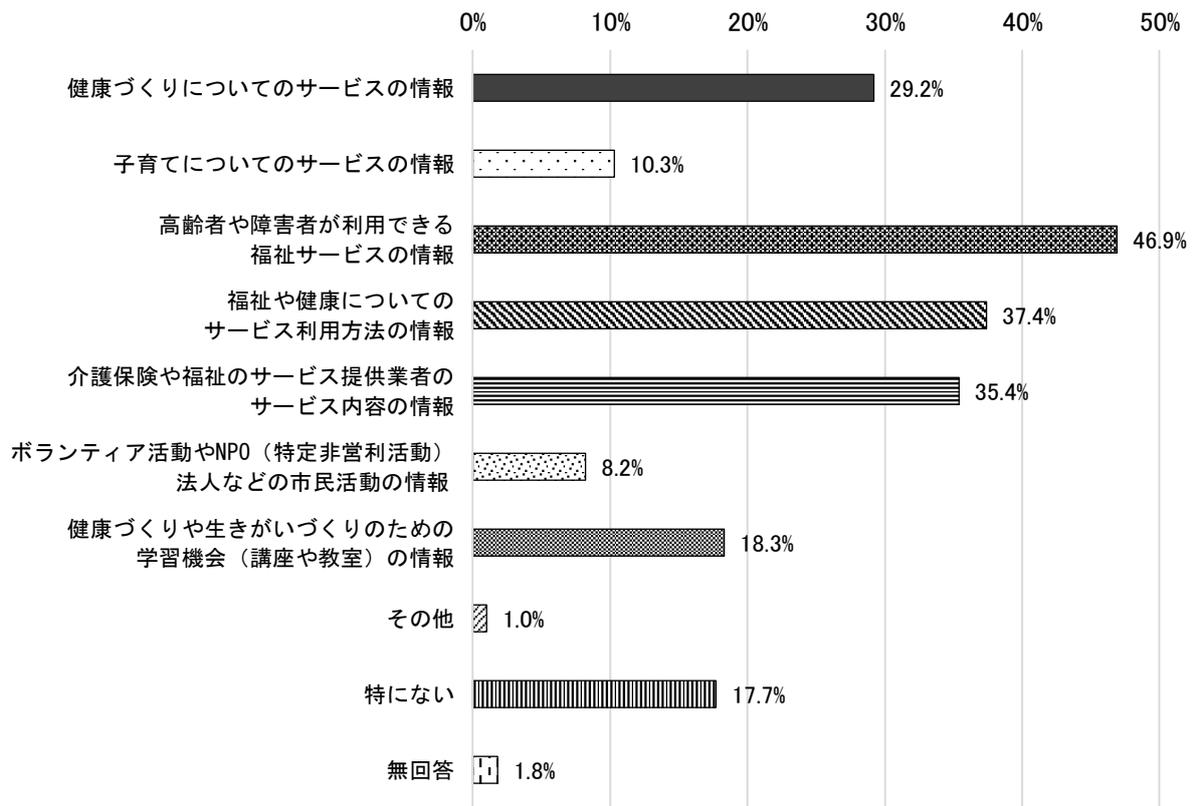
地域活動に参加するための条件 (n=367)



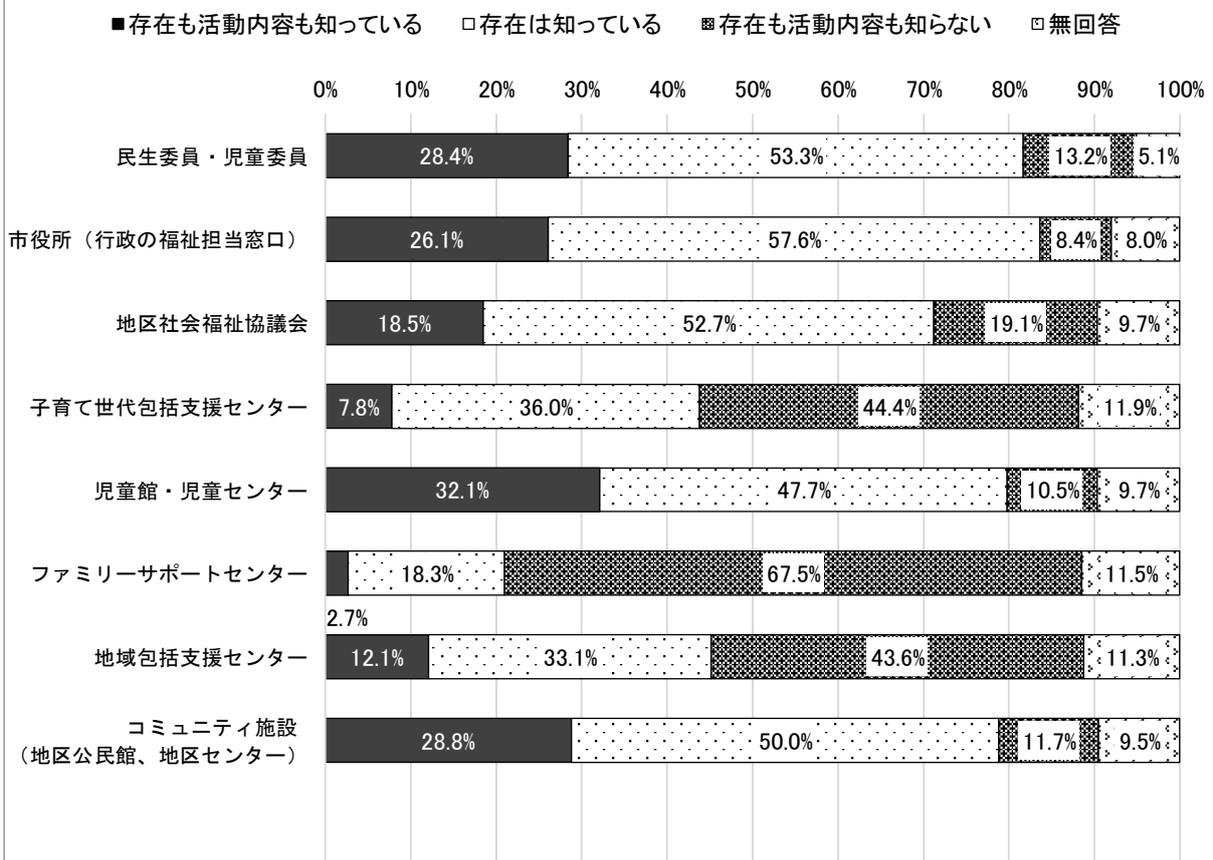
● 福祉サービスについて



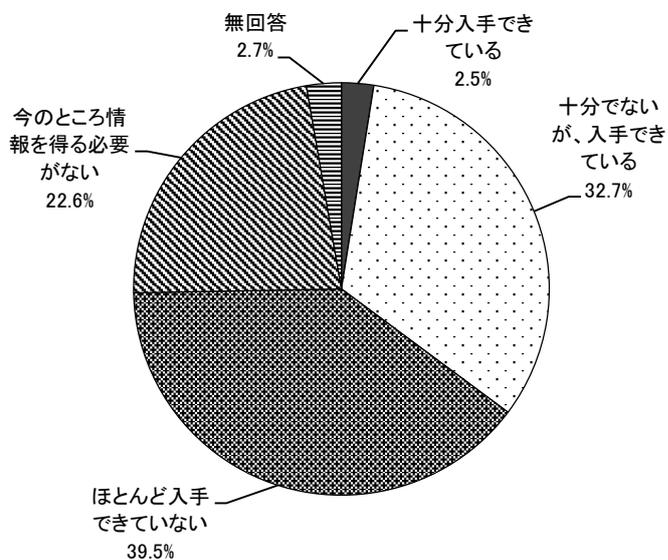
福祉や健康について知りたい情報 (n=514)



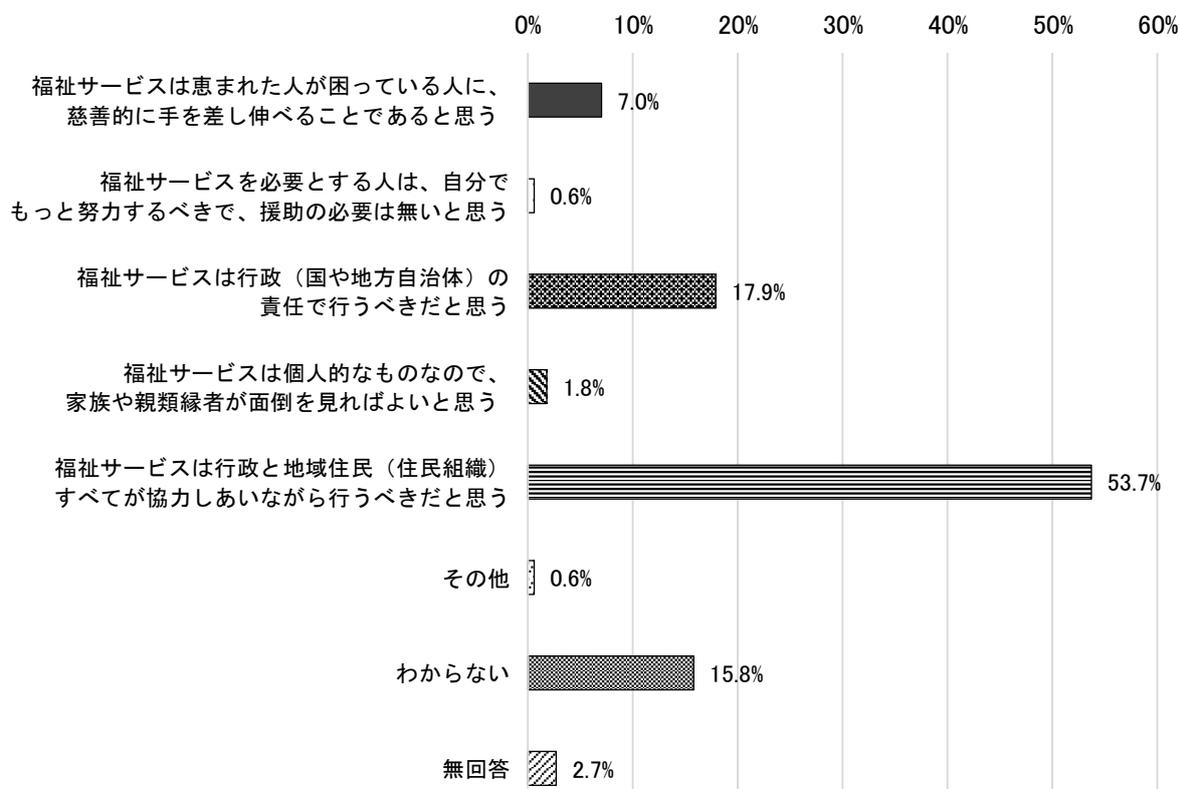
黒石市内の団体・機関の認知状況 (n=514)



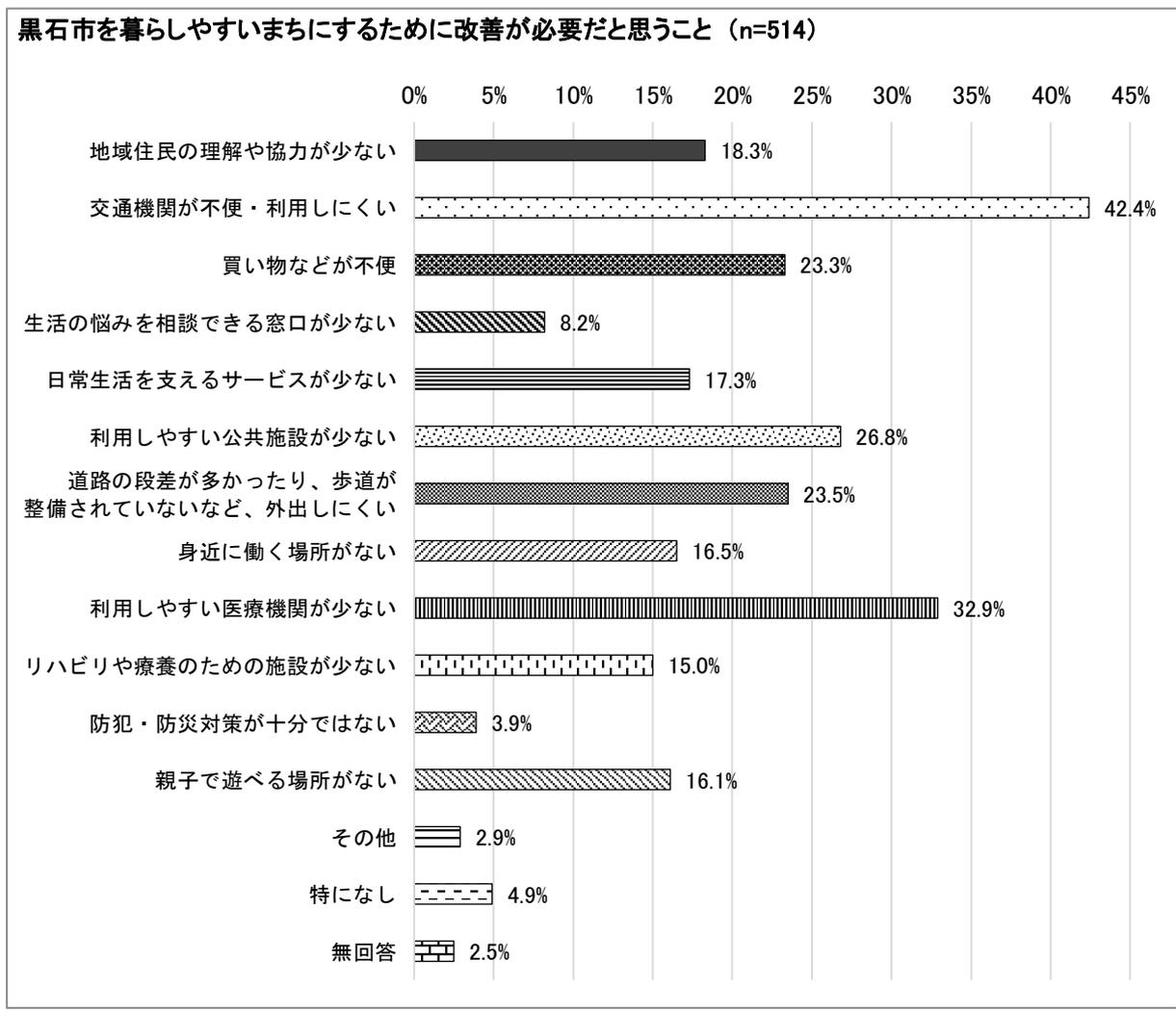
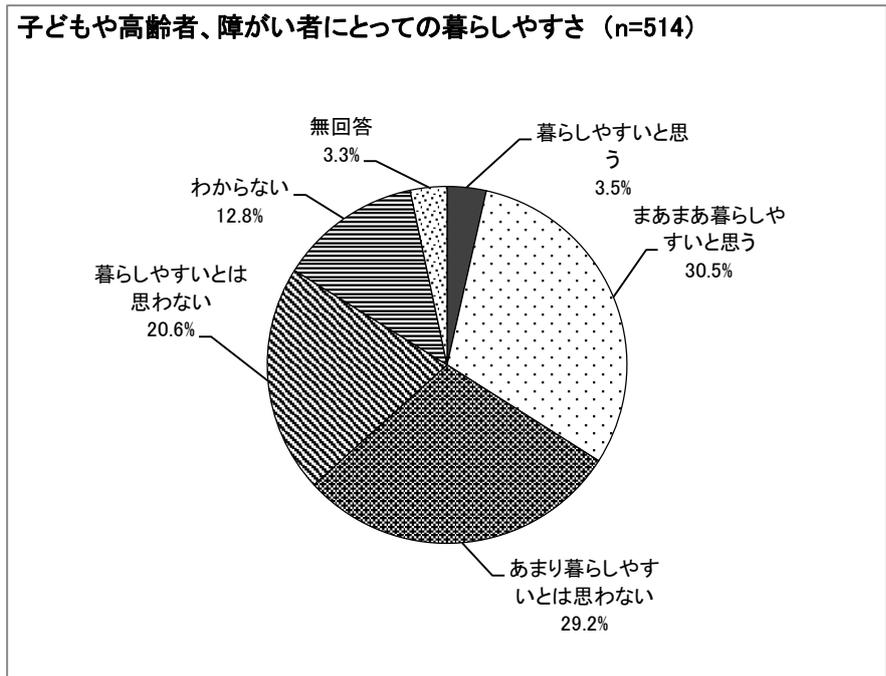
福祉サービスに関する情報の入手状況 (n=514)



福祉サービスに対する考え方 (n=514)

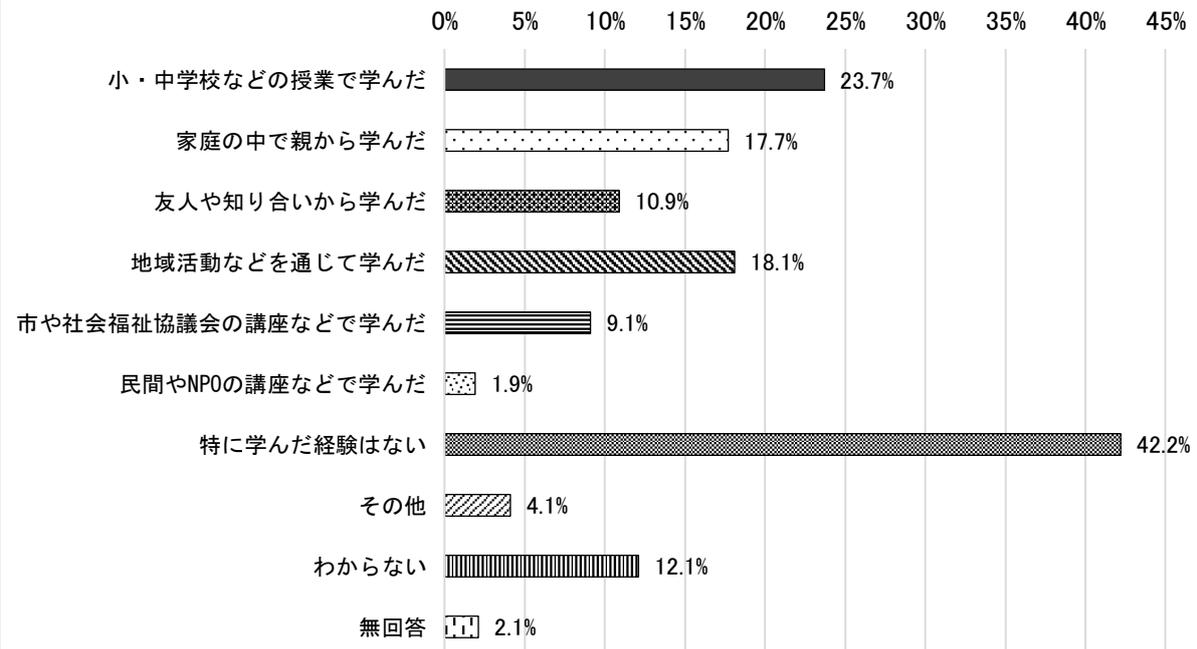


● 生活環境について

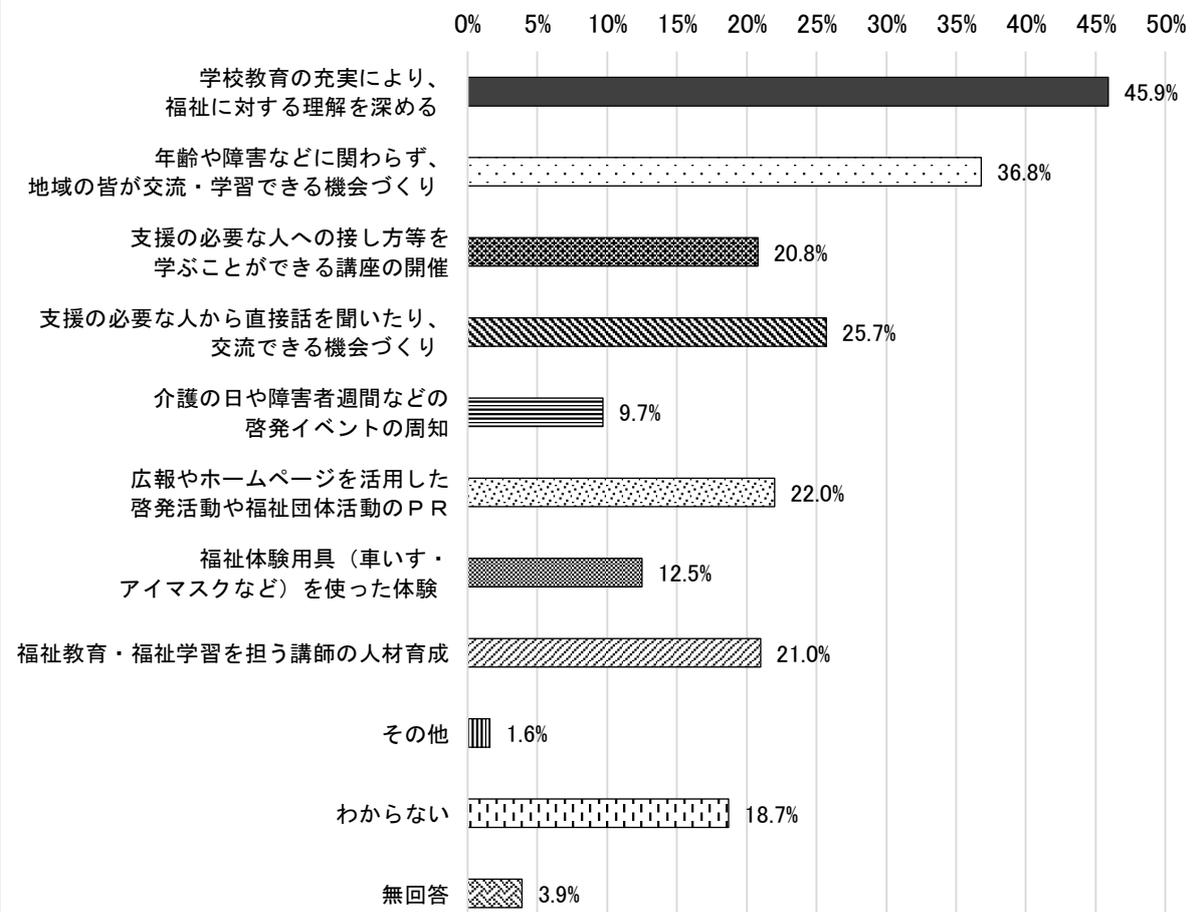


● 福祉教育について

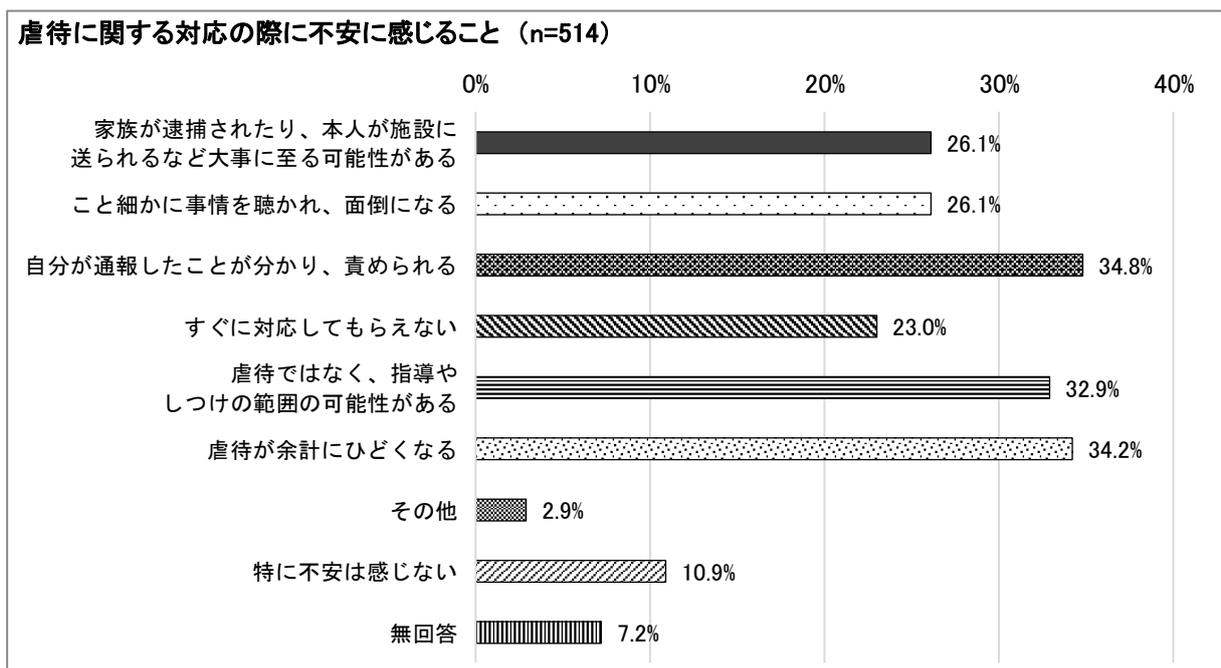
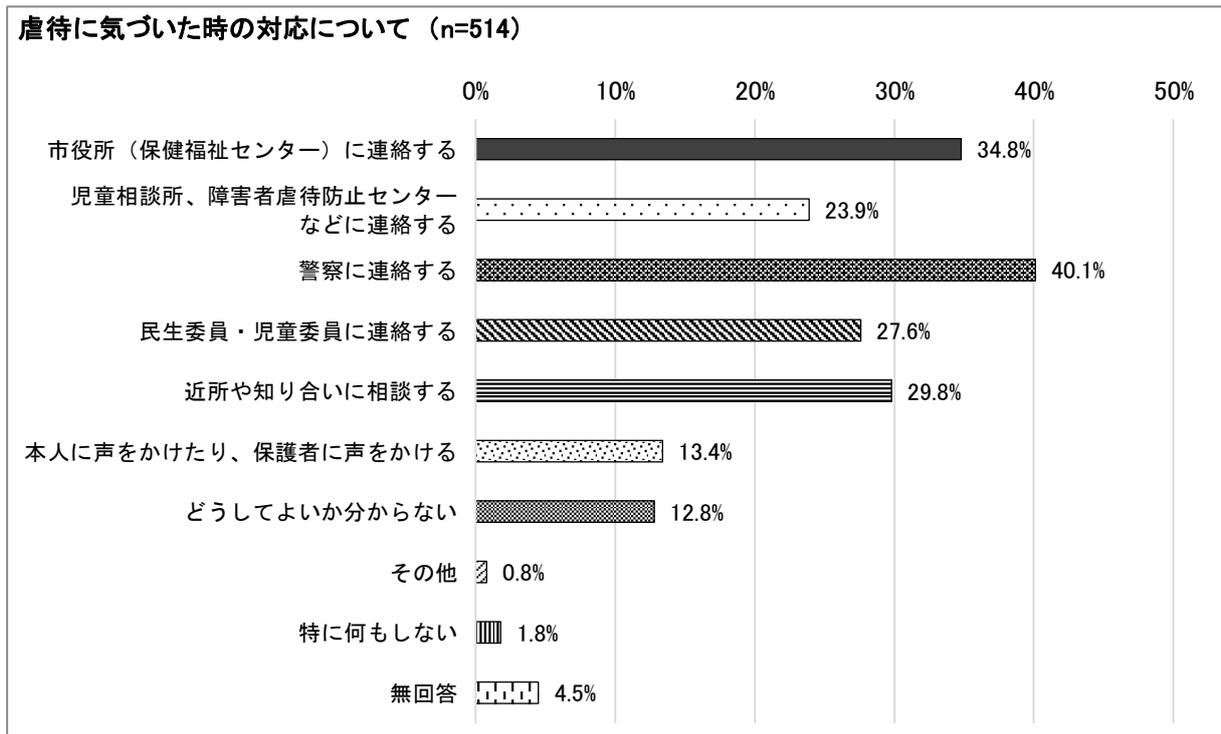
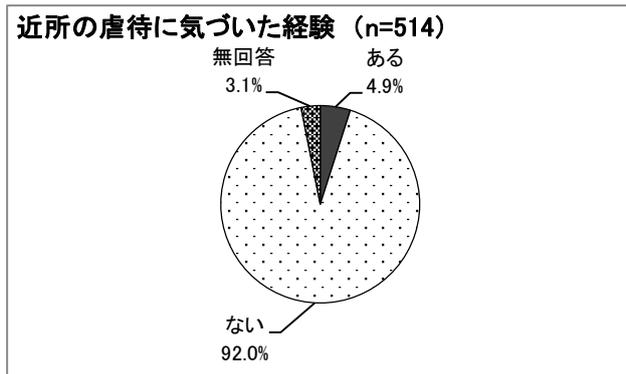
福祉教育を受けた経験について (n=514)



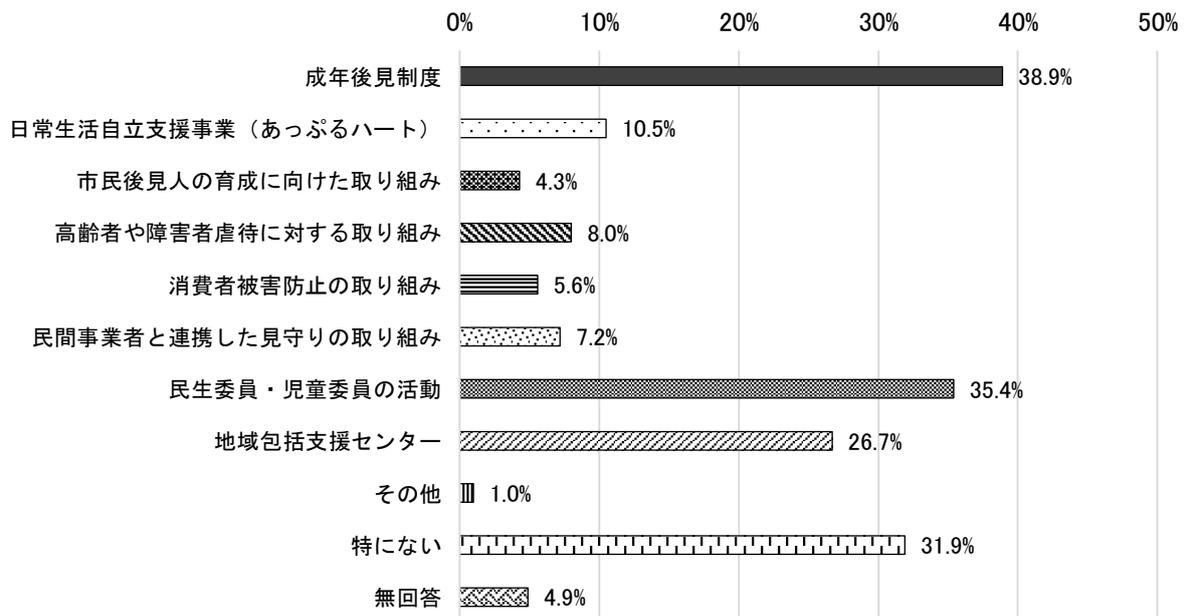
福祉教育を効果的に行うために必要だと思う取組 (n=514)



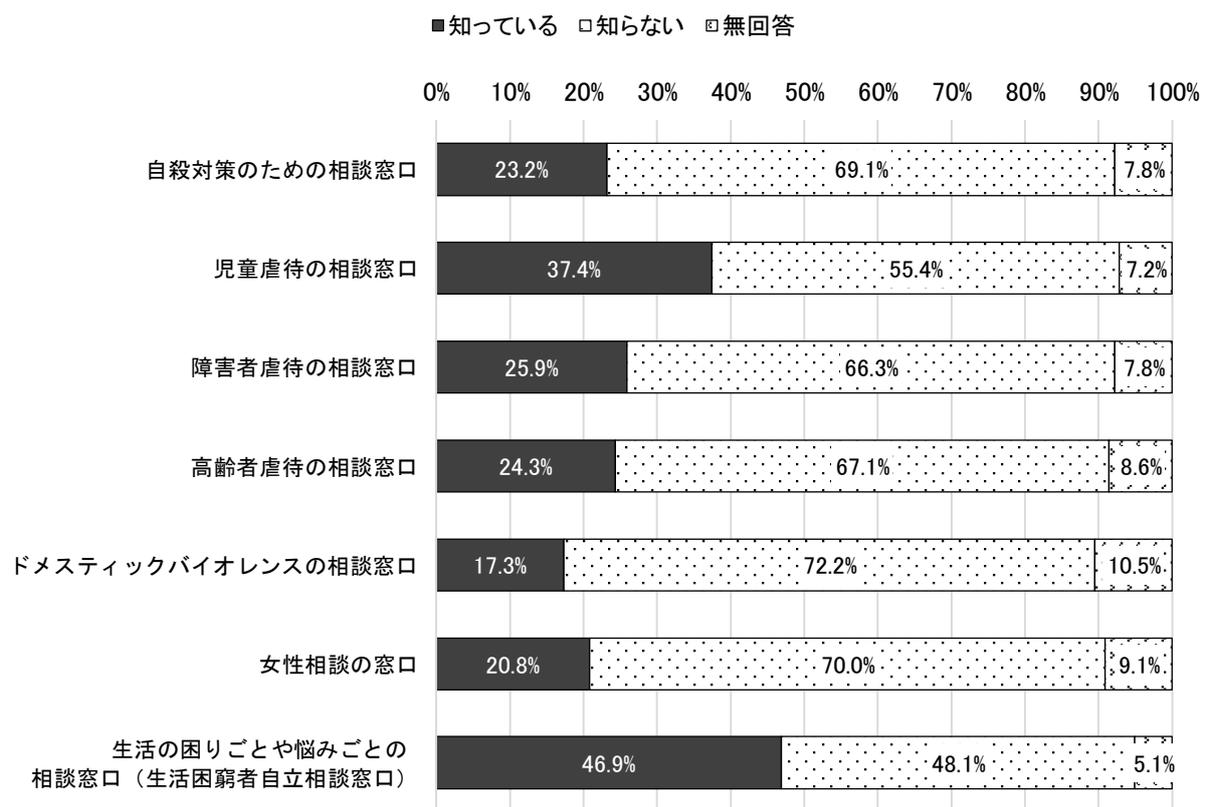
● 権利擁護について



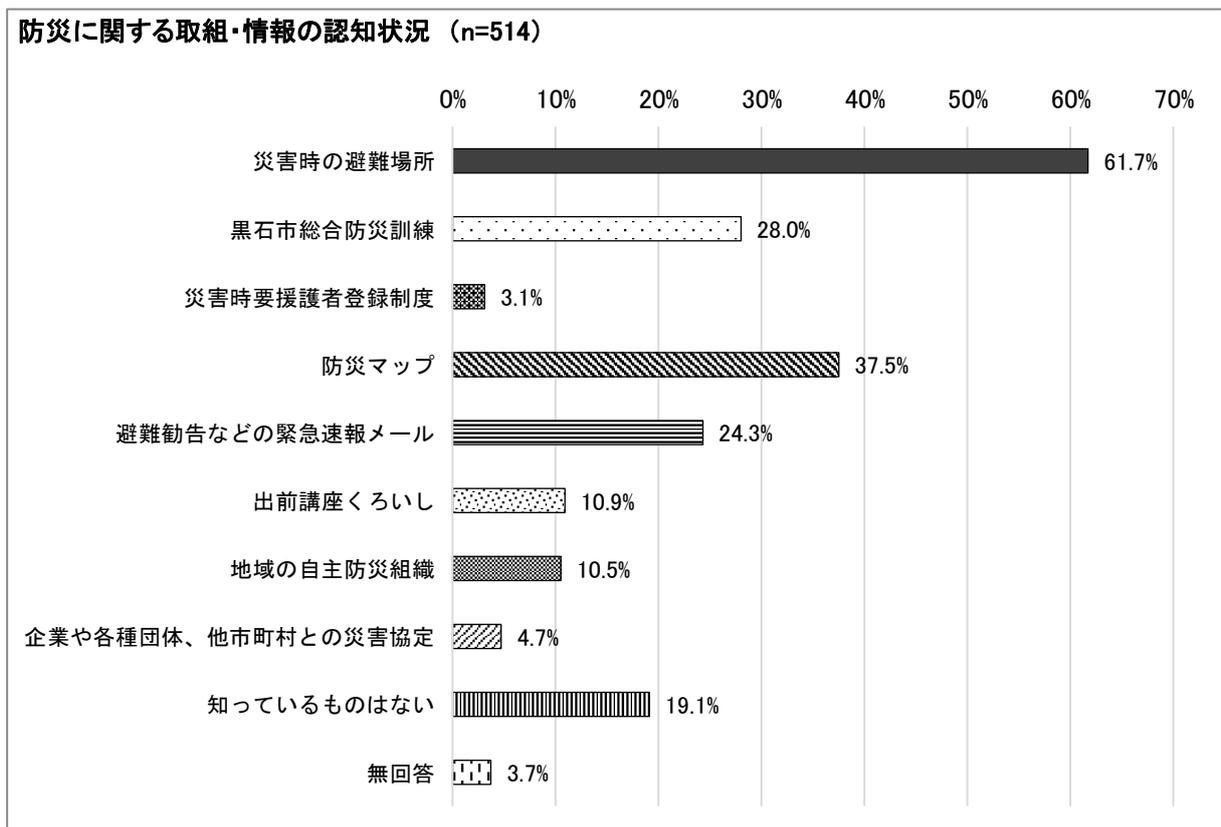
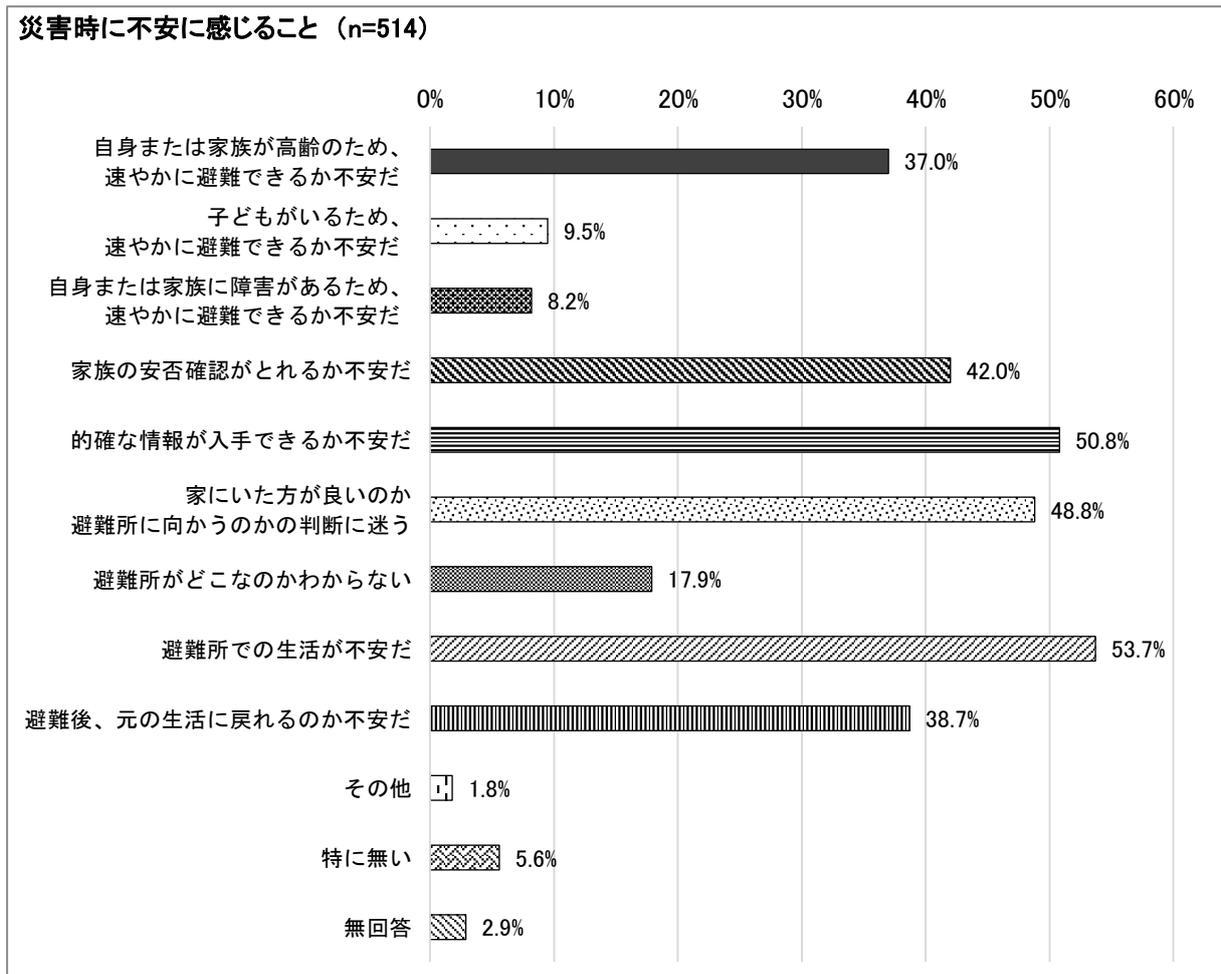
高齢者や障がい者などの権利を擁護する取組の認知状況 (n=514)



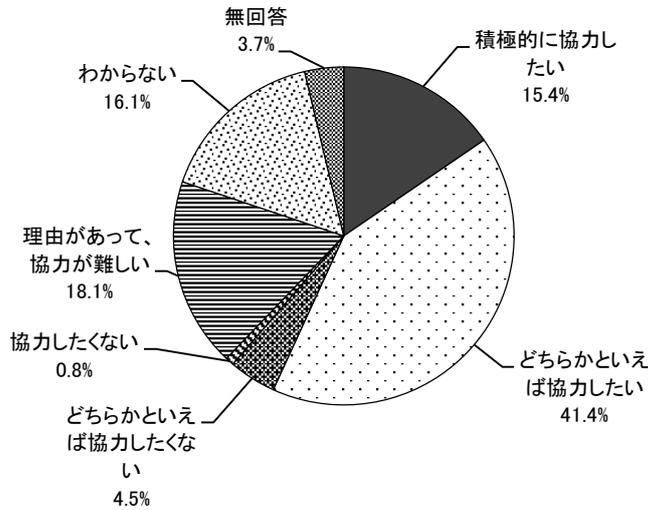
黒石市内の各相談窓口の認知状況 (n=514)



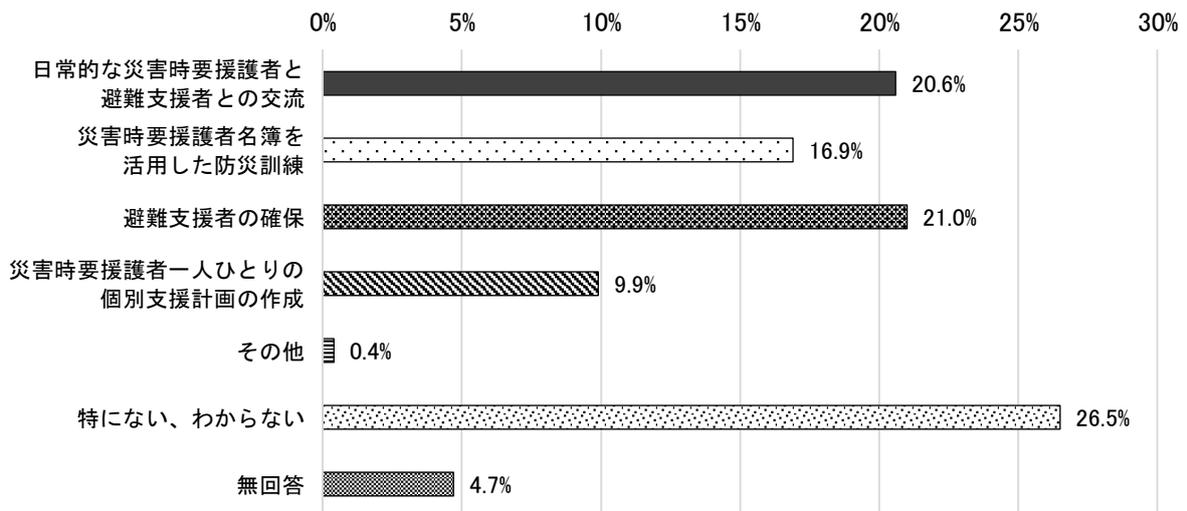
● 防災について



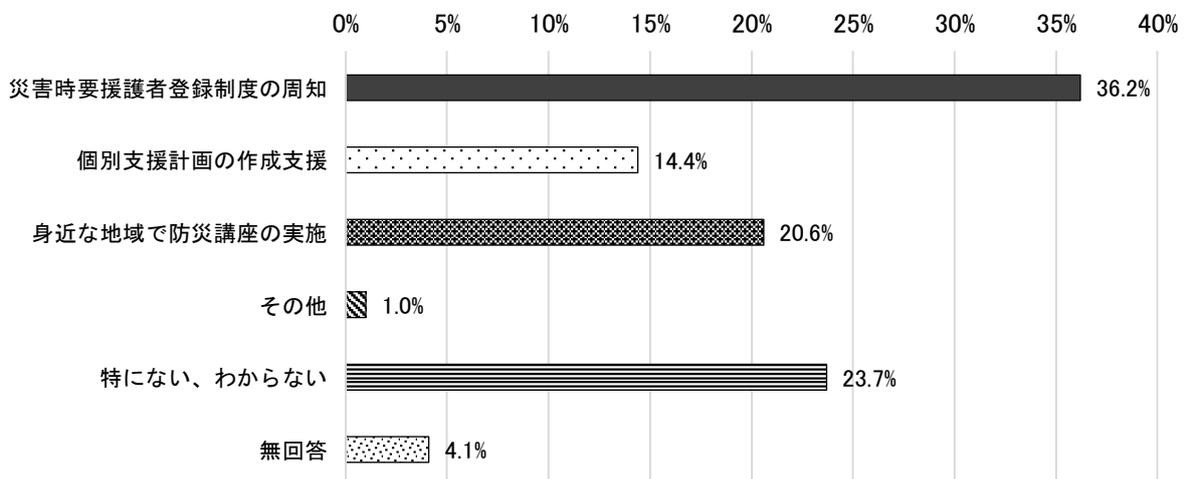
災害時要援護者の支援への協力について (n=514)



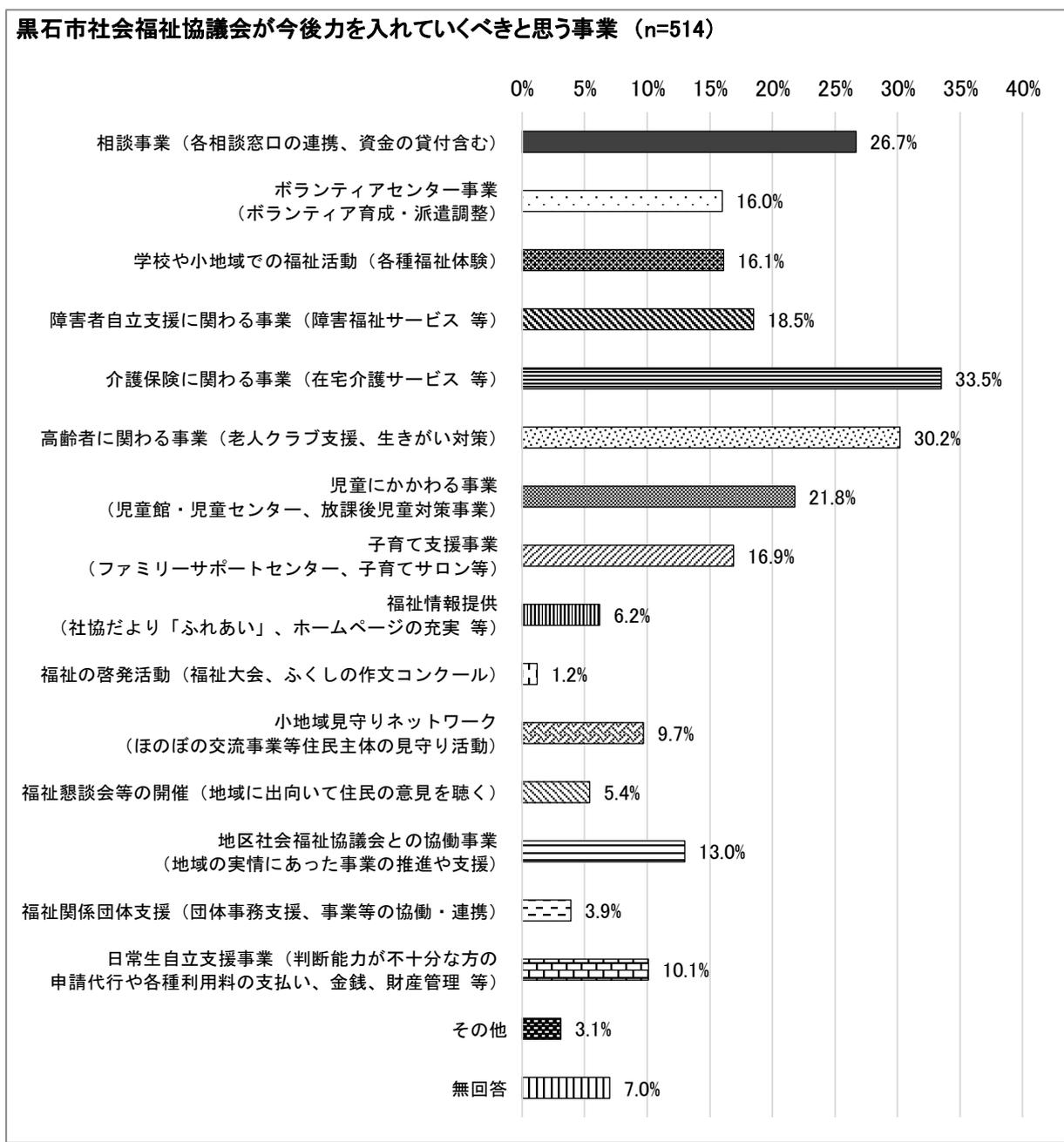
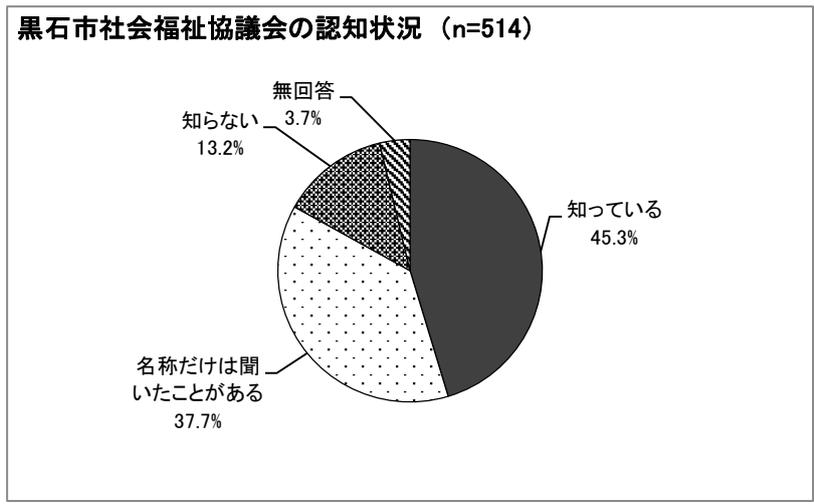
災害時要援護者への支援を進めるうえで優先すべき地域の取組 (n=514)



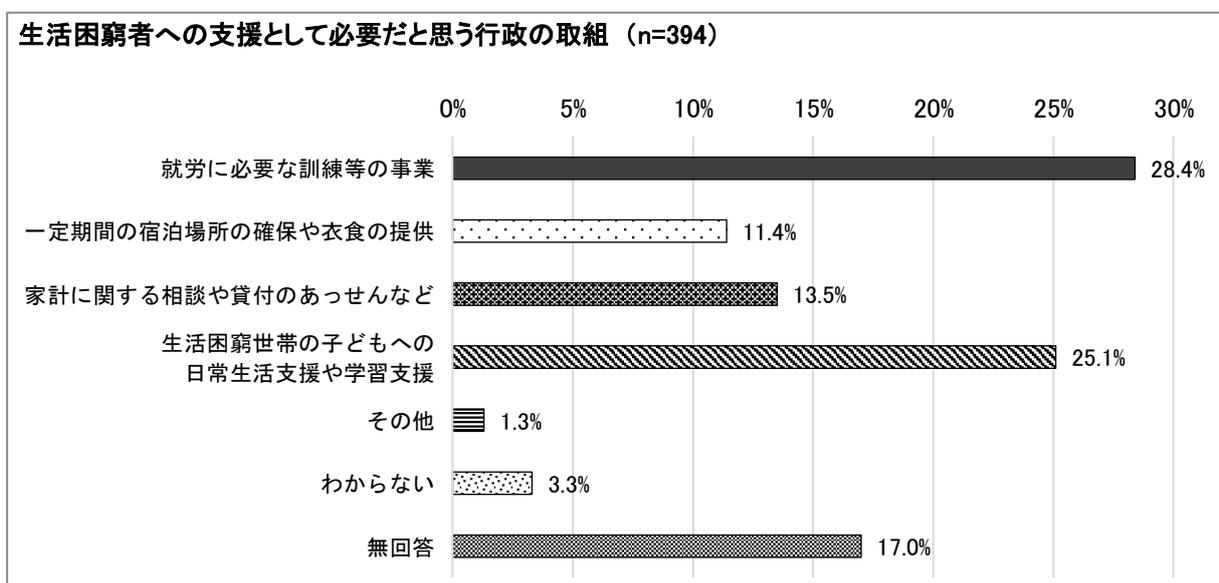
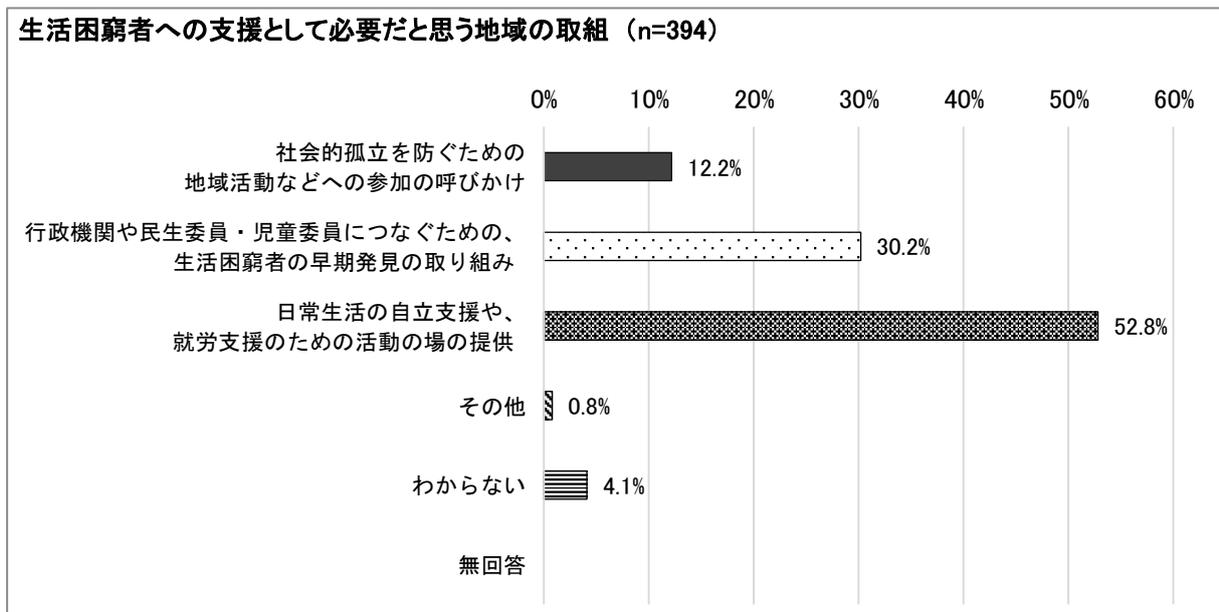
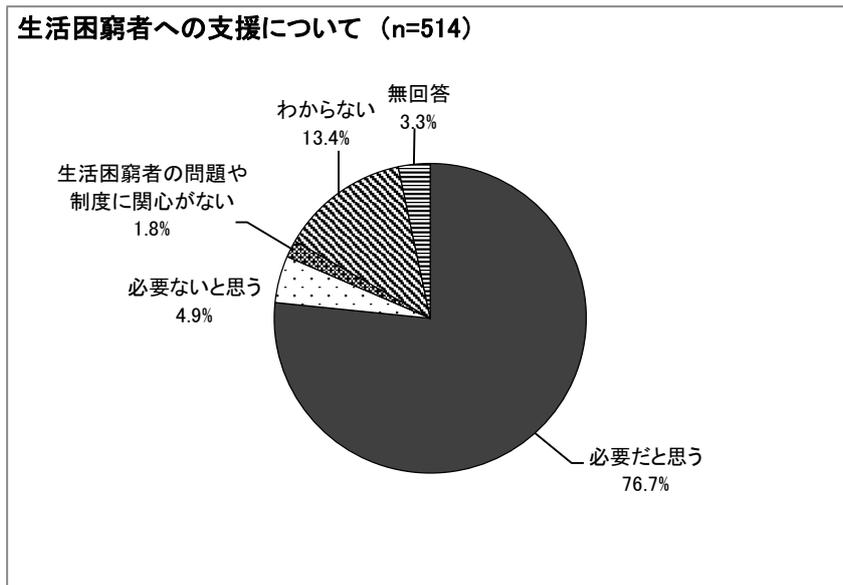
災害時要援護者への支援を進めるうえで優先すべき行政の取組 (n=514)



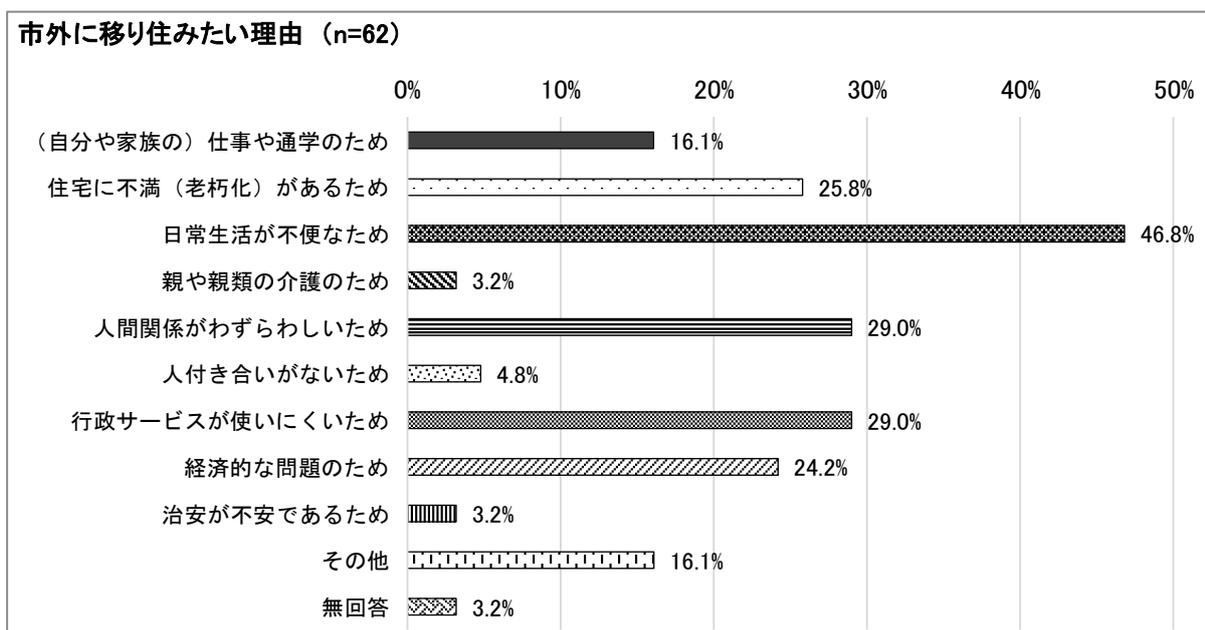
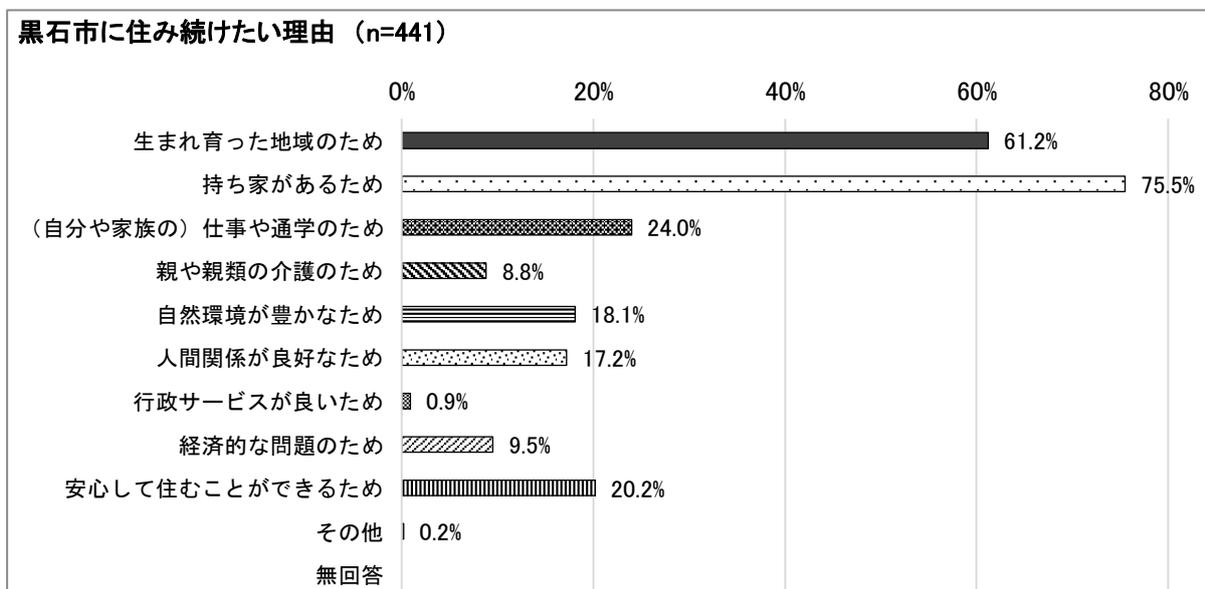
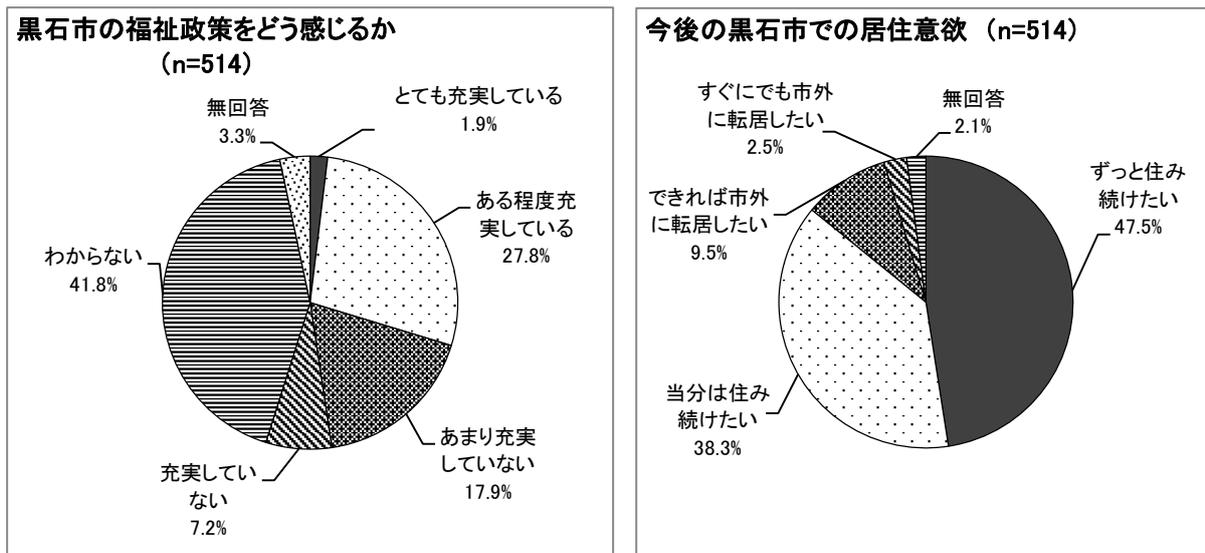
● 社会福祉協議会について



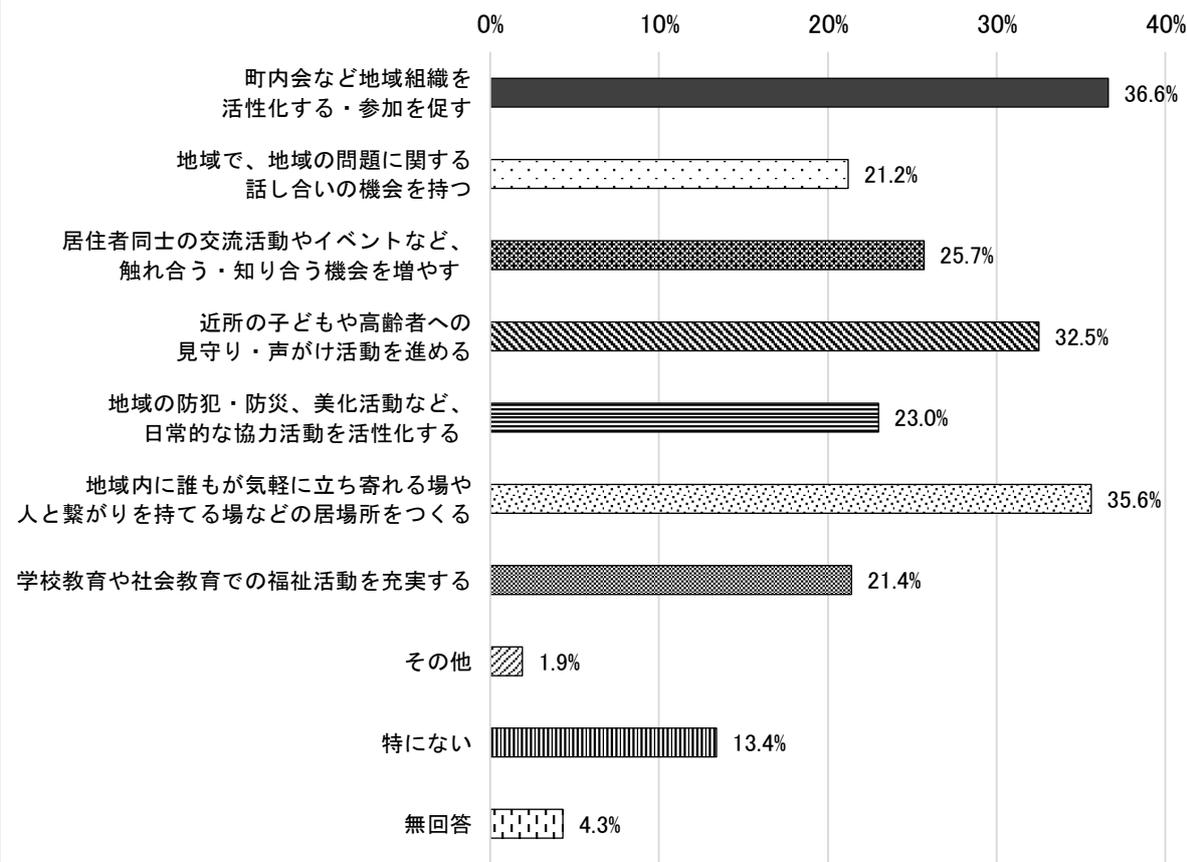
● 生活困窮者への支援について



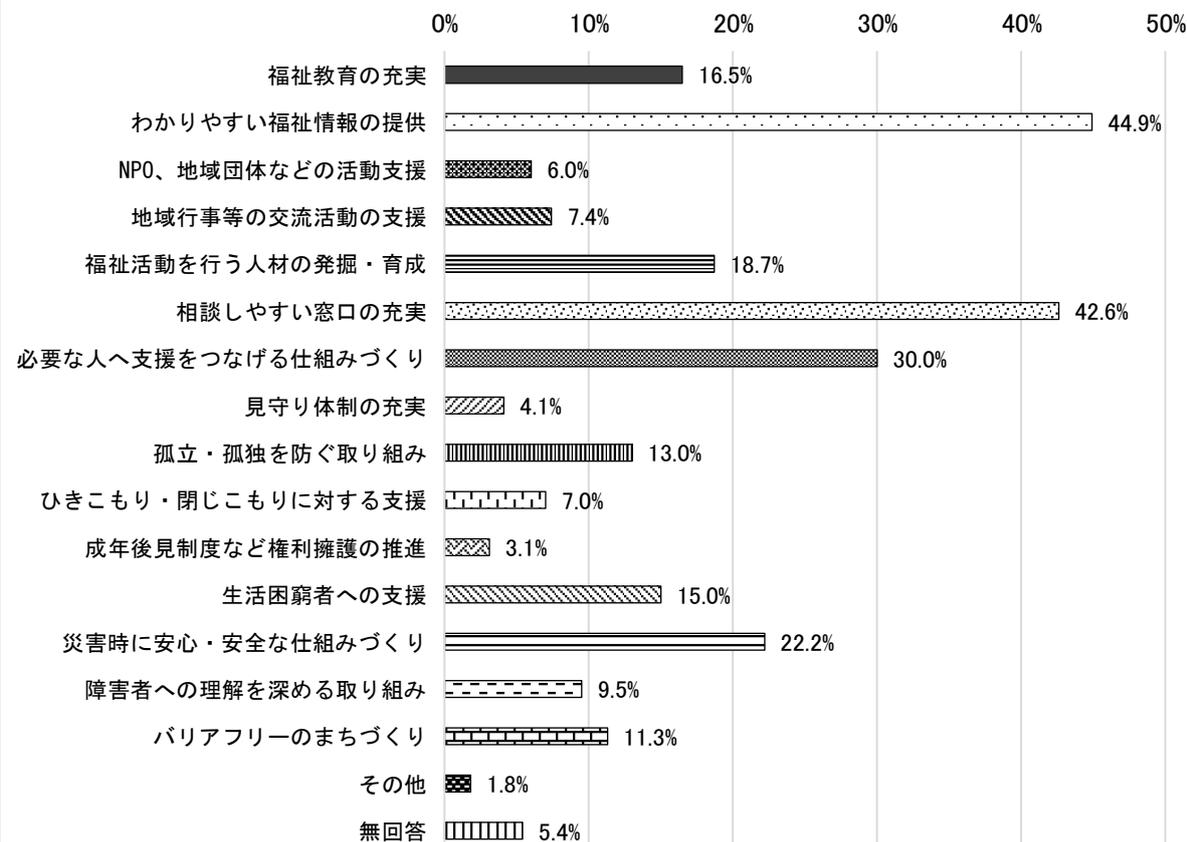
● 福祉政策について



地域における助け合い・支え合いを活発にするために重要だと思うこと (n=514)



福祉政策の充実のために市が取り組むべき施策 (n=514)



● 自由意見（抜粋）

■ 税金等について

- ◆ 特に行政には期待はしてませんが、あまり必要のない箱物にお金を使わないでほしいです。私達が払っている税金、本当に必要なことに使ってもらいたい。（浅瀬石地区、40歳代）
- ◆ 市民の負担ばかりがどんどん増しているように感じます。例えば市民税やゴミ袋や水道料金など、人口が少ないせいもあると思うけれど、弘前市などと比べると暮らしづらと思います。（追子野木地区、60歳代）
- ◆ ゴミ袋が高すぎるので安くして下さい。（西部地区、30歳代）
- ◆ 無駄な道路工事、建築物の建築など、なぜここが？という場所などが多数ある。もう少し本当に必要か判断し行ってほしい。税金の無駄使いと思うことが多い。（東地区、40歳代）
- ◆ 数年前まで親を車椅子で病院に通ってました。道路が「ガタガタ」でいつも叱られました。快適に歩ける道路を希望します。（上十川地区、60歳代）
- ◆ 冬場の除雪が出来ていない、酷すぎる。（山形地区、60歳代）
- ◆ 福祉云々の前にインフラを整えてほしい。上下水道を整えるとか、ごみ処理施設の改善、毎朝の渋滞対策など、他の町や県と比べて生活しづらいことが多い。老人や子供に気をつかうのはわかるが、人口を減らさないために何をすべきなのかを、働いている世代の目線で考えてほしい。（中部地区、20歳代）

■ 若い世代への支援について

- ◆ 人口減少への対策としては、子育て世代に黒石市を選んでもらう必要があると思う。近隣市町村よりも手厚い補助や減税等の取り組みがあれば、近隣市町村に家を建て転出してしまうケースも少なくなるのではないのでしょうか。（東地区、40歳代）
- ◆ 子供達が生活しやすい、勉強しやすい、親御さんが育児しやすい町作りを希望します。学校には全てエアコンを取り付け、中学校又は高校まで医療費無料など。財政的に厳しい状況にあるのは理解していますが、大胆な改革をしないと、人口は減る一方。財政はますます厳しくなるように思えます。（追子野木地区、30歳代）
- ◆ 黒石市は近隣市町村と比べて子育て支援が悪い。改善しなければ、若い世代の流出が止まらないと思います（医療費、保育料等々の事です）。（中部地区、40歳代）
- ◆ 現在黒石中に通う子供がおります。今年の夏はとても暑く、学校での勉強（教室）が大変な様です。周囲の学校（小中学）にはクーラーが取り付けられたと聞きました。黒石市での対応はどの様になっているのでしょうか？高齢者問題もとても大事な事です。未来ある子供達にも目を向けて頂きたいです。毎日毎日暑さとの戦いです。（追子野木地区、50歳代）

■ 情報の発信について

- ◆ 現在、黒石市の問題点となっていることが情報として入ってきていないため、SNS・メディアを通して発信もしていただけたら、認知しやすいと思っております。
(浅瀬石地区、20歳代)
- ◆ 市が取り組んでいる組織名や活動内容をもっとわかりやすく提供してほしい。
(西部地区、60歳代)
- ◆ よく携帯でのニュースを見るのですが、今後ペーパーレスの時代に入ると思うので、今後は市内だけでも良いと思うので、携帯で情報を取り入れる仕組みづくりを考えて頂けたらと思います。(西部地区、30歳代)

■ 相談について

- ◆ 以前、市役所隣にある福祉相談窓口で、担当の女性の方が、他の人へ聞こえるような大きな声で、その人の情報（身内の方の事）をベラベラと話しているのを見ました。個人的な情報をあんなに大きな声で、それも、職員らしくない表現もされていました。個人の情報は大切にはされていないのだと思いました。上司の方も誰ひとり注意することもなかったです。相談される方の事をもっと考えていただきたいと思いません。(西部地区、40歳代)
- ◆ 行政の窓口にいる方々が、対応の違いがありすぎて、市役所に行くのがイヤになります。とても親切に対応してくれる人もいれば、上から目線の人もあります。(北地区、50歳代)
- ◆ 市役所へ行くのに敷居が高い。どこへ行ったらいいかわからない。(中部地区、30歳代)

■ アンケートについて

- ◆ 毎回いろんなアンケートに答えていますが、集計結果をどう読んでどう判断し、以後の方針にどう役立ったかについて、見えない事が大半です。願わくば、このアンケートを貴機関でまとめたあと、きちんと公表していただきたいです。(浅瀬石地区、60歳代)

第 4 次 黒石市 地域福祉計画
黒石市成年後見制度利用促進基本計画

発行日 令和 3 年 3 月

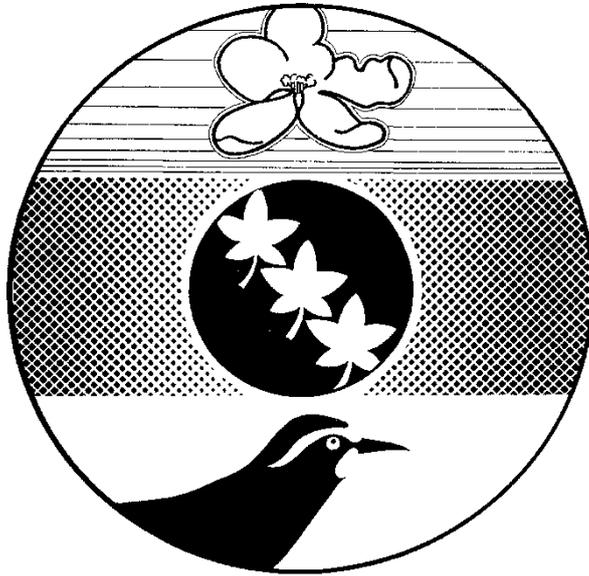
発 行 黒石市

編 集 健康福祉部 福祉総務課

〒036-0396

青森県黒石市大字市ノ町 11 番地 1 号

電話 0172-52-2111（代表）



黒石市の花・木・鳥

りんご / もみじ / セグロセキレイ
平成6年10月1日指定